

平成19年6月熊野市議会定例会会議録目次

第1日目（6月11日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
議事日程	3
開 会	5
諸般の報告	5
説明のための出席者	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案第1号	9
議案第2号	9
議案第3号	9
議案第4号	10
議案第5号	11
議案第6号	11
議案第7号	12
議案第8号	12
議案第9号	13
議案第10号	13
議案第11号	14
報告第1号	15
報告第2号	16
報告第3号	16
報告第4号	17

報告第5号	18
報告第6号	19
報告第7号	20
散 会	21

第2日目（6月20日）

出席議員	23
欠席議員	23
説明のため出席した者の職氏名	24
会議に出席した事務局職員の職氏名	24
議事日程	25
開 議	26
一般質問	26
延 会	96

第3日目（6月21日）

出席議員	98
欠席議員	98
説明のため出席した者の職氏名	99
会議に出席した事務局職員の職氏名	99
議事日程	100
開 議	101
一般質問	101
延 会	140

第4日目（6月22日）

出席議員	145
欠席議員	145
説明のため出席した者の職氏名	146

会議に出席した事務局職員の職氏名	146
議事日程	147
開 議	148
議案の訂正について	148
議案の質疑	149
議案第 1 号	149
議案第 2 号	150
議案第 3 号	152
議案第 4 号	153
議案第 5 号	153
議案第 6 号	154
議案第 7 号	154
議案第 8 号	154
議案第 9 号	154
議案第10号	155
議案第11号	155
常任委員会への付託	157
議案の質疑	157
報告第 1 号	157
報告第 2 号	158
報告第 3 号	158
報告第 4 号	158
報告第 5 号	158
報告第 6 号	159
報告第 7 号	159
請願の委員会付託について	159
散 会	160

出席議員	162
欠席議員	162
説明のため出席した者の職氏名	163
会議に出席した事務局職員の職氏名	163
議事日程	164
開 議	165
議案の訂正について	165
各常任委員長報告	166
総務財政常任委員長報告	166
教育民生常任委員長報告	167
産業建設常任委員長報告	167
委員長報告に対する質疑	167
討論・採決	168
議案第 1 号	168
議案第 2 号	168
議案第 3 号	169
議案第 4 号	169
議案第 5 号	170
議案第 6 号	171
議案第 7 号	171
議案第 8 号	172
議案第 9 号	172
議案第10号	173
議案第11号	173
請願第 2 号	174
日程の追加	174
議員提出議案第 1 号	175
閉 会	177

平成19年6月熊野市議会定例会会議録

平成19年6月11日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成19年6月11日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成19年6月11日（月）午前9時00分

開 議 平成19年6月11日（月）午前9時00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防 長	和田 文明 君	市 長 公 室 長	中田 裕三 君
総 務 課 長	城 六男 君	防 災 対 策 推 進 課 長	松下 任克 君
市 民 保 険 課 長	山本 達由 君	税 務 課 長	和田 仁 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	大江 文章 君	環 境 対 策 課 長	奥村 芳信 君
農 業 振 興 課 長	土口 直洋 君	林 業 振 興 課 長	島田 克史 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	山門 正昇 君	観 光 ス ポ ーツ 交 流 課 長	奥田 博典 君
建 設 課 長	森本 明 君	地 域 総 合 課 長	星山 政文 君
地 域 振 興 課 長	向山 兼司 君	福 祉 事 務 所 長	岡部 忠澄 君
会 計 課 長	柳本 秀和 君	水 道 課 長	鈴木 衛 君
教 育 長	杉松 道之 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	城 六男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	南 佳寿 君	監 査 委 員 事 務 局 長	原田 葉子 さん

職務の為出席者

事 務 局 長	岡本 憲明 君	次 長	西岡 久典 君
議 事 係 長	山口 耕作 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん

市長提出の議案名

議案第 1 号 熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 2 号 熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3 号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第 5 号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第7号 熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 紀南社会福祉施設組合理約の変更に関する協議について
- 議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について
- 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 平成18年度熊野市土地開発公社の決算について
- 報告第5号 平成18年度財団法人紀和町観光開発公社の決算について
- 報告第6号 平成18年度財団法人紀和町ふるさと公社の決算について
- 報告第7号 平成18年度有限会社熊野市観光公社の決算について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第134回三重県市議会議長会定期総会出席報告
- 2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明]

日程第3 議案第1号 熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第2号 熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第5 議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第6 議案第4号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

- 日程第7 議案第5号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第6号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第7号 熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第8号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第9号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第10号 紀南社会福祉施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第15 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第4号 平成18年度熊野市土地開発公社の決算について
- 日程第18 報告第5号 平成18年度財団法人紀和町観光開発公社の決算について
- 日程第19 報告第6号 平成18年度財団法人紀和町ふるさと公社の決算について
- 日程第20 報告第7号 平成18年度有限会社熊野市観光公社の決算について

午前 9時 00分 開会

開 会・開 議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年6月熊野市議会定例会を開会いたします。

諸 報 告

○議長（樋口雄史君） 会議に先立ち、諸般の報告につきましては、去る5月31日、第134回三重県市議会議長会定期総会が桑名市において開催され、私と副議長が出席いたしました。

その報告書はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（樋口雄史君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（樋口雄史君） それでは、これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（樋口雄史君） 日程第1「今期定例会の会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により、議長において、

9番 山本 良正君

18番 堀 力君

を指名いたします。

会期の決定

○議長（樋口雄史君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、本日から6月27日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間と決しました。

議案の上程（議案第1号～報告第7号）

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第1号「熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第20 報告第7号「平成18年度有限会社熊野市観光公社の決算について」まで、以上18件を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長(河上敢二君) おはようございます。

平成19年6月熊野市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、議会の議員及び市職員の日当を支給しない地域を拡大するため、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第2号「熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、委員等の費用弁償につきまして、本条例別表の旅費額表を適用する委員の範囲を改め、また委員等の日当を支給しない地域を拡大するため、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第3号 「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、特別職の職員の退職手当について任期満了で退職した場合の在職月数と支給月数の調整を図るため、また日当の支給につきましては、日当を支給しない地域を拡大することに伴い、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第4号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」につきましては、過疎地域等の特定地域における特別償却の対象となる設備を参照規定している表が見直し統合されたことに伴い、関係条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第5号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、職員の勤務時間、休日及び休暇等に係る人事院規則の一部改正に伴い、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第6号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、心身障害者の医療費の助成を受けることができる者を、市単独で拡大することに伴い、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第7号「熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案」につきましては、熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするに伴い、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第8号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」につきまして

は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成19年3月30日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第9号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」につきましては、建築基準法施行令の一部改正が平成19年3月16日に公布され、本年6月20日から施行されることに伴い、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第10号「熊野市社会福祉施設組合理約の変更に関する協議について」につきましては、介護保険法の改正により、養護老人ホームにおいても介護保険法に規定する介護サービスを提供することができることとなったため、組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号「平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」につきましては、紀南中核的交流施設整備事業支援補助金、及び障害者自立支援事業等の補正で、補正額は、1,143万8,000円、予算総額112億5,882万7,000円となっております。

以上で、議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成18年度熊野市一般会計補正予算のうち、総務費で庁内LAN整備事業及び熊野市総合計画策定事業、農林水産業費で柑橘選果施設整備事業、柑橘加工機器設置事業、林道開設事業及び漁港建設事業、商工費で湯の口温泉の坑道大規模改修事業、土木費で地方道路整備臨時交付金事業及びまちづくり交付金が事業、教育費で文化交流センター建設事業、災害復旧費で林道災害復旧事業及び道路河川災害復旧事業に係る予算の一部、または全部を翌年度に繰り越したので報告するものであります。

報告第2号「繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成18年度熊野市国民健康保険事業特別会計予算のうち、総務費で後期高齢者医療制度創設準備事業に係る予算の全部を翌年度に繰り越したので報告するものであります。

報告第3号「繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成18年度熊野市老人保健事業特別会計予算のうち、総務費で後期高齢者医療制度創設準備事業に係る予算の全部を翌年度に繰り越したので報告するものであります。

報告第4号「平成18年度熊野市土地開発公社の決算について」

報告第5号「平成18年度財団法人紀和町観光開発公社の決算について」

報告第6号「平成18年度財団法人紀和町ふるさと公社の決算について」

報告第7号「平成18年度有限会社熊野市観光公社の決算について」の報告第4号から第7号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく決算に関する報告であります。

以上、提案の理由を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上 程 議 案 の 内 容 説 明

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号から、議案第3号までについて、総務課長。

（総務課長 城 六男君 登壇）

○総務課長（城 六男君） 議案第1号「熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集1・2ページ、議案説明資料1ページから3ページまでをご覧ください。

本条例につきましては、第1条におきまして新旧対照表にありますように、議会の議員につきましては、これまで南郡・市内以外への出張はすべて日当が支給されていましたが、交通事情の変化等に対応するとともに、近隣市町の支給状況も勘案し、支給しない地域を県内は紀北町まで、和歌山県は太地町まで、奈良県は上北山村にまで拡大しようとするものであります。

同様に、第2条におきまして熊野市職員につきましても、日当を支給しない地域を拡大しようとするものであります。

続きまして、議案第2号「熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集2ページ及び議案説明資料の4・5ページをご覧ください。

本条例は、議案第1号と同じく委員等の費用弁償等につきまして、日当を支給しない地域を拡大すること、また本条例別表の旅費額表を適用する委員の範囲を改めようとするものであります。

続きまして、議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集3ページ及び議案説明資料の6・7ページをご覧ください。

本条例は、特別職の職員の退職手当について、任期満了で退職した場合の在職月数と支給月数の整合性を図るために第4条を改正し、さらに議会の議員、熊野市職員、委員等と同じく特別職職員につきましても日当を支給しない地域を拡大するため、条例の一部を整備しようとするものであります。

以上、議案第1号から第3号まで内容のご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第4号について。

税務課長。

（税務課長 和田 仁君 登壇）

○税務課長（和田 仁君） 議案第4号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

今回の所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、所得税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日公布されましたことにより改正でございます。

今回の改正点は、引用する租税特別措置法において半島振興対策実施地域及び過疎地域における工業用機械等の特別償却制度の統一に伴うものであります。なお、この改正による税の減免による増減はございません。

それでは順を追ってできるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案集では5ページではございますが、別冊議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料8ページの新旧対照表をご覧ください。条例案第1条の熊野市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例、本則の改正であります。条例第2条第1項は、引用する租税特別措置法第12条第1項の表及び第45条第1項の表が改正され、それぞれ第2号が第1号になるものであります。

次に、資料9ページをお願いします。条例案第2条の熊野市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例、本則の改正であります。条例第2条第1項は、さきにご説明いたしました条例案第1条熊野市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正と同じく、引用する租税特別措置法第12条第1項の表及び第45条第1項の表が改正され、それぞれ第2号が第1号になるものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第5号について。

総務課長。

(総務課長 城 六男君 登壇)

○総務課長(城 六男君) 議案第5「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集6ページ、説明資料の10ページをご覧ください。

本条例は、人事院規則の一部改正に伴い、これまで職員に付与していた1日30分間の休息時間を廃止するため、休息时间について定めていた第7条を削除するものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(樋口雄史君) 次に、議案第6号について。

市民保険課長。

(市民保険課長 山本達由君 登壇)

○市民保険課長(山本 達由君) 議案第6号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の7ページと、あわせて議案説明資料の11ページをお開きください。

今回の条例改正は、福祉医療費のうち、市単独で知的障害者の対象者を拡大し、その自己負担の一部を助成しようとするものであります。現行では助成の対象者が知的障害の程度が最重度、または重度の者となっております。条例改正により平成19年9月1日からその対象者を知的障害の程度が中度の者にまで拡大し、対象医療費の自己負担額のうち、その3分の2を助成しようとするものであります。さらにこれらに伴い関係する条項の整備をしようとするものであります。

それでは各条項別にご説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをお開きください。

第2条第1項は、心身障害者の定義に関する規定であり、同条第1項第4号を新たに定めようとするもので、判定機関において知的障害者と判定された者のうち、知能指数が36以上50以下の者、または療育手帳の障害程度が中度の者を新たに定めようとするものであります。

次に議案説明資料の14ページをお開きください。

第5条は対象医療費に関する規定であり、同条第1項第4号を新たに定めようとするもので、判定機関において知的障害者と判定された者のうち、知能指数が36以上50以下の者、または療育手帳の障害程度が中度の者に係る対象医療費のうち、3分の1に相当する額は助成の対象としないという規定であります。

附則につきましては、施行日を平成19年9月1日と定めるものであります。

以上、議案第6号につきまして内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第7号について。

環境対策課長。

（環境対策課長 奥村芳信君 登壇）

○環境対策課長（奥村芳信君） 議案第7「熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の8ページ、議案説明資料の15ページをご覧ください。

本議案につきましては、人事院規則の一部改正に準じて、熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、休息時間を廃止しようとするに伴い、職員の勤務時間が15分延長されますことから、熊野市廃棄物処理施設条例第5条に定めております、熊野市クリーンセンター有馬不燃物処分場及び紀和し尿処理場の処理施設の使用時間を15分延長し、午後4時45分に改めようとするものであります。

附則につきましては、施行日を定めたものであります。

以上で内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第8号及び議案第9号について。

消防長。

（消防長 和田文明君 登壇）

○消防長（和田文明君） 議案第8号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集9ページ及び議案説明資料16ページから18ページをお願いいたします。

今回の改正は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う改正であります。

この政令の改正は最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額167円を、2人までの扶養親族に係る加算額200円と同額に引き上げるものです。

今回の条例改正の内容につきましては、第5条第3項中のうち、2人までを削除し、それぞれ200円を、1人につき200円に改め、その他の扶養親族について、1人につき167円を削除するものであります。

なお、附則につきましては、施行を公布の日からといたします。

続きまして、議案第9号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」につきまして、説明申し上げます。

今回の改正は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成19年3月16日に公布され、同年6月20日から施行されることに伴う改正であります。

この政令では、条例で引用している建築基準施行令の一部改正等がなされ、条項の整理等所要の改正が行われることになっております。今回の条例の改正の内容につきましては、第29条の3第1項第2号中、第13条の3第1号を、13条第1項に改めるものであります。

なお、附則につきましては、施行を公布の日といたします。

以上、議案第8号、議案第9号につきまして、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第10号について。

健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 大江文章君 登壇）

○健康・長寿課長（大江文章君） 議案第10号「紀南社会福祉施設組合規約の変更に関する協議について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案集11ページ及び議案説明資料の23ページをご覧ください。

本案につきましては、平成18年4月の介護保険法の改正により、養護老人ホーム松濤園においても、介護保険法に規定する介護サービスを提供することができることとなったため、組合規約を変更しようとするものであります。

条を追ってご説明いたします。

第3条につきましては、第1号に従来からの老人福祉法に規定する養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務を、第2号には新たに介護保険法に規定されている介護サービスを提供できる指定特定施設入居者生活介護及び指定訪問介護等の事業の設置、管理並びに運営に関する事務を組合の共同処理する事務として加えるため改めようとするものであります。

第11条第1項中の改正につきましては、組合の経費に介護保険法による介護給付費を新たに追加しようとするものであります。

附則につきましては、施行日を平成19年7月1日からとするものであります。

以上ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、議案第11号及び報告第1号について。

市長公室長。

（市長公室長 中田裕三君 登壇）

○市長公室長（中田裕三君） まず、議案第11号「平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由といたしましては、社会福祉費県補助金並びに参議院議員通常選挙に係る啓発推進委託金に追加内示があったこと、また金山パイロット園地内で実施されます紀南中核的交流施設整備事業に係る紀南地区3市町の負担割合が決まったことに伴う、熊野市分補助金に要する経費等の補正でございます。

それでは別冊の平成19年度熊野市補正予算書をご覧ください。

まず1ページですが、第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1,143万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ112億5,882万7,000円とするものであります。

第2条債務負担行為の補正は3ページですが、紀南中核的交流施設整備事業支援補助金につきまして、期間、限度額を定め、債務負担で実施しようとするものであります。ここで補正予算の内容説明に入ります前に、今回補正の主な理由の一つでございます紀南中核的交流施設整備事業支援補助金につきまして、ご説明いたします。

本事業に対する事業者への補助金につきましては、計画段階より30億円を限度額としまして、この額にプラス借入金に対する利息に対し、三重県が9割補助、残り1割を紀南地区3市町で補助することとなっております。この3市町の負担割合が県の指示されました案に基づきまして、それぞれの3市町で補助金として支出することが合意決定されたことに伴い、補正するものでございます。

3市町の負担割合でございますが、県の補助残、すなわち対象事業費の1割に相当する額の80%を熊野市が、御浜町が13%、紀宝町が7%、それぞれ補助する計画となっております。

それでは内容の説明に入らせていただきます。5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。5ページは歳入の総括、6・7ページは歳出の総括であります。

8・9ページからの歳入ですが、款14県支出金、項2補助金、目2民生費県補助金13万5,000円の増額補正は、社会福祉費県補助金の増であります。

項3委託金、目1総務費委託金7万6,000円の増額補正は、参議院議員選挙啓発推進に係る委託金の増であります。

款18、項1、目1繰越金 1,005万 7,000円の増額補正は、前年度繰越金の増であります。
次に10・11ページからの歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費 981万 4,000円の増額補正は、紀南中核的交流施設整備事業支援補助金の増、並びに今回松阪市が主体となりまして松阪市以南の地域の活性化を図る目的で立ち上げられました南三重活性化協議会負担金の増であります。

項4選挙費、目3参議院議員選挙費 7万 6,000円の増額補正は、7月に行われる参議院議員通常選挙啓発推進費の増であります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費 130万 5,000円の増額補正は、障害者自立支援事業費の増であります。

次に12・13ページで、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費24万 3,000円の増額補正は、新姫特産品化推進事業費の増であります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費は予算の組み替えであります。

14・15ページの債務負担行為に関する調書につきましては、今回補正しました紀南中核的交流施設整備事業支援補助金について、当該年度以降の支出について整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号について、ご説明させていただきます。

報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案集の14ページをお願いいたします。

平成18年度熊野市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成18年度中に繰越明許費として議決をいただいております事業と金額について、平成19年度へ繰り越したものでございます。

事業別にご説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、庁内LAN整備事業につきましては 3,428万 3,000円の全額を、熊野市総合計画策定事業につきましては57万 8,000円のうち57万 7,500円を、款5農林水産業費、項1農業費、柑橘選果施設整備事業につきましては 998万 9,000円の全額を、柑橘加工機器設置事業につきましては 5,932万 5,000円の全額を、項2林業費、林道開設事業につきましては 7,527万 5,000円のうち 7,527万 3,600円を、項3水産業費、漁港建設事業につきましては 3,260万 1,000円のうち 3,260万 700円を、款6商工費、項1商工費、湯

の口温泉坑道大規模改修事業につきましては、2,721万6,000円のうち2,715万円を、款7土木費、項2道路橋りょう費、地方道路整備臨時交付金事業につきましては1億751万3,000円のうち5,086万890円を、項5都市計画費、まちづくり交付金事業につきましては、1億802万5,000円のうち7,166万9,500円を、款9教育費、項5社会教育費、文化交流センター図書館建設事業につきましては6,887万5,000円の全額を、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、林道災害復旧事業につきましては362万8,000円のうち362万7,250円を、項2公共土木施設災害復旧費、道路河川災害復旧事業につきましては7,829万5,000円のうち5,862万6,000円を右の財源内訳欄に記載するそれぞれの財源を伴い、平成19年度へ繰り越しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、報告第2号及び報告第3号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 山本達由君 登壇）

○市民保険課長（山本 達由君） 報告第2号及び報告第3号「繰越明許費繰越計算書について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、議案集の15ページをお開きください。

報告第2号「平成18年度熊野市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、平成18年度中に繰越明許費として議決をいただきました後期高齢者医療制度創設準備事業に係るものであります。16ページにはその内容を記載しております。

平成19年度への繰越額につきましては、款1総務費、項1総務管理費、後期高齢者医療制度創設準備事業519万8,000円の全額でありまして、その財源は国庫支出金250万円、一般財源269万8,000円であります。次に17ページをお開きください。

報告第3号「平成18年度熊野市老人保健事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成18年度中に繰越明許費として議決をいただきました後期高齢者医療制度創設準備事業に係るものであります。18ページにはその内容を記載しております。

平成19年度への繰越額につきましては、款1総務費、項1総務管理費、後期高齢者医療制度創設準備事業2,625万円の全額でありまして、その財源は国庫支出金391万2,000円、一般財源2,233万8,000円であります。

以上、報告第2号及び報告第3号をご報告申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、報告第4号について。

市長公室長。

（市長公室長 中田裕三君 登壇）

○市長公室長（中田裕三君） 報告第4号「平成18年度熊野市土地開発公社の決算について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

別冊の事業報告書並びに決算報告書をご覧ください。

1 ページの事業報告書につきまして、1 の事業の概要につきましては、金山定住促進団地整備事業として測量設計業務委託並びに借入金に対する利息の支払いを行っております。

2 は理事会議決事項を、3 は監査事項を、次に2 ページに移りまして、4 は役員に関する事項を記載いたしております。4 ページ損益計算書につきましては、事業収益及び事業原価ともに0円であり、したがって事業総利益は0円でございます。

販売費及び一般管理費は14万 7,336円でございますので、事業損失は14万 7,336円となります。この販売費、一般管理費の明細につきましては、次の5 ページに記載いたしております。

次に4 事業外収益でございますが、受取利息の 8,378円でございます。したがって、計上損失といたしましては、事業損失より事業外収益を差し引きしました13万 8,958円で、当期損失は同額となります。

次に6・7 ページの貸借対照表につきまして、資産の部、1 流動資産は現金及び預金が、1,054万 8,029円で、内訳は定期預金が 1,000万円、普通預金54万 8,029円でございます。未成土地、これは所得原価を示すもので、土地造成にあたり完成前の土地を意味します。この未成土地で 5,389万 7,018円、流動資産合計は 6,444万 5,047円でございます。

2 固定資産は、有形固定資産で4万 4,050円で、備品の現在高でございます。したがって、資産合計は 6,448万 9,097円でございます。

次に7 ページ、負債の部でございますが、固定負債につきましては、長期借入金で 5,385万 3,404円でありまして、負債合計は同額でございます。

資本の部につきまして、基本金 1,000万円は公社設立時の出資金でございます。準備金では前期繰越準備金77万 4,651円より、当期損失13万 8,958円を差し引きしました63万 5,693円でございます。資本合計は 1,063万 5,693円でございます。負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は 6,448万 9,097円は、6 ページの資産合計と符合いたしております。

8 ページは財産目録、9 ページは有形固定資産明細書、長期借入金明細書、基本金明細書、10ページ・11ページは未成土地明細表でございます。

12ページの準備金処分計算書につきまして、当期末処分準備金は、1の前期繰越準備金から2の当期損失を差し引いた63万 5,693円であり、これを次期繰越準備金とすることといたします。13ページは監査意見書を添付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、報告第5号及び報告第6号について。

地域振興課長。

（地域振興課長 向山兼司君 登壇）

○地域振興課長（向山兼司君） 報告第5号「平成18年度財団法人紀和町観光開発公社の決算について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

別冊の事業報告書及び決算報告書をご覧ください。

1ページの事業報告書、1事業の概要につきましては、公社の運営事業決算額であります。2は理事会に関する事項、2ページの3は監査に関する事項、4については役員に関する事項を記載をしております。

次に3ページの貸借対照表であります。資産の部・流動資産合計は3,047万 6,063円で、内訳は現金 334万 4,406円、普通預金 1,880万 164円と、売掛金 326万 1,510円から、繰越貯蔵品 220万 7,592円までの合計であります。普通預金の1,880万 164円は、平成19年3月31日現在の買掛金、未払金等であります。

・固定資産税は、有形・無形を合わせて1,907万 3,719円あります。

次に負債の部の流動負債は1,978万 4,633円で、買掛金 843万 1,153円から、未払消費税 202万 3,400円までの合計となっております。

続いて資本の部につきましては、1資本金 1,000万円、2法定準備金 1,820万円、・剰余金 156万 5,149円となっております。負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は4,954万 9,782円となり、資本合計と符合をいたしております。

4ページは収支計算書であります。営業損益の営業収入が2億 1,355万 2,772円に対し、営業費用は2億 1,571万 2,315円であり、営業利益がマイナス 215万 9,543円でございます。営業外損益の営業外収入 150万 3,097円がそのまま営業外利益となっております。したがって、営業外利益の150万 3,097円から、営業利益のマイナス 215万 9,543円を差し引きますと、マイナス65万 6,446円の経常利益となり、特別利益額 195万 4,500円を差し引いた129万 8,054円が当期利益であります。

5ページには財産目録、6ページには監査報告書の写しを添付いたしております。

引き続きまして、報告第6号「平成18年度財団法人紀和町ふるさと公社の決算について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

別冊の事業報告書及び決算報告書をご覧ください。

1ページの事業報告書及び決算報告書をご覧ください。1ページの事業報告書、1事業の概要につきましては、公社運営事業決算額であります。2は理事会に関する事項、3は監査に関する事項を記載いたしております。

次に2ページの貸借対照表であります。資産の部、1流動資産の合計は5,668万853円で、主なものは普通預金が2,529万8,965円です。この普通預金は平成19年3月31日現在の収益金及び未払金等で、商品の1,838万4,638円は期末の棚卸額です。

・固定資産の合計は、1億3,725万4,270円であり、流動資産と固定資産の合計は、1億9,393万5,123円となっております。

次に負債の部の1流動負債の合計は110万743円で、預り金と未払消費税となっております。

・固定負債はありません。

続いて・正味財産につきましては、運用財産と剰余金の合計で1億9,283万4,380円となっております。負債正味財産合計は1億9,393万5,123円となり、資産合計と符合をいたしております。

3ページの収支計算書であります。営業損益の部では売上高が4,072万4,833円で、商品棚卸残高がマイナス80万3,196円です。売上粗利益は4,152万8,029円となります。したがって、販売一般管理費が7,957万9,218円です。売上粗利益から販売一般管理費を差し引きますと、営業損益はマイナス3,805万1,189円となります。

次に営業外損益の部でございますが、営業外収益の中では主に委託料収入と会員収入等で4,702万5,173円となっております。営業外収益から営業損益と市への委託料等の返還金を含む営業外費用1,071万5,161円を差し引きますと、経常損益がマイナス174万1,177円となります。したがって、特別損失額がありませんので、当期損益はマイナス174万1,177円です。

4ページには財産目録、5ページには監査報告書の写しを添付をいたしております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、報告第7号について。

観光スポーツ交流課長。

(観光スポーツ交流課長 奥田博典君 登壇)

○観光スポーツ交流課長(奥田博典君) 報告第7号「平成18年度有限会社熊野市観光公社の決算について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

別冊の事業報告書及び決算報告書をご覧ください。

今回の報告は、有限会社熊野市観光公社の平成18年4月1日から、平成19年3月31日までの間にかかる事業報告及び決算でございます。

1ページの事業報告書、1の事業の概要につきましては、営業活動のほかスポーツイベントの受け入れ業務やホームページによる情報発信を行ってまいりました。2は取締役会に関する事項を、2ページの3は社員総会に関する事項について記載しております。

次に3ページの貸借対照表であります。資産の部、1流動資産は現金が11万円、普通預金が67万4,147円で、この普通預金は平成19年3月31日現在の補助金の残金、収益金によるものであります。

4ページの負債の部であります。未払金23万8,500円と、預り金1万2,000円を合わせて流動負債が25万500円となっております。

続いて資本の部につきましては、公社設立時に市が出資した資本金300万円であります。

負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は325万500円となり、3ページの資産合計と符合いたします。

5ページは損益計算書であります。1営業損益は売上高708万2,758円に対し、売上原価は280万3,215円であり、売上総利益が427万9,543円でございます。

(3)の販売費及び一般管理費が2,042万9,898円ありますので、営業利益は、マイナス1,615万355円となります。

2の営業外損益では営業外収益が補助金収入、雑収入等によりまして、1,615万355円となっており、営業損益に営業外損益を加えた経常利益は0円となっております。

6ページは販売費及び一般管理費2,042万9,898円の明細及び営業外収益1,615万355円の明細であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（樋口雄史君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明12日から19日まで、議案精読、内容調査のため、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、明12日から19日まで休会とすることに決しました。

6月20日は、午前9時から会議を開き一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成19年6月熊野市議会定例会会議録

平成19年6月20日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成19年6月11日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成19年6月20日（水）午前 9時 00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防 長	和田 文明 君	市 長 公 室 長	中田 裕三 君
総 務 課 長	城 六男 君	防 災 対 策 推 進 課 長	松下 任克 君
市 民 保 険 課 長	山本 達由 君	税 務 課 長	和田 仁 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	大江 文章 君	環 境 対 策 課 長	奥村 芳信 君
農 業 振 興 課 長	土口 直洋 君	林 業 振 興 課 長	島田 克史 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	山門 正昇 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	奥田 博典 君
建 設 課 長	森本 明 君	地 域 総 合 課 長	星山 政文 君
地 域 振 興 課 長	向山 兼司 君	福 祉 事 務 所 長	岡部 忠澄 君
会 計 課 長	柳本 秀和 君	水 道 課 長	鈴木 衛 君
教 育 長	杉松 道之 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	城 六男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	南 佳寿 君	監 査 委 員 事 務 局 長	原田 葉子 さん

職務の為出席者

事 務 局 長	岡本 憲明 君	次 長	西岡 久典 君
議 事 係 長	山口 耕作 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん

議事日程

日程第1 一般質問

- | | | | |
|-----|------|---|----|
| 1 番 | 10 番 | 山本洋信君 | 26 |
| | | 1. くまのスポーツタウン構想について | |
| | | 2. 災害後の対応について | |
| 2 番 | 13 番 | 前田桂之助君 | 39 |
| | | 1. 地域活性化策の柱の一つであるスポーツによる一層の集客を図ると共に、スポーツ振興や健康増進をより推進するために必要不可欠な施設整備について | |
| 3 番 | 17 番 | 今西春由君 | 45 |
| | | 1. 公共施設等の管理について | |
| | | 2. 少子化対策について | |
| | | 3. 過疎対策及び活性化について | |
| | | 4. 遊休農地におけるヤギ放牧の試験結果と今後の見通しについて | |
| 4 番 | 3 番 | 増田幸美君 | 56 |
| | | 1. 河川・海等の水質浄化対策について | |
| 5 番 | 6 番 | 岩本育久君 | 65 |
| | | 1. 国民年金について | |
| | | 2. ふるさと公社の運営について | |
| | | 3. 有馬町中の茶屋を流れる産田川護岸の整備について | |
| | | 4. 市営住宅の管理について | |
| | | 5. 文化交流センターの進捗状況と市民会館の利用について | |
| | | 6. 公共施設の入出口に照明灯の設置の必要性について | |
| 6 番 | 9 番 | 山本良正君 | 79 |
| | | 1. 市長の取り組む熊野市少子化対策（4歳児から6歳児までの医療費助成）について | |
| | | 2. 熊野市地域防災計画について | |

午前 9時 00分 開議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。遅刻の届出は15番清水純一君であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長（樋口雄史君） 日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって、発言を許します。

10番 山本洋信君。

（10番 山本洋信君 登壇）

○10番（山本洋信君） おはようございます。

6月議会のトップバッターということで、大きく2点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第一次熊野市総合計画が平成20年度からの実施に向けて動き出しました。

基本構想・基本計画・実施計画と設定していくわけではありますが、過疎・少子・高齢化・若者流出が著しい当市において、従来から進めてきましたスポーツによる集客交流を基本とした熊野スポーツ振興プロジェクトチームがまとめた、くまのスポーツタウン構想の提言は、従来の施策をさらに発展させるべき構想であると思われます。この構想の実現に向けて本年度B&Gプール温泉化事業、アスリート食メニュー検討委員会事業など、新規事業として予算化されております。

この構想を実現させることは、集客・交流だけに止まらず、市民の健康・福祉・産業振興・地域資源の活用といった当市の課題克服にも大きく寄与するものと思われます。財政的な問題や施設を含めた環境の問題等クリアすべき諸課題も多々あろうかと思われますが、市長の決意のほどをお伺いします。

そこで次の3点について質問させていただきます。

まず、この構想の核となる事業をどのように考えているのか。

2点目、プール温泉化事業の利用方法と見通しについて。

3点目、アスリート食メニュー事業の地元産品との関連についてをお伺いしたいと思います。

次に2点目の災害後の対応についてでございます。今後予想される東海・東南海地震による防災対策がきめ細かく積極的に取り組まれております。特に今年度からは防災対策推進課を設置し、市民の安全確保に取り組まれていることは大きな評価をさせていただいているところであります。

一方で、集中豪雨による災害は毎年のように起きており、最近では今までにはなかった季節外れの豪雨によって、特に農地の被害がもたらされております。一旦災害が起きれば担当課の職員が現地に出かけ調査をし、迅速な対応をさせていただいております。しかしながら、明らかに県・市が管理すべき河川の氾濫によって、個人の農地が被害を受けても個人の責任において復旧作業をしなければならないという現代の制度であります。

高齢化が進んでいる当市の農業従事者にとって、農地の復旧作業は体力的にも無理があり、また高額な費用がかかるため、耕作をあきらめざるを得ない状況に追い込まれる恐れがあります。農業振興に積極的、具体的に取り組まれている当市において、そのような被害を受けた場合の救済措置を考える必要があると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

また、個人の農地を自力で復旧するための補助制度として、熊野市農地災害復旧補助制度が設けられております。旧熊野市においての1平方メートル当たり2,600円の補助額が、新市においてそのまま適用されております。一方、旧紀和町では耕地関係災害復旧事業に対する長期助成要綱第6条において助成額が定められておりました。災害を受けた場合、被害者が自費で復旧しようとした場合を想定して、どのような検討がなされたのか、お伺いします。

また、熊野市の1平方メートル当たり2,600円という金額はどのような計算から算出されたものか、お伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（樋口雄史君） 1番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

山本議員の第1点目のスポーツタウン構想について、私からは3点のうち最初の第1点についてお答えを申し上げ、2点目・3点目については、教育長並びに観光スポーツ課長からお答えを申し上げます。

現在、当市において行われているソフトボール・野球・ラグビー・ソフトテニス・柔道等の一流選手による合宿などが定着し、地域経済に大きく貢献しているところであります。さらに合宿などの受入れを発展させるために、新たな取り組みの研究及び調査を行うことが必要と考え、スポーツ交流による地域経済の発展を図ること、さらには市民のスポーツによる健康づくりを促進することを目的として、熊野市スポーツ振興推進プロジェクトチームを平成17年に観光スポーツ交流課や市長公室等の職員7名で設置をしたところでございます。

平成17年度は庁内での検討を進め、18年度はスポーツ栄養学、科学的トレーニング等の各分野における大学や企業のエキスパート、トップレベルのチームの監督・コーチなどから意見を聴取し、現状やニーズの調査を実施したところでございます。それらの調査結果を基に、当市が目指す方向として恵まれた自然環境を生かし、スポーツによる集客交流や市民の健康増進を目指して、海・山・川など熊野全域をフィールドとした熊野スポーツタウン構想を検討しているところでございます。

この構想については、ある分野が核となるということではなく、やはり自然を活用したトレーニングやニーズに応じた食事の提供、心のこもったおもてなしや受け入れたといったソフト面と、スポーツ施設などハード面の両面から総合的な取り組みが必要であると考えております。現時点で大きな5つの柱といたしましては、アスリートサポート、熊野独自のトレーニングメニューの開発、3点目が宿泊施設食事の充実、4点目がスポーツ施設の整備及びこれらの取り組みを市民の健康増進に結びつけることの5つ目、この5点が考えられます。

アスリートサポートにつきましては、例えば最新鋭のスポーツ医科学トレーニングマシンを導入して、体力や能力、技術の測定、動作分析などを通じて技術、能力、体力の増強を図っていくことができる体制づくりを想定しております。

しかし、この分野については専門家からは高い優先度や必要性を指摘されることはなかったことから、さらなる検討が必要であります。自然を活用したトレーニングという点から考えられる七里浜海岸でのランニングも当市独自のものと考えられますけれども、足腰を鍛えるなど基礎体力づくりのトレーニングとしては効果があるかも知れませんが、フォームが崩れるなどの問題も指摘されており、このことについてもトレーニング段階に応じた利用方法など、さらに検討を行っていく必要があります。

宿泊施設、食事の充実という点については、宿泊施設についてはここ数年、海岸部で民宿が新設再開されるなど、宿泊能力はアップしてきております。また紀南中核的交流施設事業によってもさらに宿泊受入数が増強される予定でございます。

食事の充実につきましては、3点目のアスリート食メニュー検討委員会事業との関連でお答えをさせていただきます。

スポーツ施設の整備につきましては、公式競技が可能となる、400メートルのトラックを備えた陸上競技場を今年度から始まる予定の熊野尾鷲道路新鹿・賀田間の工事が出た残土を利用して、金山パイロット地内に造成する計画であります。このグラウンドが整備されれば、フィールド内でサッカーやラグビー競技にも利用できると考えております。

さらなるスポーツ集客、スポーツ振興のためには、すでに要望の大きい大型屋内運動場や施設不足から合宿をお断りしている、野球・ソフトボールの受け入れのための第二野球場などが課題と考えております。今後、より一層のスポーツ集客を進めながら、その経済的効果を踏まえつつ必要な施設整備を検討してまいりたいと考えております。

市民の健康増進という点につきましては、スポーツ集客、スポーツ振興の推進によって、市民がよりスポーツに親しむことにつながるとともに、科学的な知見も踏まえた体力増強の仕組みや健康チェックができる環境づくりによる健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度はこのスポーツタウン構想の具体化に向けた検討を進めるため、専門家の参加や助言を得ながらアスリート食メニューの検討のように、項目別にさらに研究を進め、スポーツの集客と振興のための具体的な計画づくりを取りまとめ、総合計画に盛り込み取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 山本議員ご質問の2点目のB&Gプール温泉化事業の利用方法と見直しについてでございますが、B&Gプールの有効活用を図るためプールを温泉化し、スポーツ環境の充実を図るとともに、市民の健康づくりの場として整備するものでございます。

18年度につきましては、B&Gプールの温泉化が可能かどうかの調査を実施いたしました。その調査結果に基づき、今年度は第一段階として温泉化の工事を行い、1年を通して利用できるかどうかの検証を図ってまいりたいと考えております。

その利用方法につきましては、スポーツクラブでの水泳教室をはじめ、健康・長寿課と連携し、中高年の方を中心とした市民の健康増進や、介護予防のための温泉プールを利用したアクアエクササイズ、またスポーツ合宿に訪れた方やアスリートの方のリハビリ等、トレーニングの種類に応じた利用ができると考えております。

また、地元の紀和診療所とも連携し、股関節や肘関節などの関節に負担をかけないリハビリを兼ねたメニューも考えられます。今後の施設整備につきましては、温泉化後の特に冬季のテント室内の温度、プールの温度などを検証し、その結果を踏まえ利用者の皆さんのニーズやご意見を聞きながら、必要な施設のあり方を検討し、整備してまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 奥田博典君 登壇）

○観光スポーツ交流課長（奥田博典君） 山本議員ご質問の1番目の「スポーツタウン構想についてのアスリート食メニュー検討委員会事業の地元産品との関連について」につきまして、お答えいたします。

近年、スポーツ選手の食事のあり方については、トレーニングの一つと言われるほど大変重要視されています。トレーニングの効果を引き上げ、試合時に最大限のパフォーマンスを発揮するため、常日ごろの栄養管理が必要であると言われております。さきほど説明のありました熊野市スポーツ振興推進プロジェクトが行った調査によりましても、カロリー計算をして提供してほしい。バイキング方式のようなメニューを選べる形式がいいなど、さまざまな食事に関する意見をいただいております。

このような意見を踏まえ、試合や合宿でこられる選手やチームのニーズに即した食事の提供が重要であると考え、今年度、熊野スポーツタウン構想の一環として、スポーツ栄養学に基づいたチーム、選手個々の食事メニューを徹底的に研究するため、アスリート食メニュー検討委員会を設立するものであります。

内容といたしましては、競技種目や年齢のほか基礎体力づくり、筋肉強化といったトレーニングの段階や、試合直前といったシチュエーションなどに応じた適切な量と内容のメニューを提供することや、ニーズの大きいバイキング方式や選手の自己管理のためのエネルギー栄養成分の表示などの提供の仕方について、栄養学やスポーツ選手の食事に詳しい専門家を交えて検討を行うこととしております。その際には地元の宿泊施設や飲食店が対応しやすく、地元への経済的効果が大きくなるよう、できる限り地元食材の利用を図ること、メニューの簡便さ、経済性なども検討項目になると考えております。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） ありがとうございます。

私、実はこの構想は3月のスポーツ振興審議会のときの資料見せていただきまして、ああ

やっと本格的な動きが出てきたなというふうにして思いまして、大変喜んでおる一人でございます。まず今回のその質問の大きな自分の中でのテーマとしまして、今年から策定に向けて10年後の熊野市がどうあるべきかという、総合計画を作成していくという中で、やはりこの熊野市、特に河上市長になってからこのスポーツ交流に対しての取り組みというのが、積極的な取り組みをしていただいております。先だってもラクビーフェスティバル、ベースボールフェスティバル、特に今回ベースボールに関しましては、大阪桐蔭の選手を追っかけて、本当にたくさんの方が市内外から駆けつけていただいております。

また、実行委員会から聞くところによりますと、その熊野市内だけで宿泊できなくて、新宮やほかの市町のほうにも宿泊を求めて、いろんな人たちが来ておったというふうなことも伺っております。

そこで、具体的な方法としまして、食メニューを今後検討していくということでございます。ちなみに課長、食メニューの検討委員会を設立するという事なんですが、一体、今後どういったメンバーで検討していこうとしているのか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（奥田博典君） メニュー検討委員会の案といたしましては、県の農林商工関係とか保健所の食育推進事業関係の方とか、また民間では市内の飲食業者で構成している「美味いもんクラブ」のメンバーですとか、あと宿泊施設の皆さんで構成している「熊野宿組合」、また農業振興課、水産商工、健康・長寿、そういった案で委員会を立ち上げていきたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） このいわゆる食メニューを考えていく場合、さきほど壇上からの答弁もありましたように、やはり地元食材を使っていくうえにおいての、やはり一次産業従事者、特に農業、そして水産業、加工業者、結局そういった人たちがどういった食材が提供できるのか、そういったことも踏まえた中で、今後進めていただけたらなというふうにして思います、これ要望だけですけども。

続きましてこの温泉プールを検討していただきまして、今年度引き込みの工事を行うということでございます。さきほど壇上からの答弁で教育長は、特にその、いわゆる市民の健康づくりの場として整備していくということのようにお伺いしております。まず第一段階としていわゆる引き込みをすると、その調査をしていくわけですけれども、でき得ることならば

この温水・温泉にするということは、やはり冬場寒いときに使いたいと、利用がなければ意味がないんじゃないかなというふうにして思うわけであります。夏の暑いときですから、自然のままの水で十分対応できますけども、特に紀和町という、この熊野の中でもその寒い地域の中で、せっかく温泉を引き込んでも、その冬場もしこの気温が下がりということで使えないというふうな状況が想定されるんじゃないかなと思うんですけれども、そこらあたりの対応というのはどういうふうにして考えておりますか。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 現在、B&Gプール利用状況を申し上げますと、約7月と8月と9月、この3ヶ月間で昨年度も一昨年度もそうなんですけども、大体2,800人ぐらいが利用されております。それをですね、通年利用していただいて市民の健康増進につなげていくというのが一つのねらいなんですけども、議員ご指摘のとおり真冬の厳寒期に、果たして今の温水だけで十分その役目を果たせ得るのかどうかということにつきましては、はなはだ疑問であるというふうに私も思っております。

そこで、どうやって真冬の水温ですね、温泉のプールの大体の標準として大体30度程度に、保つのが通常であろうと、そのためには大体70・、毎分70・の温泉を供給しながら室温を24度程度に保っていけば、水温は30度ぐらいに保てるだろうという研究、調査が出ておりますので、そのためには現状の気温がどうなのか、室温がどうなのか、あるいは冬場の水温がどのように変化しているのか、これを温泉の工事が完了したあとですね、利用状況もみながらどのようにしていくかということの研究していきたいと、このように考えてます。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） ここでは即答はできないかとは思いますが、でき得ることならば今年度の、いわゆる調査を踏まえてですね、できるだけ来年以降、いわゆる問題点をクリアできるような方法をひとつ考えていただきたいなというふうにして思います。

それともう一点、特に紀和診療所と連携しながら、いわゆる膝関節やリハビリですね、特にスポーツ選手、そしてまた高齢者の膝関節のいわゆるリハビリには、いわば水中ウォーキングとかいうのがすごい効果があるというふうなことも伺っております。そこでそういったアクアエクササイズを、結局やっていく場合のですね、その指導者が当然必要になってくるかと思うんですが、そこらあたりの対応というものをどういうふうにして考えておられますか。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） その辺の指導者というんですかね、それにつきましては健康・長寿課等々の事業とも十分研究しながらですね、果たして教育委員会でやるのがいいのか、あるいは健康・長寿課、あるいは医師会とか、そういったところと相談しながらやっていくべきものと、このように考えてます。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） 私はやっぱりこの構想のそのいいところというのは、やはり一つの課で対応するのではなくて、やっぱりその課が考えたその構想、いい、いわゆる施策ですね、結局それをいわゆる課をまたいで連携しながら、そして市民に対していろんなそのサービスを提供していくということが、当然行わなければならないというふうにして思います。

今、教育長の答弁にもありましたように、やはり健康・長寿課、そして紀和の診療所との連携というものが、当然必要になってくるかなというふうにして思いますんで、できるだけこのまず第一段階のプールの温泉化事業が、この全体の構想のまず第一段階として10年後には、少なくともこのプロジェクトがまとめた、その構想が実現するように努力していただきたいなというふうにして思います。

次にですね、この5つのこの柱、アスリートサポート熊野独自のトレーニングメニュー、宿泊所、食事の充実、スポーツ施設の整備、市民のスポーツ振興、体力向上・健康増進というふうな5つの柱を今後進めていくことになろうかなと思うんですけれども、市長にお伺いしたいと思います。施設整備の中でやはり400mトラックをオレンジホテルの跡地トンネルの残土を埋め立てて、結局そのグラウンドを整備していくという、壮大な計画をお持ちのようでございます。

その中で、大体年度としてこの高速道路が完成するのが約7年後であると、そして出てくるその残土と、今のいわゆるその埋め立てるときの、いわゆるできた後の広さですね、そこからあたりのいわゆる調査というのは行われておるのでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

○建設課長（森本 明君） あの広場の面積につきましては、現在のところ4.2ヘクタール程度です。予定となっております。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

○建設課長（森本 明君） すみません、広場面積が4.2ヘクタールなんですけど、もう1点議員さんご質問された。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） いわゆる高速道路の、いわゆるトンネルのずりを結局埋めていくわけですね。そうしますと、いわゆる高速道路が完成するよりも先にできるのか、高速道路の完成と同時に、結局その用地が完成するののかという時期的なものです。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

○建設課長（森本 明君） その時期につきましてですね、明確にはお答えできませんのですが、あくまでも予定ということで、平成20年度からそのずりが入れられる予定となっておりますけれども、完成につきましてはちょっと今のところわかりません。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） 市長も事あるごとに今の山崎運動公園の多目的グラウンドの地盤沈下の問題も多分心痛めておられることと思います。そういった中で、今のオレンジの跡地の埋め立てのあとに 400mトラックから、おそらく中にそれだけのラグビー、サッカー場ができるということになれば素晴らしい別のところに、山崎以外のところにまた素晴らしいスポーツ施設ができるかなというふうにして、大変その喜んでおる一人でございますけれども、ただ時期的なものからいくと、やはりかなり先になるんじゃないかなというふうにして、私自身は予測しておるところでございます。

そういった施設に関しましては、次の議員さんが大きく取り上げてございますので、施設に関しては、これぐらいにしておきたいなというふうにして思います。ただ、この構想を進めていく中で、やはりさきほど食メニューの中で、観光スポーツ交流課長のほうに質問させていただきましたが、やはり産官学、今よく言われております、そういった中でのその検討をしていくことによって、より民間のその活力というものも大きく寄与できるんじゃないかなというふうにして思います。

特に今後、その建設が予定される中核のほうとの連携ということも、当然考えていかなければならないのかなというふうにして思っておりますけれども、その全体の構想として、やっぱりこれを実現していくというふうな意気込みを、是非市長に示していただきたいと思いますが、そこらあたりどうでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） さきほどの陸上競技場の完成の時期というのですね、壇上からも申し上げましたように、新鹿・賀田間の熊野尾鷲道路のトンネル工事が出る残土を利用するというのでございます。したがって、熊野尾鷲道路平成25年度までに完成するというのでございますので、確かに1年、2年ででき上がるものではないというふうに思います。

ただ、大体トンネルの貫通が完成の1年前にはなるということもありますので、少なくとも1年前ぐらいにはトンネルの残土は全て出てきているということでございます。それ以前にそういう意味では完成すると。

もう一つ可能性として、現時点ではこういう話は国土交通省とも行っておりませんが、新鹿・大泊間のトンネル工事もいずれかの時点で始まるとなると、この埋め立てに要する量からすれば、そういった新たなトンネル工事の残土も利用すれば、さらに完成年度を早めることができる可能性があるというふうに思っております。

意気込みということなんですけれども、私はやはり集客については熊野古道が世界遺産になって、目に見えるような大幅な増はあるんじゃないかというふうに期待しておりました。確かに熊野古道のお客さんは増えておりますけれども、経済的効果が目に見えるかというのと、どうもそこまでの感じはないと、ただ事実上は私はかなりのレベルで出ているんじゃないかという気はいたしますが、実感として感じられるレベルにはないというのが正直なところでございます。

そういう意味では、スポーツによって宿泊者数が1万6,000人、1万8,000人、おそらく関係者の宿泊を含めれば2万人ぐらいは来るような状況ですから、非常に効率的に集客を実現できる取り組みであるというふうに思っております。今後でもですね、現状1万8,000人から、おそらく2万人ぐらいという数字について、5万人ぐらいにはしたいなど、そのために必要なハード、ソフトの取り組みを、今後ともこの構想でしっかりと検討してうえで、さきほども申し上げましたように、総合計画に盛り込んで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） とにかくこの構想は是非1年・1年、実現に向けて進めていただきたいというふうにして思います。

特にこの市民のいわゆる健康・福祉という面から言いましても、今回のそのB&Gプールの温泉化事業というのは、いろんなどころでの、その波及効果というのが見込まれると思います。さきほども教育長からも答弁ありましように、やはりその、いわゆる老人のその医療ということだけではなくて、やはり全体の市民のいわゆるその健康というものも踏まえた中で、是非ハード・ソフト両面から積極的な取り組みをしていただきたいというふうにして思います。この項目はこの辺で終わります。

次、お願いします。

○議長（樋口雄史君） 2番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

（農業振興課長 土口直洋君 登壇）

○農業振興課長（土口直洋君） 議員ご質問の2 災害後の対応につきましてお答えいたします。農地災害復旧費補助金につきましては、農地が豪雨等により崩壊した場合、自力でこの農地を復旧する際に必要となる経費の一部を補助するため、補助金の支払いを行っております。この補助金は崩れた農地を石積みで復旧することを基本に考えており、補助金額は1平方メートルの石積みを行うのに必要となる平均的な石材費を算出し、この費用相当額を補助金額として定めております。

なお、復旧する際に使用する石材は、購入材でも発生材でも利用が可能なように配慮し、1平方メートル当たり2,600円として補助金額を定めております。

申請の実績といたしましては、平成16年に15件、平成17年度に4件、平成18年度に22件の申請があり、3ケ年で54万1,190円の補助金をお支払いしております。

旧紀和町が定めていた制度との比較検討につきましては、合併協議会の中で調整・検討が行われてまいりました。旧熊野市分を採用した理由といたしましては、復旧する石積み面積だけを計算すれば、補助金申請額を簡単に算出することができ、かつ現地において履行確認を容易に行うことができる点や、制度の利用実績を重視した結果でございます。

次に、県や市が管理する河川の氾濫による農地被害への救済措置についてお答えいたします。河川の氾濫による農地の災害といたしましては、農地への土砂流入や表土の流出、石積み、畦畔の崩壊等いろいろな形で被害が発生してございます。これらの被害に対する救済措置といたしまして、事業費が40万円以上である等、諸条件を満たすものであれば、国の災害復旧補助事業として申請することが可能となっておりますが、現実的には国の基準を満たさない小規模な農地災害が多数を占めております。

この基準を満たさない農地災害のうち、石積みで復旧するものに関しましては、農地災害復旧費補助金による助成を行ってきておりますが、農地の堆積土砂取り除きや土による畦畔復旧等につきましては、その助成策がないのが現状でございます。

つきましては、農地への土砂流入や畦畔崩壊等、小規模災害の際に、被害農家の方々への負担が軽減できるよう、現行の熊野市農地災害復旧助成制度について、その内容を検討してまいりたいと考えておりますが、災害は農地だけではありませんので、他の災害とのバランスや圃場整備田で優先的に復旧を行う必要がある箇所等、条件整備をしながら検討していく

必要があると考えております。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） はい、前向きに検討していただけるというふうに受け止めてよろしいんですね。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

○農業振興課長（土口直洋君） 検討をさせていただきますが、さまざまな条件を勘案しながらの検討になろうかと思っております。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） ちなみにですね、1平方メートル当たり2,600円の、これはおそらくその間知石か、ブロックかというところかなと思うんですけれども、これはあくまでも石積みじゃないと適用されないということなんでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

○農業振興課長（土口直洋君） 現状ではそのとおりでございます。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） こういった面も今後、検討するべき項目として、取り上げていただけるんでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

○農業振興課長（土口直洋君） 今のところこの石積みに関しては、今回の質問に対してお答えしておりませんので、畦畔の積み上げとか、土砂の取り除きとかいうことでございます。この分についてもいろいろと勉強はさせていただきたいと思っております。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） 過去3年間ですね、いわゆるこの適用された農地災害の補助事業として平成16年15件、平成17年4件、平成18年22件、これ補助金額が54万1,190円、3年間で26件、これ単純に計算しますと1件当たり約2万4,600円、これはあくまでも平均の単価なんですけれども、この2万4,600円のいわゆる補助金額で、その1件当たりの平米数によっていろいろその個人の負担金というのが、かなり違ってくるかなと思うんですけれども、ある面では私自身もそのいろんな災害箇所を見て回って、ある面ではないよりはましかなと、全く失礼なんですけれどもというぐらいの程度の金額かなというふうにして、ずっと思っておりました。

確かに、これ熊野市独自の制度として、その災害を受けた人にとっては有り難い制度と言

えば言えるんですけども、そこの面も含めてひとつ農業振興のためにも、できるだけその助成がやりやすくなるようなその仕組みを、今後つくっていただけたらなというふうにして思います。

私、今回の質問にあたりまして、旧紀和町の私も恥ずかしながらその合併協議会のメンバーでおったんですけども、旧紀和町の制度はどうだったのかなというふうなところで調べさせてもらいますと、紀和町のほうではあまりこういった小規模災害の、その適用というのはあんまりなかったというふうにして伺っておりますけれども、ほとんどがいわゆる国の災害補助のほうで適用されたというふうにして伺っております。今後ますます農地が荒廃し、また山がいわゆる荒廃することによって、その今までになかったその水量というものが、やっぱり農地や民家のほうに押し寄せてくる可能性があります。特に私の知る限りにおきましても、道路整備これは要望によって、いわゆる道路がきれいに広がって、本当に車を運転する人がすごい通りやすいいい道ができることによって、その水が結局一箇所に集められなければなくなると、そのことによっていわゆる一旦豪雨が起きた場合に、その水が一箇所に噴き出してくると、そのことによって今まで起きなかった災害が一気に起きてしまうと、42号線大泊側いわゆる八丁坂側、県道ですね、新鹿側、飛鳥側、今回の災害、また平成13年の災害を見ましても、やはりそういったことが結局大きく左右しているんじゃないかなというふうにして思います。

防災に関しましては、やはり生命・財産を守るための準備は着々と進められておりますけれども、この土砂災害に関しましては、なかなか予期せない、予期しないところで、結局災害が起きるのが、まさに災害であるというふうにして思うわけであります。特にその農地に関しましては、高齢者が非常に海岸部においても山間部においても、その高齢者が非常に多いということで、まさに昨年の11月の災害においては、本当に気の毒な状態の箇所がいくつか見受けられました。

確かに担当職員は一生懸命、本当によくやっけていただいておりますが、やっぱり制度にないその仕事はできないということで、非常に苦慮している姿も多々見受けられますので、今後そういったことも想定した中で、このいわゆる補助制度の見直しを行うにあたっての現場の意見を聞きながら、より住民に対しての積極的なサービスをしていただきたいなというふうに思いますが、市長、そこらあたりはどういうふうにして今後いけますか。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） これはもう課長が壇上からお答えしたとおりでございます。そもそも

私有財産なので原則的に考えれば補助をすることについていかがかという意見もあるわけですが、農地の公共的な役割を考え、市としてこういう災害の制度が設けられたものと考えております。したがって、やはりどんなものについても、災害であれば復旧が行われるべきだということではなくて、必要最小限の支援ということになるのではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、圃場整備をしたところであったとしても、石積みだけで積み上げているのではなくて、土羽でやっている圃場整備の田んぼもあるというふうに思います。そういう意味ではそうした圃場整備がされている田んぼ、しかも今後も引き続いて使用されるであろうというものについて、ほかの私有地での災害というようなこともございます。そういう災害との比較・考慮という点も行いながら、今よりは弾力的な救済措置ができるのかどうかについて、十分に検討をしていく必要があるというふうに思っています。

○議長（樋口雄史君） 10番。

○10番（山本洋信君） 以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（樋口雄史君） 午前10時まで休憩いたします。

（午前 9時 48分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 00分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

13番 前田桂之助君。

（13番 前田桂之助君 登壇）

○13番（前田桂之助君） それでは通告書に従い質問いたします。

さきほどの10番議員との質問と若干重なることもございますが、よろしく願いいたします。

現在、国やマスコミ報道などでは「いざなぎ景気越えた」とか、また某企業では「経常利益2兆円」とかの大変景気の良い話が飛び交っております。本当に好景気になったのかなど錯覚してしまいそうな昨今ではありますが、現実には当地域に限らず、全国の各地方においては全く無縁のことであるばかりか、かえって悪化しているというのが実情であると思います。

本市の財政状況を見ましても、市当局は行財政改革に懸命に取り組まれているところではありますが、それにもかかわらず大変厳しいものであると思っております。

このような状況下において、その打開のため当地域の活性化に向け、さまざまな施策を講じられてきておりますが、なかなかこれといった即効薬的なものが見当たらず、苦慮しているのが現状ではないかと考えております。

このように種々苦慮する中であって、唯一、近年スポーツ等による集客が大幅に増加し、地域経済の活性化に大きく寄与していることは、大変喜ばしいことでもあります。過日、熊野市総合計画審議会において報告されました、まちづくりアンケート調査におきましても、これらの取り組みについては、大変評価されておりますし、さらに推進していくことを望んでおります。

今後、観光産業や地場産業の振興を推し進めていくことは当然のことではあります。併せてさらにスポーツによる集客に一層力を注いでいく必要が大事であると考えます。現在においても相当数の集客があり、それによる経済波及効果も出ているところであると思っておりますが、残念ながら既存施設の関係上、集客が一定時期に集中し、現状のままではさらなる飛躍的な伸びは期待できないと思っております。今後、さらなる集客を目指すためには通年型、すなわち年間を通じての集客策をしっかりと模索していくことが肝要であります。そのためには、いまだ整備されていない施設を早急に整備し、新たな需要を掘り起こし、地域活性化に努めることが肝要であることは自明の理であります。

また、当地域の活性化策としての集客とともに、スポーツ振興を図ることや市民の健康増進を推進することなどのためにも、このことは喫緊の課題であると考えます。私はこれまで幾度がこれらに関連する件について質問し、さらには提言や要望も申し上げてまいりました。厳しい本市の財政状況にもかかわらず、多くの施策が実施され、またかなりの施設が整備されてきましたことに対し、市当局のご努力に敬意を表するところであります。

特に組織としての観光スポーツ交流課の創設は、その意気込みの現れであると思っております。同課を中心として地域活性化のため、さまざまな事業が推し進められていることは大変心強いことであり、敬意を表したいと思っております。しかし、まだまだ十分でないことは衆目の一致するところであります。

そこで以下、何点かお伺いいたします。

まず第一に、現在までのスポーツによる集客数の実態と、その経済的な波及効果についてお聞きします。

次に将来的な展望、いかほどの数値目標を想定しておられるのか、お聞きします。

さらに、この項が今回の質問の主たる目的であります。今後の施設の拡充、整備についての考えをお聞きします。特に集客を視野に入れた屋内運動施設、いわゆる総合体育館の建設についてお聞きします。

さらに公式競技が開催可能な屋外施設、いわゆる総合陸上競技場についてです。このことについてはさきほど10番議員からの質問で市長の答弁、いい答弁がございましたが、重ねてお聞きしたいと思います。

次に公式野球ができるサブ的な野球場と複数面のラグビー、サッカー競技場について、どのようにお考えを持っておられるかをお聞きします。

最後に山崎多目的グラウンドの改修について、これは長年の懸案でございますが、今後どのような考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

以上のことについて、可能な限り具体的なお考えを是非ともお聞かせいただきたいと思います。ひとまず壇上よりの質問を終わります。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 前田議員のご質問にお答えを申し上げます。

スポーツのイベント大会や合宿などによる集客交流の現況につきましては、年間の宿泊者数が平成12年度に6千人余りであったものが、各種関係団体の皆さんの多大なるご協力、ご努力によりまして年々増加しております。16年度は1万7,300人、18年度には1万6,000人に迫る規模となっております。6年間で約2.6倍と増えております。

その経済的な効果につきまして、三重県産業連関表の経済波及効果分析によりまして、宿泊・飲食などの直接的な効果に加え、飲食の材料となる農林水産物の消費拡大などの間接的な効果までを含む経済効果を試算しましたところ、約4億4,000万円となります。ただ、この試算に使用する宿泊の単価が当地域の実態に比べて高めであることを勘案して、宿泊費を1万1,000円から7,000円に減額して計算しますと、波及額は約3億5,000万円ということでございます。

しかしながら、さきほど申し上げました宿泊客の数でございますけれども、この数は観光スポーツ交流課において把握をしている、すなわち斡旋するなどして把握している合宿・大会等の参加者の方々の分だけでございます。大きな大会になりますと、選手チームの応援団

などたくさん来られておりますけれども、こういった方々は観光公社などを通さずに宿泊をされているところがございます。こうした方々を含めれば、さきほども山本議員のご質問にも申し上げましたように、さらに多くの方々が宿泊をされているのではないかと、おそらく私は1万8,000人の宿泊であれば、2万人近くの方々が実際には宿泊になっているだろうというふうに思っております。

いずれにしても、宿泊業者や弁当をつくる業者の方々のみならず、本市の基幹産業である農林水産業などにも、大きな経済的な効果を及ぼしているものと思っております。

次に将来的な展望、数値目標についてお答えを申し上げます。

将来的な展望と数値目標につきましては、今後もソフトボールや野球・ソフトテニス・ラクビー・柔道など、毎年行っている大会やトレーニングキャンプなどの継続的な開催に努めるとともに、その規模拡大を図っていくほか、陸上競技など新たな種目においても、積極的に多くの宿泊を伴うような大会や合宿を誘致し、冬季が中心となっている集客から、年間を通じての安定した集客となるよう体協、各スポーツ種目団体、市民の皆様方のより一層のご協力をいただきながら、力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な数値目標につきましては、5年後の平成24年度には現在の約2倍となります3万人、10年後の平成29年度には5万人にしたいと考えております。仮に5万人の集客をさきほどと同じように産業連関表を使って試算をいたしますと、その経済的な波及効果は少なくとも約11億円ということがございます。スポーツ集客を通じた市の産業の発展、雇用の拡大を図るためにも、目標達成に向けてスポーツタウン構想を基に、総合計画に必要な施策を盛り込み取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の施設整備に関するご質問でございます。まず最初に、集客を視野に入れた屋内運動施設についてでございますけれども、現在の市営体育館につきましては、昭和39年に建設されたものであり、施設の老朽化も進む中、利用される方々ができる限り利用しやすいように、これまで照明や内壁、外壁、床の張り替え、屋根などのさまざまな改修工事を行ってきております。利用状況につきましては、平成18年度の利用者数は2万4,153人となっております。各サークル団体、スポーツ団体で終日フル稼働しているのが現状でございます。また市内の各小中学校の体育館についても、市営体育館同様大変な利用がございまして、多くの市民の皆さんから体育館の整備や拡充の要望をいただいているところがございます。

一方で、スポーツによる集客が拡大する中で、集客施設として位置づけることもできる屋内運動場は大会や合宿で当市を訪れた多くのスポーツ団体からも、雨の日のトレーニング場

所の確保ということで、要望が非常に強く出されております。さらなるスポーツ集客を図るうえで必要な施設であると考えております。

しかしながら、各種の種目で集客のために、各種の種目で全国大会が開催できるような、また合宿チームの要望に沿うような規模の屋内運動場の建設には、観客席や付帯設備など含めると25億円から30億円近くの費用が見込まれるのではないかと考えております。当市の財政状況を考えますと、これだけの規模の施設整備を市単独で行うことは難しく、国・県の支援が必要不可欠であると考えております。

次に、公式競技が開催可能な屋外運動場、総合陸上競技場についてでございますが、現在の陸上競技場は300mトラックでございますが、公式の大会を開催することはできません。各種の陸上競技大会の誘致や陸上競技の振興を図るためには、やはり400mのトラックが整備された競技場が必要であり、またサッカー・ラグビー競技場につきましても、スポーツ振興や合宿誘致の観点からも必要であると考えております。新たに建設予定の陸上競技場につきましては、今年度から始まる予定の熊野尾鷲道路新鹿・賀田間の工事に出た残土を利用して造成する計画であり、グラウンドが整備されればフィールド内でサッカーやラグビー競技にも利用できると考えております。

次に野球場でございますが、本市がこれまで行ってきた誘致活動によって、日米大学野球選手権大会や、日本女子ソフトボールリーグ等の大会が実施されたこと、ソフトボール合宿で訪れたチーム選手等のロコミによって、冬季の合宿時期にもなりますと、グラウンドがないために野球やソフトボールの合宿をお断りすることもあるというのが現状でございます。

今後もさらに公式競技の開催、全国大会レベルのイベントや長期合宿等を誘致していくためには、サブグラウンドとしての第二野球場が必要であると認識しております。ただ建設場所が大きな課題であり、適当な場所を検討したうえで前向きに考えてまいりたいと思っております。

最後に山崎多目的グラウンドの改修についてのご質問にお答えを申し上げます。このグラウンドにつきましては、これまでも度々指摘されておりますとおり、年々地盤沈下が進み、利用者の皆様にもご不便をおかけしているところでございます。地盤沈下につきましては、以前にも議会で報告させていただきましたが、当グラウンドは時間の経過とともに年々その沈下が進んでいるところでございまして、毎年地盤沈下の計測をしながら、こういった対策がとれるか検討を行ってきたところでございます。昨年度においては地盤沈下の対策や方法をより具体的に検討するために、ボーリング調査を実施しました。

当グラウンド建設に充当された起債、これは過疎債でございますけれども、この償還が今年度で終了するということから、平成20年度以降において単なる維持補修工事ということではなくて、機能アップを図るための改修工事であれば、過疎債を充当した工事が可能ということになっております。こうした状況を踏まえ、地盤改良含め、より利用される方々に使いやすいグラウンドとするため、現在その機能アップにつながる改修内容を検討しているところでございます。今後はラグビーやサッカーなどの方々、市民の皆さんのご意見もお聞きしながら、できる限り早期着手を目指してまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 13番。

○13番（前田桂之助君） どうもありがとうございます。

大変、各項目とも前向きなご答弁いただきありがとうございます。そういうことで、とりわけ自席からの再質問というのはございませんが、まず2・3お聞きしたいと思えます。屋内運動施設、いわゆる総合体育館ですが、市単独ではとても無理なことは理解いたしますが、それならば国・県の支援をどのように、市としてはもちろんやっていただくとお思いますが、我々民間からどのようなアクションを起こしたらいいか、市長はどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 市のほうで民間の方々の取り組みや運動を誘因するようなことは、好ましくないというふうに思ってますけれども、これはやはり民間の方々自身もこの施設が必要であれば、それなりの行動を取っていただくことを大いに期待したいというふうに思っています。

○議長（樋口雄史君） 13番。

○13番（前田桂之助君） 私どもスポーツ関係としては、体育協会が中心となってこの施設を整備していただきたいということでございますが、スポーツによる集客ということを考えますと、例えば商工会議所、観光協会等々民間団体を巻き込んで、是非これが実現するように国・県のほうへ要望していかなければならないかな、このように思っております。その節はまたひとつご指導のほどお願いしたいと思います。

屋外競技場につきましては、さきほど10番議員への答弁をお聞きしました、平成25年の高速道路開通までには、そのずりを入れて整備できるんじゃないかなと、このような期待を持っております。

それからサッカー場・ラグビー場につきましては、そのグラウンドができればフィールド

内にもう一面できるということで、クリアできるんじゃないかなと思っております。

4番目の多目的グラウンドの改修の件については、過疎債を使える可能性があるということで、実質的な市費を使わず改修、前向きな改修をしていただけるんなら、こんなに嬉しいことはない、このように思っております。

総括としまして、この先々週のラクビーフェスティバル、または先週16・17日に行われましたベースボールフェスタについてでございます。もう皆さんご存じのとおり、土・日と2日間にわたってベースボールフェスタが行われました。県内外から6,000人ぐらいの観客の方が観戦に訪れたというようなことを聞いております。話題になる選手がおったということもありますが、テレビ・新聞等の関係者が60人ぐらいおみえになって、全国にその報道をされたというようなことで、熊野の名前がテレビ・新聞等で随分と広報されたように聞いております。

また、桐蔭高校の監督さんの話では、「もうこんな遠いと二度と来ないとこのように思いました。思ったが、施設を見てびっくりしたと、このような言ったら悪いけどもこんな片田舎でこんな立派な施設があるとは思わなかった。また受け入れ体制もスタッフをはじめ、関係者の皆さんの熱意が伝わって、また来年も再来年も来たい」このような言葉もいただいたところであります。このことは関係者の努力はもちろんでございますが、市の施設整備に対する取り組みが評価されたんじゃないかな、このように思っております。

ということで、今後も多少ぜいたくかわからん、そういう考えもあろうかと思いますが、是非施設整備、立派な施設整備を視野にとらえてやっていただきたい。このようにお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（樋口雄史君） 午前10時40分まで休憩いたします。

（午前 10時 24分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

17番 今西春由君。

（17番 今西春由君 登壇）

○17番（今西春由君） それでは会議規則第61条の規定によって、簡単な一般質問4件ほどさせていただきます。

まず公共施設等の管理でございますが、特に私は、学校・保育所・公園等の建物についての遊具の点検、またプールの施設等の点検等についてお伺いします。

そのうち特に学校施設については、耐震及び老朽化による事故、または体育用具器具の事故等が各地で多発しておりますが、それらの点検については万全を期していると思っておりますが、まず新聞紙上によりますと、学校の耐震診断については文部科学省が3月29日の発表によりますと、全国的に見て校舎・体育館については34.8%が、耐震性不十分と判断されているようです。また耐震改修及び耐震診断実施率の調査も昨年の6月に行われた結果を発表しておりますが、三重県につきましては南部の取り組みが非常に遅れていると、相変わらず遅れているということ指摘もされておりますし、これらについて県教育委員会も指導するということの新聞紙上で発表していますが、しかし、県下の耐震診断実施率は91.6%で、全国の79.4%、基準を上回っておりますが、中でも最も低かったのは熊野市の25.9%で最下位は変わらないという文部省の発表であります。これはどういう意味なんか、私もわかりませんが、これだけの一番最下位ということをおっしゃるんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

市としても本年度予算にですね、耐震診断の実施校として荒坂小学校、神上小学校、飛鳥中学校3校を予定しておると思うんですが、市内の小学校・中学校は21校あります。なかなかそういう点でもいろいろと教育委員会としても難しい点もあろうかと思っておりますが、県下で100%実施した市町は、桑名市・朝日町等含めた13市町があるそうであります。とにかく児童の生徒の安全、または学校については災害のときの避難所になった学校もあると思っております、指定された学校も。その点も含めて実施状況、今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、保育所とか公園等の遊具の点検であります。現在、保育所は市内で10箇所あるんですか、そして都市公園条例によつての公園が21箇所、それで農村公園というのが2箇所、金山とか磯崎だったと思うんですけど、ある。そしてまたスポーツ公園は小川口で1箇所、こういうような状況であります。それらの器具についてはもう点検等したかどうかもお伺いいたします。

特に、紀和の海洋センターの温泉プールにつきましては、これからいろいろ利用することもあるので早急に、もししてない場合はしていただきたいと思っております。今後、さきほどの質問でもありましたが、温泉プールの関係もあります。特にですね、公園については公園の

中の施設を利用した場合は、有料になったところもありますので、その点も有料によってお金を取っておる以上、万全を期していただきたいと思うんですが、ひとつその点もう伺いたします。

次に少子化対策でございますが、市長の施政方針で急速に進展する少子化について、少子化対策検討委員会を立ち上げ、子どもを安心して生み育てられる環境づくり、婚姻、出産、育児に希望や夢の持てる社会を実現するために、施策を検討するという市長の施政方針がありますが、その後、その対策委員会がどのようになっておるのか、結成したのかどうか、それをちょっと伺いたします。

このままでいきますと、日本は人口減社会となることが確実らしいですが、とにかく一人の女性が生涯に生む子どもの数、いわゆる合計特殊出生率は前年より0.06%増の1.32ポイントとなったが、やはり定期的な低下傾向であると思います。その少子化に対する理由をあげてみますと、まず子育ての苦勞、そして経済的な理由、晩婚等が三つほど挙げられておるんじゃないかと思うんです。

それで私はこのうちで一番大事なのはやっぱり結婚ですね、婚姻関係が一番大事じゃなかろうかと思います。婚姻なければ子どもの出産、育児もあり得ないということでございます。それで現在、婚姻の平均年齢は初婚で男30歳、女が28.2歳と、かなり高いほうであります、それで30歳代の若い方のアンケートを取った数を見ますと、30代の方で結婚したほうが良いということが43%、結婚の必要ないということが55%、こういうふうな結果で非常にその結婚に対するような案が、必要がないという数字が多いということでございます。いわゆる未婚者が増えるということでもあります。

そこで私がちょっと気がついたのはですね、1月20日ですが、これは新聞紙上で見たんですけども、新宮市・熊野市両商工会議所が主催してですね、勤労者や出会いを求める交流会を合同で開催しているんですね。その開催した結果47人の参加がありまして、テーブルを囲んでゲーム等を通じて、和気あいあいと親睦を深めたという報道もしておりますが、それである集まった方の話によると、これまでは女性との話し合いするのが苦手であり、また出会う機会もなかったもので、このようなイベントは非常に有意義であったと、こういう声も聞かれておるんであります、今度また引き続き7月8日にこのような会合を、集会を持つということもちょっと私新聞で見たんですけど、そういうことになっておりますので、その市としてもですね、このような会合を通じてですね、一歩前進したような方法で、これを集団見合い的な方向に持っていけないのかなと私は考えるのですけれど、市長さんの考えどうやらか

と。

また今後のためにも、できたらこの結婚相談所というようなものをつくってですね、晩婚化の解消を図ってもらえないかなと思うんですが、なかなか難しいことでもあります、一朝一夕にいかんと思いますが、ひとつその点は市長あたりはどのように考えておるか、ちょっとお伺いしたい。

それで過疎対策のことなんですが、市の人口が4月1日現在で、男が9,811人、女が1万1,362名、合計2万1,170人ですが、その後の毎月発行される市広報による人口の動きをみましてもですね、過去5ヶ月間の間に1月で38人減ってますね。これは前月との比較の数ですけど38人、2月に47人、3月28人、4月が60人、5月が262人という大きな減、このようにして段々減少になっておる。

それで私、過疎人口の食い止め策としてですね、国とか県の機関をこう熊野市に誘致するような方法はとれないかとも思うんであります。これは過去に紀和町の施政懇談会でもちょっと一部こういうような話も出ておりましたが、例えばですね、熊野市の市の形態は山・川・海があります。それを利用したようなですね、演習とか、そういうようなことを利用した

ような自衛隊の分遣隊でもこう誘致できんかなというような、私は思っておるんですけども、そこら辺の市長あたり考えはどうやろかとお伺いいたします。

現在、県下では白山とか笠取山というところで分屯地もありますが、そういうような施設、機関を誘致をして市の活性化、若者対策にもなろうと思いますが、そのようなことを考えられないか、ちょっとお伺いします。

4番目は、遊休農地にヤギ放牧の試験の結果をお伺いします。すでに矢ノ川と大栗須両地区において、遊休農地にヤギ放牧の試験をやっておりますのが、現在丸山地区でやっておりますんですが、この結果はですね、私もちょっと資料はもろとるんですけど、ヤギの放牧して荒廃とともに獣害、除草防止に役立てるということらしいけれど、その後2箇所やった結果についてお伺いしたいと思いますし、また今後ですね、こういう経費の面とか、またヤギの飼育方法等を含めてですね、各地区への推進を図る考えがあるのか、また試験的にもうこれで終わるのか、その点もちょっとお伺いしたいと思います。

以上、4点について簡単であります、壇上からのご質問を終わります。

○議長（樋口雄史君） 1番目の項目について執行部の答弁を求めます。

教育長。

(教育長 杉松道之君 登壇)

○教育長(杉松道之君) 今西議員ご質問の1点目の公共施設等の管理についてのうち、学校建物の耐震化と遊具体育器具の点検について、お答えいたします。

現在、熊野市には休校中の学校を除いて、小学校13校、中学校8校、合わせて21校がございます。このうち新耐震設計基準以前、すなわち昭和56年以前に建てられた学校のうち、文部科学省より示された耐震診断の必要な学校建物は、平成18年度末現在小学校13校では、改築計画のあるもの、使用していない建物を除き、校舎で3校4棟、屋内運動場で3校3棟となっております。中学校8校では、校舎で3校4棟、屋内運動場で3校3棟となっております。

熊野市における耐震改修に対する取り組みは、平成15年度より基本的に建設年度等を考慮しながら、順次毎年1校ずつ耐震診断を行ってまいりました。そして診断の結果、補強の必要な建物につきましては、引き続き補強計画、補強実施計画を行い、その翌年度には補強工事を確実に実施いたしております。

平成18年度末までに小学校校舎3校3棟、中学校校舎1校3棟の耐震診断を行い、補強の必要な校舎、小学校2校3棟、中学校校舎1校2棟の耐震補強工事を実施いたしました。またこの間に耐震化の一環として、有馬中学校の校舎屋内運動場を改築しております。

これまでは大きな規模の学校建物でございましたが、毎年1校となっておりますけれども、これからは小規模な学校建物となりますので、複数校耐震診断を計画してまいります。平成19年度におきましては、小学校校舎2校3棟、中学校校舎1校2棟の耐震診断を委託しております。診断の結果、補強の必要な建物につきましては、引き続き補強計画、補強実施設計を行う計画となっております。

今後、建て直し、補強工事にかかる財政面の手当が可能かどうか等も含め、十分に検討のうえ、小学校校舎2校3棟、屋内運動場3校3棟、中学校校舎2校2棟、屋内運動場3校3棟の耐震診断を計画してまいりたいと考えております。

次に学校の遊具点検の必要な体育器具の点検、プールの点検についてお答えいたします。

学校及び幼稚園の遊具の点検につきましては、毎年学校長あるいは園長に点検の実施を依頼するとともに、年1回市内業者に委託して点検を実施いたしております。また体育器具につきましても毎月点検を実施して、事故等がないように努めております。本年度につきましても4月12日付けで、学校における安全教育及び安全管理の充実並びに体育スポーツ活動時の事故防止について通知し、学校保健法及び施行規則に基づく点検を各学校で実施して、児

童・生徒の安全確保の徹底を図っております。

各学校及び幼稚園での事故も過去3年間を遡ってみましても、施設の不備及び遊具体育器具の不良が原因で発生したものはございません。学校及び海洋センター等のプールにつきましても、毎年水泳指導開始時期に合わせて入念な点検を行い、事故防止に努めておりますが、特に昨年は7月末に埼玉県においてプール施設の設置、管理における安全確保の不備等による事故が発生したことを受け、プールの排水口の再度の点検、及び監視員等の配置について万全の対策を講じました。

本年も4月に各学校、各幼稚園及び各プール設置施設にプールの安全標準指針を送付したうえで、安全点検の実施を行うとともに、安全確保、事故防止に努めております。また6月6日には、各学校及び各幼稚園の水泳指導開始前に水泳等の事故防止について通知し、事故防止の徹底を図っております。今後も施設設備及び遊具、体育器具の点検を万全に実施するとともに、児童・生徒の安全確保、事故防止に向けてさらなる取り組みを進めてまいります。

○議長（樋口雄史君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 岡部忠澄君 登壇）

○福祉事務所長（岡部忠澄君） 今西議員ご質問のうち保育所の遊具点検等について、ご答弁申し上げます。

現在、本市には10箇所の公立保育所があり、それぞれブランコ・滑り台・鉄棒等の遊具を設置しています。それら遊具の点検につきましては業者に委託し、年2回、原則として8月と2月、皆の使用中の破壊、腐食、磨耗で危険なところがないかを点検することとしております。点検の結果は速やかに報告を受けることにしており、危険なところが見つければすぐに修繕するなどの対応をしております。

また、保育現場でも保育士が児童の登園前に安全確認をしております。また児童の園庭での遊戯の間、特にブランコ・滑り台・鉄棒等で遊ぶときには、保育士による見守りを十分に行い、事故の未然防止に努めているところでございます。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

（建設課長 森本 明君 登壇）

○建設課長（森本 明君） 議員ご質問の公共施設の管理のうち、都市公園の遊具の点検についてお答えします。

公園内の遊具の設置についてであります。21箇所ある都市公園のうち19箇所の公園でブランコなどの遊具が65基と14の砂場を設置しています。これら遊具につきましては担当する

建設課職員によって目視や触診、ハンマーによる打診、検査などにより毎月2回の点検を実施しております。この点検の中で古くなったもので、危険性の高い遊具につきましては、撤去や使用禁止となるなど対応を行っております。さらに利用されている市民の皆さんから危険箇所等の通報があった場合は、即時に修繕の対応を行っているところでございます。

公園は子どもたちの遊び場だけでなく、地域のコミュニティの形成の場として大きな役割を持っています。また災害時には重要な避難場所ともなっておりますので、今後も適切な維持管理と迅速な修理、清掃などに努めてまいりたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） どうもありがとうございました。

私がですね、公園のことでちょっと気になるんがあるんです。それというのは、向こうの311号のこっちから行ったら初めのトンネルのこちらで、下平公園とかいうのがあるんですけど、あそこは私しょっちゅう通りますで、この前も現地へおりにて見てきたんですけども、あそこで機関車のね、あれを展示しておるんですね。あれが非常に私が見ると危ないと思うんです。あの機関車はもちろんそのものも大分老朽化しておりますが、その機関室へ入るときには下から2メートルぐらいあります。それで梯子が半分ぐらいしかかけてないんです。

そのの、もし子ども何か来て入ったりすると、非常にこう危険じゃないだろうかなと私は思うんですけど、それで現在、ロープでちょっと垣をしておりますけども、そのロープはもう全然効果ないです。そやから、もうああいうところをひとつですね、市としても十分管理してほしいと思います。

以上、ひとつお願いしますわ。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

○建設課長（森本 明君） 下平公園の機関車については、大変いま議員さんもおっしゃられたとおり高さもありますし、大変老朽化しているということで、今ロープ、トラロープ張って看板をしているのが現状です。差し当たってですね、さきほど議員さんおっしゃられたように高いところから入るようになっておりますので、その辺の対応につきましては、これから検討させていただいてやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） それでは1項の公共施設等の管理についての質問終わります。

2項についてお願いします。

○議長（樋口雄史君） 2番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

(市長公室長 中田裕三君 登壇)

○市長公室長(中田裕三君) 今西議員のご質問のうち、2点目の少子化対策にかかるご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、国の平成18年の合計特殊出生率は1.32と、前年に比べかなり回復しておりますが、しかしながら、この傾向は持続的なものかは、全く不透明な状況でございます。一方、本市の場合もみてみますと、平成17年の合計特殊出生率は1.38となっております。国の1.26を上回っているものの減少傾向にございまして、やはり国と同様に現在の人口を維持するための必要な値、2.08を大きく下回っております。

また本市の出生数は、平成14年度までは170人前後で推移しておりましたが、ここ3年間は130人前後まで減少しております。総人口も年々減少しまして、年少人口、いわゆる0歳から14歳未満の方の人口でございますが、これは昭和60年の5,038人から平成17年の2,446人へと半数以下に減少しております。総人口に占める割合も11.5%と少子化が顕著になっております。さらに未婚化も平成17年で女性20代後半では55%、男性30代前半では38%と、全国に比べると低いものの、憂慮すべき事態となっております。

このような状況を踏まえまして、平成19年度市長の施政方針におきまして、少子化対策検討委員会を立ち上げ、子どもを安心して生み育てられる環境づくり、結婚・出産・育児に希望や夢を持てる社会の実現のための施策を検討することを表明いたしました。

言うまでもなく、少子化対策として多くの自治体でさまざまな対応策が講じられております。しかしながら、一朝一夕に解決できるといった策がなかなか見つからないのも事実でございます。市では現在策定中の第一次熊野市総合計画にまとめるべく関係各課が集い、少子化の要因や総合的な対策について、意見交換の場を設けて話し合っております。このことは検討委員会を立ち上げた際の議論の基礎材料として用意するものでございまして、早急に話し合いの結果を集約したうえで、正式に少子化対策検討委員会を立ち上げ、総合的な少子化対策を検討してまいりたく考えております。

次にご指摘の未婚者に出会いの場を提供することについてでございますが、ご結婚を望んでおられる方々への対応としましては、大変有効な方法の一つではないかと考えております。具体的には平成17年12月に市内の独身女性のグループから、この地域における男女の出会いの場が少ないので、ふれあいの場の企画の話が市当局に寄せられました。市といたしましても、こういった企画を積極的に支援していくことが大切であると考え、福祉事務所が側面から支援していくこととなった経緯がございます。

これまでの取り組みといたしましては、平成18年2月、同年10月の2回、出会いの場の取り組みを支援し、市内在住者62名の方の参加をみております。現在第3回目を企画しております。7月15日に実施する予定でございます。しかしながら、あくまで結婚し、子どもをもうけたいと思うのは個人個人の意思に基づくものであり、周囲としてはやきもきする場面も多々あるかと思いますが、個人の自由意思につきましては尊重しなければならないといったこともございます。

このことを十分に踏まえたうえで、ご結婚を希望される方々を地域全体で応援するための取り組みにつきましては、市といたしましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） 前向きな姿勢をお伺いしまして、どうもありがとうございました。

次に、2点目はこれでよろしいんですけども、3点目についてよろしくお願ひします。

○議長（樋口雄史君） 3番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 中田裕三君 登壇）

○市長公室長（中田裕三君） 今西議員のご質問のうち、3点目の過疎対策及び活性化についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、依然として過疎化が進む状況でございます。平成17年の国勢調査における市の人口は2万1,230人であり、10年前の平成7年と比較して2,837人、約11%減少しております。

このような中、過疎対策につきましては、まず雇用の確保を再重点課題としまして、地元産業の振興とあわせて企業等の誘致にも努力しているところでございます。議員ご提案の国・県の施設等の誘致につきましても、雇用や集客、あるいは地域経済の活性化に効果がでるものにつきまして、誘致の可能性を探りつつ要望等の働きかけを行ってまいりました。

これまで県に強く働きかけてきた、金山地区を中心に計画されております、紀南中核的交流施設整備事業につきましても、主体となる民間事業者が決定し、平成21年7月のオープンを目指して着々と準備が進められているところでございます。

例えばの例でございますが、刑務所につきましては、本年5月に山口県美祢市に民間の資金やノウハウを活用するPFI方式による全国初の刑務所である、美祢社会復帰促進センタ

一が整備され、業務が開始されたことが話題となっております。法務省が公表しております事業用地の選定経過によりますと、全国51箇所の誘致先から選ばれた優位な点としまして、1,000人収容の施設として、敷地面積28ヘクタールの平坦地が確保され、さらに施設拡張が可能なことなどが挙げられております。また第2号の刑務所PFI事業の予定地となっております島根県浜田市の島根あさひ社会復帰促進センターでは2,000人収容で、35ヘクタールの平坦地が確保され、上下水道の基盤が整備されていることに加えまして、相当な用地の拡張余裕があるとのことでございます。また最近の刑務所の立地条件は都市周辺部の利便性に恵まれ、しかも一定以上の面積が確保できる地域に限定されるといった、比較的恵まれた好条件でないと誘致は難しいとのことでございます。したがって、当市の場合を想定しますと、極めて厳しい条件でございます。

一方、自衛隊にかかわる件につきまして、防衛省広報課に伺いましたところ、三重県を含む紀伊半島地域での新たな駐屯地や分屯基地、また演習場等の整備や移転の計画は今のところ全くないとのことでございます。

いずれにいたしましても、今後、高速道路の開通によりまして、交通事情も改善されますことから、雇用や集客、地域経済の活性化に効果があり、なおかつ市民の皆さんに喜んでいただけるような施設誘致を、あらゆる機会を通じまして、その可能性を探りつつ、要望等の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） 確かにただいま説明のとおり、国の機関の誘致ということは非常に難しいところがあるんだろうと思います。しかし、できる限りその難しいところをひとつ考えてもろて、ひとつできたらそのような方向に進んでいただきたいと、こうかように思っております。

それでは4点目についてお願いします。

○議長（樋口雄史君） 4番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

（農業振興課長 土口直洋君 登壇）

○農業振興課長（土口直洋君） 今西議員のご質問のうち、4番目の遊休農地におけるヤギ放牧の試験結果と今後の見通しについて、ご答弁申し上げます。

試験的なヤギの放牧については、遊休農地解消及び獣害対策を目的とし、三重県科学技術

振興センターからヤギ3頭をお借りし、地元の方からご理解、ご協力をいただきながら、県と共同で平成18年9月22日から開始しております。

紀和町矢ノ川地区の耕作放棄水田30アールから始まり、紀和町大栗須地区において2箇所、合計38アール、紀和町丸山地区において同じく2箇所、計55アールの3地区5箇所、合計、123アールの耕作放棄水田で放牧実証試験を行ってまいりました。ヤギは当初は3頭お借りしていましたが、そのうちオス1頭につきましては、残念ながら平成19年5月18日に死亡いたしました。しかし、6月6日にはメス1頭が生まれ、現在11歳のオスと1歳のメスを合わせて合計3頭となっております。

その放牧実証試験の効果につきましては、遊休農地対策としての耕作放棄地の雑草抑制はもちろんのこと、児童・生徒とのふれあいによる情操効果も得られました。獣害対策としましては目に見える効果としてではございませんが、ヤギを放牧すること自体の効果と、人の出入りによる活動の活発化による効果、また除草による野生動物の隠れ場所解消による効果はあったと考えております。今後の市の方針といたしましては、実証試験としてはおおむね検証結果が得られたと思われまますので、今後は市内で放牧に取り組んでいただける地域がございましたら放牧していただき、各地域の遊休農地対策及び獣害対策に役立てていただきたいと思いますと考えております。

なお、放牧時はヤギの逃亡防止と野犬等からの被害防止のため、電気柵と網で放牧地を囲い、その電気についてはソーラー発電機とバッテリーで供給しております。また餌としては基本的に放牧地内の草だけで飼育しております。今後、各地域で放牧に取り組んでいただく場合にも、必要に応じて電気柵等の費用は必要となりますが、方法等についてご相談をお受けし、市民の皆様が活用しやすいようにしてまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） このヤギの放牧の試験的に結果、ただいま報告されましたが、これ今後、希望の地区があった場合は、市のほうからこれ斡旋してくれるんですか。そしてそれに対する経費ですね、今、電気柵とか何とか言うておりましたけど、その程度で経費はええのか、それともヤギを借りる場合とか、買うんかどうか知りませんが、そこらの経費等も要ると思うんですが、その点はどうですかお伺いいたします。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

○農業振興課長（土口直洋君） ヤギの放牧については、新聞紙等でもPRをしていただいております。さらには農家座談会等の中でも、このヤギの放牧については触れていきたいとい

うふうなことを考えております。

経費といたしましては、いま現在電気柵等は市で持っております。数箇所が増えるとその検討は必要だと思いますけれども、当面の間は今市の電気柵を使っていたきたいというふうに思っております。ヤギにつきましては県と相談しながら確保に努めてまいりたいと、以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） 以上で、私の質問終わります。

○議長（樋口雄史君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 21分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

3番 増田幸美君。

（3番 増田幸美君 登壇）

○3番（増田幸美君） ちょうど午後の一番バッテリーと、こういうことで少し眠気も出てくる時間だと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私はですね、河川や海等の水質浄化対策について質問させていただきたいと思ひます。

6月に入って市内の各河川、順次鮎漁が解禁になりました。遠くは京都・大阪・奈良からも太公望が訪れ、しばし初夏の賑わいを見せております。

皆さんご存じのように、鮎は香りの魚と書いて香魚とも言われるように、川底の石に付いた珪藻と言われる苔を食んで成長することから、あの独特の香りがするわけでございます。当然台所とか、あるいはお風呂とかですね、いわゆる生活雑排水が流れる河川では、動物プランクトンを含む汚物も同時に石に付着することからですね、その鮎独特の本来の香りがなくなるということが、四日市大学の松永教授の調査によって明らかになってまいりました。

近年の生活様式の変化から界面活性剤を含む合成洗剤等ですね、排水が直接海や河川に流れ込み、さらに森林や農地の荒廃から山や棚田の保水力が低下して、そのことによって山腹の崩壊や土砂災害が多発すると、こうしたことから海や河川に土砂が流れ汚濁が進む。そし

て魚の生育する環境を著しく損なっておるのが現状だと思っております。

そうした中、地域住民の方々を中心に、環境にしっかり関心を持っていただいて、地道ではありますけども、市内各地で環境保全、水質保全浄化の活動を続けていただいていますことを、敬意を表するものでございます。例えば大又川では「よみがえれ大又川連絡協議会」の方々を中心に、長年にわたる地道な取り組みを継続していただいて、お陰さまで県下河川の中でも最高水準の水質評価をいただいているところがございます。

しかしながら、私も川に長く親しんでおるものとして、40年前、50年前の川のあり様を思い浮かべたときに、水量や水質、さらに河岸の状況等環境が様変わりしていることを強く感じるものでございます。本市においても地域住民による活動へのさまざまな支援や、環境に配慮した施策等を展開いただいているところですが、さらに河川や海等の水質保全、浄化の取り組みを継続強化していくことが、生態系の保全、さらに将来への安心・安全な食の生産、ひいては当地方の漁業の振興にとって、極めて大切なことと考えております。

そこでまず初めに、支援策と施策の現状とその効果についてお聞きをいたします。

次に浄化槽や農業・漁業集落排水施設等、いわゆる汚水処理施設の普及状況についてお聞きをいたします。

最後に環境省の推進事業の導入についてお聞きをいたします。環境省では平成6年度から市町村自らが設置主体となり、浄化槽の面的整備を行う「浄化槽市町村整備推進事業」なるものを創設し、その推進に力を注いでいるところがございます。本市として住民負担の公平化と適正な水質管理を図るために、市町村設置型浄化槽の導入の可否について検討すべきではないか、ご提言申し上げ壇上からの質問を終えます。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。

環境対策課長。

（環境対策課長 奥村芳信君 登壇）

○環境対策課長（奥村芳信君） 議員ご質問の河川・海等の水質浄化対策について、お答えします。

まず、1番目の支援策と施策の現状とその効果についてでございますが、現在、当市におきましては、さきほど議員からも紹介がありました「よみがえれ大又連絡協議会」をはじめとします9団体によりまして、環境保全活動が展開されており、その活動にかかります費用の一部を助成させていただいております。

その活動の内容は、生活環境の整備や水質の浄化といった環境の保全に関するものであり、

当市が目指します「美しい自然と共生する環境を大切にすまちづくり」の一躍を担っていただいております。特に「よみがえれ大又連絡協議会」におかれましては、その活動が認められ、昨年、環境省から水・土壌環境保全功労者として表彰を受けられております。さらに県下の内水面の河川では初めて最高水準である国の類型AAの指定を受け、精度の高い水質検査と監視が検査機関により行われることとなっております。

次に2番目のご質問の浄化槽及び農業・漁業集落排水施設等污水处理施設の普及状況について、お答えいたします。

現在、当市におきましては熊野市生活排水処理施設整備計画に基づきまして、市全体として個人設置型の合併処理浄化槽設置整備事業により、污水处理施設の普及に努めているところであります。現在の污水处理施設は浄化槽が基本であり、その設置状況は合併処理浄化槽が1,666基、単独浄化槽が3,391基となっております。なお、設置に際しましては設置費用の一部5人槽につきましては33万2,000円、6人から7人槽につきましては41万4,000円、8人から50人槽につきましては54万8,000円を助成させていただいております。今後も引き続き年間140件程度の設置に対して助成をしていく計画となっております。

最後に3番目の市町村設置型浄化槽導入の可否について、検討することができないかにつきましてお答えさせていただきます。

この件につきましては、重要な施策と考えているところでございます。しかしながら、整備と維持管理につきましては、すでに合併処理浄化槽を設置された方々への対応や、地域全体の合意が必要なこともあり関係各課と協議を重ねながら、浄化槽市町村整備推進事業について慎重に検討していきたいと考えております。今後とも水質浄化をはじめとします環境保全の推進につきまして、必要な施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

（農業振興課長 土口直洋君 登壇）

○農業振興課長（土口直洋君） 議員ご質問の2、農業集落排水施設の普及状況につきまして、お答えいたします。

農業集落排水施設と污水处理施設の普及状況ですが、この整備につきましては集落において家屋が点在し、効率的な事業が展開できないことから、市内での普及は進んでおりません。ただ地域にあった取り組みとして、飛鳥町の佐渡野口地区へ小規模な水質浄化施設といたしまして、四万十方式による浄化施設を整備しており、地区69戸がこの取り組みに参加してお

ります。

四万十方式とは、化学薬品を使用せず木炭や石などの自然素材を加工した充填材を適切に組み合わせることで、主として微生物による水質浄化を行う方式です。この施設については県営の中山間地域総合整備事業で整備を行っております。市内の山間地域におきましては、四万十方式を展開できる場所もあると思われ、同様の施設を希望する地域が出てきましたら、県営事業として要望していくことは可能であります。全体事業費と効率等を勘案しながら事業の検討を行っていく必要があると考えます。

○議長（樋口雄史君） 3番。

○3番（増田幸美君） 環境対策課長及び農業振興課長、具体的に数字をあげていただいて、ご答弁いただきました。ありがとうございました。

水産商工課長にもですね、同じような漁業集落排水施設とこういうことで投げかけておりましたが、農業振興課と同じような内容だと、こういうことでしたので、あえて答弁は求めませんでした。

農業集落排水施設についてはですね、かなり前からこれもあるわけですけども、今、課長のお話では効率性から採用してないんだということのようでございます。確かにですね、そういう面が、例えば山間部において、あるいは漁業集落地域においてもですね、効率性ということを見ると、少しこのメニューについてはですね、問題点もあるのかなあと私なりに考えております。

それで一点だけお尋ねしますが、県への中山間地域総合整備事業の一環として、飛鳥町の佐渡地区に小規模の排水処理施設をつくっていただいたと、こういうことなんですが、維持管理はどのようになっておるのか、あるいは維持管理費と受益者負担はどの程度必要なのかですね、教えていただきたいと思えます。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

○農業振興課長（土口直洋君） 事業につきましては、国55%、そして県が30%、市が15%の負担を行っておりますけれども、地元には今工事に関しては負担は求めておりません。ただ、完成後の維持管理につきましては、地区をお願いをしているということでございまして、地元においては浄化設備の管理組合をつくり管理をしていただいております。

維持管理に要する経費として主なものとしては、水中ポンプの運転とブローア運転等の電気代1万5,000円でございます。1年間にしますと18万円、あとろ過材を必要としますが、これは毎年替えるわけではございませんので、10年間で約35万円ほど要するというところでござ

いますんで、10分の1にしますと3万5,000円ということで、年間の維持費は21～2万円というふうになっております。

そして管理組合におきましては規約をつくってございまして、その規約に基づいてその経費を集めておるということでございます。組合の家族について1人月100円ということがあります。また85歳以上の老人については半額の50円というふうになっておりますし、合併処理浄化槽を設置している世帯についてはもう1,000円、あるいはまた事業所においては役員の協議により決定するというふうな状況になってございます。

○議長（樋口雄史君） 3番。

○3番（増田幸美君） ありがとうございます。

今、お答えいただいた内容でいきますと、市の負担も15%ということで大したことはない。それから一番その受益者にとってメリットはですね、ほとんど設置に関する費用が要らんのやと、こういうことですね。せいぜい年間21万円ぐらい要る維持管理を69戸の受益戸数で賄っているということですから、どうなんでしょうか、4,000円か3,000円ぐらいであるんでしょうかね。

そういう意味で、しかもその一定の浄化作用があるということですから、良い事づくめのような感じでございます。中山間の地域総合整備事業ということですと、来年度でですね、この事業は終わるということですし、実は私のほうでですね、この中山間の事業費はまだまだ余裕があるのかなと、こういうふうに思っていましたら、もうすでにですね、20年度までの計画がおおよそあるということで、新規にですね、この中山間をあてにして、そのこういう事業を行うというのは市でですね、大変難しいんじゃないかという気がします。

ただ中山間に代わるような、同類のようなですね、事業が起きた場合には、是非設置可能な地域が山間部にもあるということですので、前向きにご検討いただきたいと要望しておきます。

次に環境対策課長からご答弁いただいた項目ですけれども、施策は主に各環境保全団体の支援だと、こういうことのようにございます。私はですね、是非それは継続していただきたいと思います。特に環境保全の問題は孫や曾孫や、またその後々の代にですね結果として現れてくるとこういうことですね。しかしながら環境を破壊するのは短時間でできるとこういうことですから、是非そういった意味でも、そういう運動というのは非常に貴重なものですから、助成については継続をお願いしたいと思います。

そもからもう一つですね、どうしても環境保全については目立ったこう何て言いますかね、

成果が現れんもんですから、なかなか一般市民にも浸透しにくいと、こういう状況があるかと思えます。そういう意味では継続をしながら、しかもその広報活動を通じるて言いますかね、児童・生徒・一般市民等啓発活動を引き続いて続けていただくことが、非常に大切なことではないかと思っております。今後とも教育の一環として、また広報等を通じ市民に対して啓発を進めていただきたいと要望しておきます。

2の普及状況についてでございますけれども、これはいわゆる合併処理浄化槽ですね、台所、風呂、いわゆる一般排水も処理できるものは1,666基ということでございます。実は私もですね、三重県のホームページで、この生活排水処理施設の整備率を見てみました。16年度と17年度見てみました。16年度ですね、まだ合併前ですので、紀和町が35.9%です、旧紀和町ですね。旧熊野市が18.3ということで、実は紀和町なぜ高いのかなあとということでお聞きしましたら、その合併槽を設置するときの助成をですね、町単独の上乗せもしていたと、こういうことをお聞きしました。それはかなわんことがあると思えますけれども、17年度末のですね県内平均を見ましたら67.9%、これは下水道事業とかですね、合併処理浄化槽とか、さきほど私が申し上げました市町村設置型の合併浄化槽とか、いわゆる一般の生活排水をですね、し尿だけではなしに処理できる、そういう整備率は67.9ということで、熊野市17年度末でみますと21.2%なんですね。3分の1弱とこういうことでして、この要因はいろいろあるかと思えます。

例えばこの地域がですね、なかなか人口が減っていく、あるいはその景気が非常に悪いということもあってですね、新築される方とか、改築される方とかないとかですね。それからもう一つですね、大きいのは、ほかの整備率の高いところはですね、下水道事業を取り入れておるんですね。熊野市は賢明だと思うんですけども私は、その財政を圧迫するような下水道事業ですね、取り入れてこなかったと、こういうことはある意味ではですね、整備率は低いけれども、財政を圧迫してないという意味で評価するもんですけども、そういうことでもろもろの要因があって整備率が低いと、こういうことでございます。

県下29市町の中で下から3番目ということですがけれども、是非ですね、今後引き続き設置費用の助成とかですね、それから単独浄化槽の撤去費用というものも最近できたようですね。合併浄化槽を設置するために単独浄化槽ですね、いわゆるそのし尿だけを処理する浄化槽の撤去費用も助成の対象になったとこういうことですので、そういうのもしっかり宣伝していただいてですね、そうした取り組みを合併浄化槽設置の取り組みを強めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、せっかく合併浄化槽を設置していただいてもですね、定期的な検査とか、あるいは消毒とかですね、さらに汚泥の抜き取りなんかですね、いわゆるその管理を怠ってしまうと途端にですね、未処理の状態の排水が河川・海等へ流れてしまうということなんです。是非この辺についても広報等を通じて、例えば「検査を受けましょう、消毒しましょう」とかですね、そういう広報等を通じて啓発をしていただきたいと思いますと考えます。

3番目にご質問したですね、環境省が整備を推進している、いわゆるその市町村設置型の浄化槽の関係ですけども、導入までのその何と言いますかね、ハードルの高さというのは私も承知しているつもりなんです。それは一つにはですね、やっぱり受益者と言いますか、市民の方の理解と同意がないとできないということなんです。ですから非常にハードルは高いと。ただそういう意味では承知をしていますけども、市町村設置型の浄化槽の良さというのはですね、個人が設置する合併浄化槽の部分よりもですね、非常にこうメリットあるんじゃないかというふうに考えておるわけです。

そういうことでお聞きしたいのはですね、市町村設置型の浄化槽の事業の採択要件ですね。それから付けた場合のメリットとかデメリットとか効果ですね、その辺について再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 環境対策課長。

○環境対策課長（奥村芳信君） 3番目の市町村設置型浄化槽を導入する浄化槽市町村整備推進事業の採択要件、それからメリット・デメリット・効果等につきましてなんですが、この事業につきましてはまだ詳細をつかめておりませんので、参考資料を基に紹介をさせていただきます。

まず浄化槽市町村整備推進事業の採択要件ですが、一つ目としては、市町村が戸別の合併処理浄化槽を特定の地域に整備する。二つ目に、事業の実施地域は将来的に合併処理浄化槽の整備が妥当と判断される地域において設定されること。三つ目に、原則として事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の合併処理浄化槽を整備する事業であること。四つ目に、当該事業年度内に20戸以上の住宅等について、戸別の合併処理浄化槽を整備する事業であること。過疎地域におきましては10戸以上という条件になっております。五番目に、設置後の合併処理浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。六つ目に、市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された合併処理浄化槽の維持管理については特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。上記の要件をすべて満たしていることが条件となっております。

事業の効果につきましては、一つ目に、本事業は市町村の公営企業として実施するため、保守点検・清掃及び法定検査等の維持管理についても、より適切な管理のもとで合併処理浄化槽の整備ができると。二つ目に、同程度の集合処理施設に比べ、安価で短期間に地形等の影響を受けずにどこでも設置が可能であり、人口が散在した地域等で特に費用対効果が高く、短期集中的に補助の効果を上げることができる。三つ目に、住民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上ができる。四つ目に、汚水の衛生処理が著しく遅れている地域における水質保全ができると、以上4点が挙げられます。

そこで現状の戸別設置型と比べた市町村設置型をみますと、良い点では一つ目に、個人の負担が軽くなる。二つ目に、計画的な整備ができる。三つ目に、適正な維持管理ができるため水質保全ができる。四つ目、国が積極的に推進しており、国庫補助予算の確保が容易である。五つ目、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進できる。六つ目、地元企業を活用することが可能であり、地域の活性化が図れるなどです。

また不利な面としましては、一つ目が、法定検査や清掃料とは別に浄化槽使用料を市に個人が支払う必要がある。二番目に、整備費及び維持管理費等で市としては財政負担が大幅に増えます。三番目として、地域の指定につきましては調査が必要な部分がありますが、地域を指定すればその地域の全戸に設置が必要なため、単独浄化槽からの切り替えや排水など、地域全体の同意が必要である。四番目に、既設の合併処理浄化槽設置者から市へ権利を移すことが必要となる。五番目に、予算の都合で急な設置要望があった場合、申請者が望む時期での設置ができないこともあるなどが考えられます。

また下水道整備事業と比較してみますと、一つ目には、集合処理区域だけでなく、導入地域全域に均等な行政サービスが確保できる。二つ目に、市の財政事情や人口・世帯数の増減に柔軟に対応できる。三番目、初期投資が少なく工事期間が短期間であるため、すぐに受益効果が現れる。四つ目として、財政措置が下水道と同様であり、市内全域で平等な整備が可能である。五つ目として、生活排水を排出源で処理し放流するため、河川の水量が少なくならない。六つ目として、財政面では著しく軽減されるなどが考えられます。

以上です。

○議長（樋口雄史君） 3番。

○3番（増田幸美君） ありがとうございます。

縷々ですね、採択要件とか効果とかですね、有利な面、不利な面とこういうのをご説明いただきました。まだまだですね、私もそうですし、当該課のほうでもですね、ご研究いただ

きたいと思いますが、例えば不利な面でもですね、非常にこう財政負担かかるとこういうふうにお話がありました。パッと見た感じはそうなんですが、実はよく調べてみるとですね、下水道のような事業のような不利な条件にはならないと、こういうふうに私は思います。

それから当然受益者と言いますかね、浄化槽設置をするのは市町村が設置するわけで、土地をそのお宅のをお借りしてですね。維持管理は当然市町村で自治体でやっていかんといかんということなんですね。そのために使用料をいただくということになると思ってます。だから使用料の設定の仕方によってですね、財政負担の当初負担する部分、あるいは後々の整備を含めてですね、使用料で賄うことが十分可能だと、これはもうすでにやっておる自治体ですね、例からいっても可能じゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、一番最大のネックはですね、やっぱり地域住民の合意があるかどうかと、こういうことだろうと思いますし、もう一つはさきほども報告がありましたけども、既設の合併処理浄化槽を持っておられる方ですね、対応をどうするか。例えばそれをですね、寄附寄与をするかですね、浄化槽ですね。その代わりそれ以降については、管理を自治体がやって、使用料いただきますよということですね。

例えば私の家ですね、合併浄化槽の年間の経費をみてみますと、大体4万5,000円かかるんですね。点検とか消毒で2万円年間ですね。それから汚泥のくみ取りで2万5,000円ぐらいという、4万5,000円ですね。ですから5,000円程度の使用料をいただければですね、そんなに負担は増えるわけでもないですし、それから一番のメリットはですね、やっぱりきちっと管理できると、自治体のほうで管理するわけですから、点検も消毒も汚泥の抜き取りもですね、きちっとできると、こういうことだろうと思ってます。

そういう意味で、是非その検討いただく場合をお願いしたいのは、できない理由というよりも何とかやろうとする研究をですね、是非お願いしたいなと思っております。なぜかと申し上げますけども、冒頭の質問の中でもお話申し上げたように、将来にわたるこの地域の漁業なりにですね、非常に関わりが強くなってくるもんだとこういうふうに思ってます。どうかそうした認識でですね、当然市町村設置型の浄化槽だけではなくに、いわゆるその小規模の排水施設とか、あるいは集落排水施設は可能なのか不可能なのか、そういう面も含めて総合的に環境対策課、農業振興課、あるいは水産商工課、そういうところと連携を取りながらですね、是非、本市にとってどういうメニューを採択するのが一番いいのかどうか検討いただいて、さきほど検討いただくということでしたけども、慎重かつ私は前向きにご検討いただきたいと申し上げて、私の質問終えます。

ありがとうございました。

○議長（樋口雄史君） 午後1時45分まで休憩いたします。

（午後 1時 34分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 45分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

6番 岩本育久君。

（6番 岩本育久君 登壇）

○6番（岩本育久君） 6月議会にあたり市民のご意向を踏まえ、6点について質問させていただきます。

まず大きく第1つ目は、国民年金についてであります。今、社会保険庁における国民年金の未納期間や、誰のものかわからない保険料納付記録が約5,000万件もあるなど、問題となっておりますが、本市における市民からの国民年金についての問い合わせの実態と、その問い合わせに対する窓口での対応について、どのようにしておられるのか、お伺いいたします。

また平成14年4月、西暦2002年からでございますが、徴収事務は市から社会保険事務所で取り扱うことになりましたが、報道によりますと一部の行政で国民年金の被保険者台帳を廃棄したとありますが、本市における保管状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目に、紀和町のふるさと公社の運営についてお伺いいたします。今年、春から募集いたしました「千枚田オーナー」の募集にあたって、昨年まで瀧流荘の半額優待券が付いていたが、今年はその優待券がなかった、その理由はなぜなのか。オーナーになろうとする人たちが大変期待感を持っていたと聞き及びますが、今後も優待券を付けることはしていかないのですか、その見解を伺います。あわせて本年のオーナー募集状況はどうだったのか、過去3～4年間の実績をお聞かせ願います。

また、千枚田の近くに千枚田荘を設置、建設しておりますが、そこにいた事務所を紀和町総合支所の横に移転したと聞きますが、千枚田荘の管理運営に支障はないのでしょうか、その点もお伺いいたします。

3つ目は、有馬町中の茶屋を流れる産田川護岸の整備についてであります。

同地区の産田川から志原川に至る箇所、中でも中の茶屋、池尻橋付近にある護岸が未整備で、地区住民の住宅に影響を及ぼしており、将来の不安を隠せられず危惧していると聞き及んでおります。この護岸整備の未整備を市としてどの程度把握して、県への対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

4つ目は、市営住宅の管理についてであります。市営住宅管理条例の第5条第1項第7号で「市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること」の事由から公募を行わず、入居させることができるとありますが、どのようなことを意図するものか、その解釈はいかなるものか、ご見解をお伺いいたします。

5つ目は、文化交流センターの進捗状況と市民会館の利用についてであります。市民が期待している「文化交流センター」の建設に向けた進捗状況をお伺いいたします。また市民会館でのイベント前売券を販売するにあたっての利用基準をお聞かせください。

6つ目は、公共施設の出入口に照明灯の設置の必要性についてであります。公共施設の駐車場や玄関など出入口に照明灯が設置されているが、特に市消防本部から市道に出入りする箇所に灯がなく大変暗いため、夜間通行する車両にとって危険であり、地域住民としては街灯なるものを設置すれば、交通事故防止と明るいまちづくりの防犯の面からも役割を果たすものと考えますが、設置する考えはないものかお尋ねいたします。

とりあえず壇上からの質問といたします。

○議長（樋口雄史君） 1番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 山本達由君 登壇）

○市民保険課長（山本達由君） 岩本議員のご質問のうち、1の「国民年金について」につきましてお答え申し上げます。

まず本市の状況からご説明申し上げます。平成19年3月末現在、熊野市の国民年金への加入者は5,295人、また国民年金受給者は7,127人でございます。

次に、現在市が取り扱っている国民年金の事務について申し上げますと、大まかに3つに分かれておまして、加入や脱退等の届出の受理を行う適用関係事務、年金を受給するために請求手続きを行う給付関係事務、免除申請等の受理及び審査と、社会保険事務所への報告を行う保険料関係事務でございます。なお、保険料の徴収事務は平成14年4月から社会保険事務所が取り扱うことになっているところでございます。

ところで、社会保険庁をめぐる問題が大きく報道されており、年金に対する不安が市民に広がっている状況でございます。問題となっているのは古い台帳の有無と納付記録の適否でございます。まず前者につきましては旧熊野市、旧紀和町とも保管しており、納付記録を照合することが可能な状態でございます。後者につきましては善後策について、報道直後の5月29日、尾鷲社会保険事務所と協議し、その対応といたしまして、市民から国民年金の納付記録や厚生年金の加入期間について問い合わせがあった場合には、その概要を社会保険事務所にファックスで連絡し、適切かつ迅速な対応をしていただくようお願いしているところでございます。

なお、市への問い合わせ件数は5月28日から6月19日までの間に73件、1日平均3件でございます。国民年金の納付記録や厚生年金の加入期間についての問い合わせが主でございます。また同期間内の尾鷲社会保険事務所への問い合わせは1,843件とのことです。市といたしまして今後も不安を抱える市民に対し、親切で丁寧な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） ありがとうございます。

そこですすね、ちょっと確認を含めてお伺いいたします。年金に対する不安は持っておられることを言われました。これから親切で丁寧に窓口に来られた市民に対応していくと姿勢で、その姿勢を貫いていただきたいと思います。

一昨日、全国紙の新聞の世論調査でもすすね、年金制度を信頼していない、どちらかと言えばを合わせても76%、一方では信頼しているというのが23%という、過去最低のアンケートというんか、そういうのが発表しておりましたことを見ると、まさに今、年金不信というものが国民、あるいは市民にも、誰しも持っておるかと思ひます。そういう不安をすすね、解消するためにも、また市民保険課でも対応していただきたい。

そこでさきほどすすね、ファックスで何か尾鷲の社会保険事務所と何か送り込むということでしたけども、そのファックスのいわゆるどういう項目を尾鷲社会保険事務所にファックス送付するのかとあわせて、今、熊野市役所でも年金相談とかいう事前にすすね、前日防災無線でも発表していますよ。 「あした市役所何階で年金相談がありますよ」というようなのたまに聞きますけども、あれは月に何回か、あるいはいうふうにかかれておるんすけども、あわせてもし中へ入って確認できれば何人ぐらい訪れておるんか、あわせてちょっと2点だ

けをお願いします。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） ファックスの送信内容につきましては、被保険者記録照会回答表と送付依頼表に、基礎年金番号、年金コード、カナ氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記入し、国民年金の納付記録や厚生年金の加入期間について、社会保険事務所に照会を依頼します。社会保険事務所では照会事項については郵送で本人に回答をします。

それと2点目の尾鷲社会保険事務所の職員による出張年金相談ですが、毎月1回第一水曜日の午前10時から午後2時まで、市役所の会議室におきまして相談を行っております。

それと相談の件数ですが、1日当たり平均30件程度でございます。

相談内容につきましては、年金の受給相談、裁定請求や納付記録の相談などがございます。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） ありがとうございます。

そして市長公室長にちょっとお尋ねいたします、要望いたします。市民保険年金課でも、そのように尾鷲保険事務所と色々なそのコンタクトを取って市民に対する年金のアドバイスと言うんか、不安を一掃しております。そういうさきほど市民保険課長も言われたそういういろんな手続きを行っているということ、できればですね、7月号、今度は8月号、7月号になるんですか、なんかの広報でもやはりもひとつ大きくですね、アピールするて言うんか、知らしめる方法を取っていただくことをお願いしたいと思うんですが、その気持ちのほどをお願いします。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） まずですね、市の広報につきましてはですね、市民への速やかな情報提供であるということには違いございません。したがって、現在全国で問題になっております国民年金等の問題につきましては、速やかに市民に情報提供したいと思います。ただしですね、現在議員がおっしゃられました7月号に記載というのですね、すでに期限が切れておりまして、大体7月号、7月5日に大体配付するんですが、この原稿というのは大体6月5日ぐらいが限度でございます。

したがって、この6月議会の内容につきましてもですね、7月号に載せることはできません。したがって8月号になります。そういった絡みがございますので、この問題については8月号に載せるべきではないかというふうに考えております。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 今の件なのですが、今、市長公室長が言われましたとおり、8月の市の広報で市民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） では、そういうことで国民年金、あるいは厚生年金もろもろ含めて市民の不安を一掃していただくようお願いいたします。

じゃあ続いて2項目へお願いします。

○議長（樋口雄史君） 2番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

地域振興課長。

（地域振興課長 向山兼司君 登壇）

○地域振興課長（向山兼司君） 岩本議員の2点目のふるさと公社運営についての中の「丸山千枚田オーナー」への瀧流荘の温泉入浴券半額優待券に関するご質問に、お答えいたします。

ご承知のとおり「丸山千枚田」は、日本の棚田百選に選ばれた日本の原風景として後世に残すべき貴重な市の財産であります。遠い過去から現在まで丸山地域の人々がこの貴重な財産を守るべく頑張ってきたのですが、過疎・高齢化の波には勝てず、地元の人たちだけでは守っていけない状況になっております。このような状況を踏まえ、地域外の人々にも「丸山千枚田」の保全について、協力をしていただく一つの方法として、「丸山千枚田オーナー制度」が導入をされました。

オーナーの募集状況につきましては、平成17年度が 113口、 517人、平成18年度は 123口、600人、平成19年度が 111口、 554人となっております。オーナー制度の主眼は「丸山千枚田」の保存にご理解のある方に、田植えや稲刈りなどの労力を提供していただくことと、財政的な支援をしていただくことが目的であります。一方、オーナーの方には仮にではあっても、自分の田んぼとして田植えや稲刈りなどの農業体験をすることで、見えない形の満足感を味わっていただけるほか、収穫したお米や地域の野菜をお届けするなどのオーナー特典を設けております。

ご質問の瀧流荘の温泉入浴料半額優待券につきましては、オーナー特典の一つでありまして、オーナー料金一口3万円で最高10人まで登録することができ、その登録をされた方であれば年中半額で温泉をご利用していただける仕組みとなっております。財団法人紀和町観光開発公社の全面的なご協力により、瀧流荘への経済的な波及効果も期待して、この制度を実施してまいりましたが、利用状況としては登録限度の10人を超えて利用したいという方がおられたり、利用者の大半は市内をはじめとした近隣の限られた方であることなどから、本

来のオーナー制度の趣旨と波及効果の実態を勘案し、平成19年度からこの特典を廃止することになりました。

オーナーの方の中には、この特典の廃止を非常に残念がられている人もおられるとお聞きしておりますので、来年度以降は利用回数や対象者などを含め、利用者と瀧流荘が互いにプラスになるような仕組みで実施できないか検討してまいりたいと思います。

続きまして財団法人紀和町ふるさと公社の事務所移転に伴う丸山千枚田荘の管理運営についてのご質問にお答えいたします。これまで財団法人紀和町ふるさと公社の事務所は、丸山千枚田荘に置かれていましたが、もともと事務所としてのスペースが狭く、職員数の増に対応できないうえ、地域振興課との連携を密にする必要があることから、紀和庁舎の附属施設に6月4日に移転をいたしました。これに伴い丸山千枚田荘には管理運営をする人がいなくなることから、宿泊を希望するお客様への対応として、玄関に事務所移転と連絡先の案内を明記し、その場所からふるさと公社に電話があった場合には、直ちに千枚田荘に赴き、対応するようにしております。

また、予約等の電話が無人の千枚田荘にかかった場合は、ふるさと公社の事務所に転送されるようになっております。宿泊者がおられる場合は、当然ながら公社の職員が宿直をしながら、お客様のお世話をしております。当面は宿泊施設として利用者の方にご不便をおかけしないよう対応してまいりたいと思っております。しかしながら、宿泊者数の推移をみますと、平成15年度が453人であったのが、平成18年度では372人に止まっており、年々減少している状況でありますので、千枚田荘のあり方については、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） はい、ありがとうございます。

確かにね、今地域振興課長が言いましたように、オーナーはね大変この残念がっておると言うか、結果的には今課長が言われたように近隣の人、あるいは10人以上の方もいう要望もありますけども、それ従来のオーナー制度の優待券が付いておったときは、大変そのオーナー制度に対してね、好感度を持っておったらしい。言い方は大変みみっちいとかあれですけども、姑息かわからないけども、今度は付いてないもんでもう応募しなかったんやという実態の話も聞きますしね、そういうことでは大変申し訳ないけども、そういうものをやっぱり持続してね、それで紀和町の総合的な資源を、瀧流荘ひとつにしたって、湯元の湯の口温泉だってそうだし、あらゆるやっぱり紀和町の資源をね、やはりそういう人たちに知らし

める、知ってもらふ、あるいは利用してもらふということがね、今後熊野市の中の一つの紀和町として発展させていく、一つの大きな波及効果があると思うんですよ。

ですから、確かに3万円に対する優待券付けたらどんだけ、あるいは米を付けてどんだけというような、ひょっとしたら3万円以上の持ち出しやというね、そういう計算にもなるかとも思いますけども、できれば削るとこは削っても、そういうとこの優待券は付けていただければですね、また温泉での飲料水とか、あるいは瀧流荘の湯はええよ、大変ええよという、そういう人たちにね、また波及効果が及んだり、もう一回瀧流荘の温泉に行ってみたいとかいうリピーターとかね、そういうのもつながると思いますので、検討するということですが、できればですね、せっかく人数見ても今年は50件ぐらい近く減っておりますので、もし付けたから600件に戻るか、それちょっと定かじゃないですけども、戻ることを期待してですね、なおさらまた逆な多くの方がオーナーになろうということになろうかと思っておりますので、その辺まだ来年までにまだ時間がありますので、また再考を促しておきます。

そして千枚田荘ですけども、これは確かに事務所が狭くなって、そこで事務しきれなくて紀和町の庁舎のほうへ近くへ行ったと、簡単なことです。お客さんについてはご用の件はここへ電話してください。確かにそれは簡単ですけども、1人であっても3人であってもね、5人であってもやっぱりその千枚田荘に直接来たときに、やっぱりその張り紙してここへ電話してくださいというのが、そこにおける自体がひょっとしたら費用対効果もったいないという意見もあるかわかりませんが、私はもう一つ公共施設として、あるいは宿泊をできる施設としてですよ。そういう対応というんかやり方ではええものか、やっぱりちょっともっと対応がですね、人を置いておくのは大変もったいないかもわからんけども、何かその辺はもう少しですね、もう少し何かこう人的に配置して、対応していく方向がやっぱり望ましいんじゃないかなという、そういう考えを持つんですけどもね。

そういうことで単なる休憩場所とか、喫茶店とか、そういう出入りの食堂とかいう、そういうものじゃなくて、やはり宿泊できるんですから、不特定多数の方がですね、不意にそこへ、あそこへ泊まりに行こうという人があったときにですよ、ご用の方はここへ電話してください。それも一つの手法かもわかりませんが、私としてはやっぱり公共施設の宿泊としてですね、だれかがやっぱり駐留をするような方向が望ましいんじゃないかなということも考えますので、これもまた急に、どうこういう回答は難しいと思いますので、また今後の利用状況も踏まえて、あるいはその電話の転送電話あったときのことを踏まえて、やはり見直すことが必要であればですね、もう一回見直すような方向でしていただくことをお願い

するわけなんです、それについてももしご回答があればお願いします。

○議長（樋口雄史君） 地域振興課長。

○地域振興課長（向山兼司君） 議員おっしゃられることは重々承知でございますが、さきほどお答えしたとおり千枚田荘のあり方については、今後検討をしてみたいということでご答弁させていただきます。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） じゃ、これで2項目を終わります。

3項目お願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 3番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 森本 明君 登壇）

○建設課長（森本 明君） 岩本議員ご質問の3番目の有馬町中の茶屋を流れる産田川護岸の整備について、お答えします。

有馬町中の茶屋の池尻橋付近産田川の左岸につきましては、先般地区の方から河川上方の住宅が地盤沈下などで危険な状態になっていると連絡があり、関係住民の方の立ち会いのもと調査いたしております。また県への対応につきましては、調査のあとすぐに熊野建設事務所に連絡を取り、現地調査を依頼しております。熊野建設事務所からは、地域の方の立ち会いのもと現地調査を行い、現在この付近の水位や公図など調査中とお聞きしております。

いずれにいたしましても、河川が原因で付近に被害を及ぼす恐れがある場合、今後ともあらゆる機会を通じて県当局に対し、早期の整備を要望してまいりたいと思っております。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） この産田川の中で、中の茶屋池尻橋付近の護岸の整備を要望したわけなんです、十分市としても認識していただいてありがとうございます。この件につきましては市の所管するということじゃないものですから、深くは追及できないんですけども、三重県の所管の関係でありますので、私もですね、三重県の方が撮ったあの民家の写真もいただいております。そして現状の今、大変難しいその護岸のところも写真を要しております。

その影響によりましてね、中の茶屋のとこの住宅に市道があるんですよね。その市道の側溝のふたがズレておる、隙間ができておる。これは明らかにそのやはり何か川が崩壊、じわじわと崩壊されておる。水の勢いでその竹藪というんか、その護岸できてないところが水の力で削られておる。それによって市の側溝のふたがそんだけ引っ張られてというんか、逆に

落ち込んでというんか、そういう影響がおそらくこの隙間が出たのではないかと、私はそういう判断もするし、おそらく皆さん見たらこれひどいもんやなど、おそらく感じると思います。

そういうことも踏まえてですね、早急に市としても、もうちょっと県と積極的にタイアップしてですね、何らかの方向でその解決策をしてほしいと思います。私ももちろん地元の森本県議、あるいは萩野県議も通じて県にもお願いし、建設部長にもその旨は一応要望しておりますけども、早急にいろんな対策を講じていきますということは、一応その程度の回答はいただいております。ですから、そのときだけじゃなくてやっぱりね、引き続いてやっぱり県との対応を重ねて、なるべくその住民の不安をね、将来の不安をやっぱり一掃するような形で、護岸整備に向けてお願いすることを要望しておきます。

じゃあこの件につきましては、これで終わります。

次の項。

○議長（樋口雄史君） 4番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 森本 明君 登壇）

○建設課長（森本 明君） 岩本議員ご質問の4番目の項目、市営住宅の管理についてをお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、広くかつ公平に住民の利用に寄与されるべき性格を有していることから、その入居者を決定するには、まず公募をすることが原則となっています。しかし、その例外として公営住宅法及び公営住宅法施行令で特定の事由がある場合に、公募によらず入居を決定することができる特定入居が定められております。

この特定入居につきましては、熊野市市営住宅管理条例第5条にも規定があり、入居資格は7つの項目に分かれているところであります。議員ご質問の条例第5条第7項に規定されている入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となることとは、どのようなことなのかの特定入居のご質問についてお答えします。

市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となることとは、市営住宅の入居者相互間で住宅を入れ替わることを言います。住宅を入れ替わることは双方の合意が前提となりますが、合意をすれば当然に認められるものではなく、双方の入居の居住の安定上、事業主体が必要と判断して初めて可能となるものです。

また双方の利益とは、例えば現在の家賃負担が困難な場合に、より低廉な家賃の住宅に入れ替わりたい入居者と、片や入居者間の軋轢などにより入居者が通常の団地生活を営むことが困難であると認められる低廉な家賃の住宅の入居者とが相互に入れ替わる場合であります。別世帯の親子が市営住宅にそれぞれ入居しており単身入居の親が亡くなった。その場合、親の住宅のほうが子どもの住宅より広いことや、親の仏を親が住んでいたその家で見守りたいといった場合、それが双方の利益になると解釈できるのではないかのご質問につきましては、まず双方の利益の双方とは、相手方がいる場合も指すことから、この事例の場合では相手が亡くなっておるため、同条第7号の規定に該当いたしません。

一方、同条第6号に住み替えの規定があります。まず住み替えとは、現在入居している住宅に対する入居住人を他の住宅に変更することを言います。しかしながら、住み替えが可能な住宅は同号に入居を募集しようとしている市営住宅と規定にあり、あくまでも入居者を募集しようとしている市営住宅となっております。そのことから今回空き家となった住宅が募集を行わない政策空き家であるため、住み替えの対象住宅でないことから住み替えができません。たとえその市営住宅が募集を行う住宅であったとしても、住み替えたい住宅のほうが広いことや、親の仏を親が住んでいたその家で見守りたい等の理由では、同号の当該既存入居者が入居することが適切であることの規定には該当しないため、住み替えはできません。

当該既存入居者が入居することが適切であることに該当する場合は、例えばエレベーターのない市営住宅の4階の入居者が高齢等によって階段の歩行が困難となっている、一方1階が空き家になっている場合の住み替えが考えられますが、あくまでも入居者を募集しようとしている市営住宅が対象となります。

次に二戸一である住宅に片方が政策空き家となり、もう片方に独居老人が住んでいる場合、政策空き家を期限付きで貸せないかのご質問につきましては、まず一部の低層住宅では政策空き家と位置づけをして、市営住宅基本方針に基づき管理を行っております。確かに低層の市営住宅の入居者は数十年にわたり入居されている方が多いため、高齢化が進んでおり、その中には独居老人の方も入居されています。

しかしながら、さきほども申し上げました市営住宅基本方針にあります政策空き家と位置づけている住宅では、基本的には入居や住み替えは認めていません。さらに公営住宅法では住宅困難者を前提として制度が成り立っていることから、期限付き入居になる得るものではないと考えられているところでもあります。期限付きとしても政策空き家に入居させることは現在のところしておりません。以上です。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） 話はそのとおりなんです。実はその当事者のほうから話あったときに、条例で市営住宅のとこめくってみました。そしたらさきほど言うたように、そういう条項がありましたので、あっこれはやっぱり双方の利益につながるなあと客観的にそう思うて、私の前に町内会の役員さんも建設の窓口へ行きまして、結局そしたらもうそこへは再募集をしない、それに当てはまりません。私も後日別途行きますと、私の双方の利益には当てはまりませんということで、今課長が言うたようにそういうことだと思います。

実は、やっぱり私らも一市民として同じ家は個人のものじゃないけども、公共の市営住宅ですが、同じ親子が別々の市営住宅に住んでおって、母親か父親が亡くなったときに狭いところに、狭いという言い方は失礼ですが、面積の狭いところにある息子が亡くなった父親か母親のどこへある程度引き継いで入居できないかというのは、客観的な話でありまして、その辺はやっぱり市としても、同じ市営住宅でそういうふうに住んでおるのだったら、双方の利益につながるんじゃないかということのこともありましてね。それでできたら貸してあげたいというんか、住み替えを認められないのかというたから、もう再募集しないし、もうその家もいずれは潰すというんか、だけどさきほど言うたように二戸一で、それをその隣の方が事情で出ないことにはもう絶対入れてもそのままずっと残るんですよ。だからそういうさきほど言うた、ある程度期限付きでもね、そういう形でもその家を市営住宅を引き続いて入居できないかということも、あわせて要望したんですが、大変、今の政策上から無理やということをお聞きしました。

そういうことで行政当局のそういう見解もあることですから、そういうことに基づいたときに、これまでもこういう私がお願いした、あるいは町内会の方もお願いした、そういう事例というのはあったんですか。あったらまあそれに従うというのか、前例は前例に従っていかねばいけないものですから、前例を破ってこれをというわけには認めていくわけにはいかないと思いますので、その辺はちょっと再確認をお願いします。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

○建設課長（森本 明君） 今議員さんがおっしゃられました今回と同じ事例があったかどうかということなんですけども、事例につきまして全く同じことがありまして、お母さんが亡くなられて、当然息子さんも市営住宅に住んでみえたんですけども、そのお母さんの住んでいるところに住み替えをさせていただけないかということがありまして、そのケースのときも今さきほど説明させていただきましたように、こういう規則というか、決まったことがあ

りますのでということて、お断りしているというか、認めておりません。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） 了解しました。次の項をお願いします。

○議長（樋口雄史君） 5番目の項目について執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 岩本議員のご質問のうち、5番目の文化交流センターの進捗状況と市民会館の利用について、お答えいたします。

まず文化交流センターの進捗状況につきましては、本年3月に基本設計を完了いたしまして、現在実施設計に取りかかっており、8月末には完成の予定となっております。

また建物本体の建設につきましては、本年度に着工し、平成21年3月に完成、その後図書の購入が配下等、図書館の開館準備を進め、同年8月ごろにはオープンをしたいというふうに考えております。

次に市民会館でのイベント前売券を販売するにあたっての利用基準についてですが、先日の江原啓之のスピリチュアル講演会につきまして申し上げますと、女性の方を中心に非常に人気が高く好評で前売券発売日の2日前、金曜日の午前中から大勢の方が並ぶという異常事態となり、発売につきましても1時間余りで完売となりました。その際の対応につきましては、金曜日の午前中から雨が降っており、雨の中、並ばれた方からの要望を受け、並ばれた方の健康面のほか、以前に騒音やトイレ等で近隣の方にご迷惑をかけたことを考慮し、市民会館内を仕切ることにより、やむを得ず金曜日の午後に入館を認めました。その後、二晩にわたり並ばれたわけでございますが、この利用基準につきましては特に定めていないものの、市民会館の開館時間につきましては、熊野市民会館条例第4条で、午前9時から午後10時までとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでないとあることから、この特別の理由に当てはめ市民会館を開館いたしました。

この措置に対しましては、並ばれた方から大変ありがたいと、感謝されたわけですが、主催の市文化事業推進委員会の委員の方には、ボランティアとして2日間にわたり市民会館内の整理業務をしていただきました。またあとからお聞きした話でございますけれども、近隣の民間の駐車場の方々にも大変迷惑をかけたと聞き、市といたしましても関係者にお詫びを申し上げるとともに、大変憂慮いたしております。

前売券の発売方法や発売場所の変更等につきましては、市文化事業推進委員会の中でも、これまで抽選やチケット販売会社への委託等さまざまな議論を重ねてまいりましたが、それぞれに問題もあり、現在のところ市民会館での前売り方法を取っておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（樋口雄史君） 6番議員に申し上げます。申し合わせの時間にご留意して発言ください。6番。

○6番（岩本育久君） 教育長に総合的に質問いたします。

文化交流センターにつきましては、8月ごろには明らかになる。21年3月に完成して8月ごろにはもうオープンされることで、多分ワークショップやらもろもろの会議などでいろいろな議題が上がったと思います。そういう要望も踏まえてですね、あるいは文化協会やらという団体からの要望もあったと思います。そういうものをクリアしてですね、早急に実現できるよう期待もいたします。

そしてさきほど、そのイベントの件の前売券ですが、以前にもNHKの体操の若い方が来たときにも、同じように親子が市民会館で寝泊まりして券を求めたということがありました。それについて今回の江原さんのこういうこともありまして、寝泊まりやったということあります。そういうことが万が一ですね、やはり公共的なそういう市民会館等の中であったときに、どうなのかということ考えたときに、それが心配なんです。確かに文化事業の推進の実行委員会の方には、大変そういう舉行することについては、興行するについては大変感謝いたしますし、頑張ってもらいたい。ただし、教育委員会としてはここに市民会館で券を売る場合については当日の販売、市民会館でできなかつたら、極論で言うたら山崎運動公園のところの事務所で売るとか、あるいは例えば木本小学校とか井戸小学校とか、有馬小学校なんかの体育館でもさばける方法はいくらでもあると思う。

だから、そういう宿泊させるような状態の前売券のさばき方については、考慮していく方向を私としては市民の意見のご意向としてね、やっぱり教育委員会のほうにそういうことを、声を届けておきますので、今後、またよろしかったら参考にして対応してください。お願いします。

じゃあ次の項についてお願いします。

○議長（樋口雄史君） 6番目の項目について執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 和田文明君 登壇）

○消防長（和田文明君） 議員ご質問の6番目の公共施設の出入口に照明灯の設置の必要性について、お答えいたします。

現消防庁舎は平成15年3月25日消防業務を開始いたしました。議員ご指摘の箇所は、この消防庁舎から市道有馬・金山線への出入口付近のことと思います。消防庁舎用地内の入口スロープは幅員8メートルあり、消防庁舎用地から市道有馬・金山線に出る場合、左側はパイプ手すり、右側は擁壁の角の面を一辺1.3メートルの面取り加工により視界を確保しております。また消防車両等の緊急出入り時、出動時には、市道への進入前に赤色回転灯を点灯し、サイレンの吹鳴を行っております。緊急車両の出動付近に知らしめております。

これらにより夜間付近を通行中の車両及び歩行者等は、緊急車両の出動が確認できるものと思われることや、入口スロープでの視界が確保されていることなどから、議員ご指摘の消防庁舎用地出入口への照明灯の設置については、消防庁舎利用上は必要ないものと考えております。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） 私はできたらスロープのところに消防本部として、ここは救急車、消防車の出入口ですよ。そういうらしきものの照明らしきもんを付けてもろたら、さきほど私壇上で言うたように、交通事故の面、車両の通行の面、防犯の面から適切ではないか。

特にですね、中学校側からその信号のオレンジ道路に向けてくると左側です。そしたら消防署の車庫がですね、まともに電気も何もありません、真っ暗闇です。逆に信号から中学校へ行くと、それは車庫には救急車や消防車が止まったという灯は十分見えます。けどそういうことだけでは今のとこの道路の灯の照明は解消されていないと私は思います。

できたら、そのスロープの入り口ですね、消防署本部が付けて設置していただければ、そういう効果があるんじゃないかと思います。特に繰り返しますけど、中学校方面からオレンジ道路へ向いて来たときは暗いことを十分認識していただきたいと思いますし、あわせて建設課をお願いします。防犯灯というのはああいうところは今生活してない区域なんですね。大体防犯というのはその地域でつくったら地域で設置して、なんぼかの市からの補助を受けて、街灯代はその地域持ちですよ。ところがあそこはもう全然生活区域ないもんですから、どこが立てるかというたら、みんな責任のなすり合いという防犯灯付けたくてもそういう状態です。

その面からみて、防犯灯付ける場合はどんだけの補助があつて、料金はどこ持ちなんですか、その辺もしやあれば教えていただきたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 建設課長。

○建設課長（森本 明君） 防犯灯につきましては、犯罪の予防と通行者等の交通事故の防止を目的として設置された防犯灯に対しまして補助金を交付しております。熊野市防犯灯設置費補助金要綱に基づきまして、地域の代表者が申請していただきまして、防犯灯を設置しました費用につきまして、設置費の3分の2、限度額1灯につき1万5,000円を交付しております。この補助金は新設される防犯灯の設置に対しまして交付しております。設置後の維持管理につきましては地元自治体というか、地元の方で負担をしていただき、その管理につきましても地元の団体をお願いしています。

以上です。

○議長（樋口雄史君） 6番。

○6番（岩本育久君） 最後に、是非とも再度消防本部と建設課ですね、その辺の道路の明るさについて、ひとつお互いにもう一回検討しあっていただいでですね、地域の住民からのそういう願いをですね、お願いしたいと思います。

もし結論が出ればですね、また地域としてもまたそれに対応していかんなんこともあろうかと思います。今のとここの地域がすぐリーダーシップという取りにくいやという全くの地域ですから、もうその辺、また建設課と消防本部とまた話を詰めていただいでですね、町の明るさということに考えていただきたいと思います。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（樋口雄史君） 午後2時55分まで休憩いたします。

（午後 2時 42分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 55分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

9番 山本良正君。

（9番 山本良正君 登壇）

○9番（山本良正君） ただいま議長の発言許可が出ましたので、今回は2点ほどお聞きしたいと思います。

先輩議員で暑いやろう寒いやろうと、いろいろ意見が分かれているようです。また本日ですね、まさか私が一般質問の最後のバッターになるとは思いませんでした。資料を持ってきて良かったです。

それでは2点ほどお聞きしますが、その1として、市長の取り組む熊野市少子化対策、4歳児から6歳児乳幼児医療費助成についてお尋ねします。

昭和22年当時の合計特殊出生率は4.54から、60年ほど経った現在では1.26まで減少し、国においては基本法を制定するなど国策として取り組まれています。しかし、減少傾向は一向に改善の気配をみせず、空回りしているような感も否めません。本市において例外なく、16年度に比べ17年度は1.38と一気に下降線を描いているようです。原因については諸説ございますが、何らかの手立てが必要かと存じます。

市長も子育ての最中かと存じますが、私も同じく4人の子どもを授かり一生懸命です、大変です。19年度の施政方針では河上市長は少子化対策について積極的に述べられており、本当に期待したいところです。

ここでご確認いたします。施政方針に述べられておられる少子化対策検討会設置事業では、少子化対策のあり方を検討すると説明されていますが、就学前乳幼児医療費助成制度の問題の立ち位置はどこなのか教えていただきたい。国においては医療制度改革により経過措置として、来年度から就学前の児童は窓口負担が2割で済むとお聞きしております。少子化対策について、国・県の動きが活発化してきたかのように思いますが、当の熊野市はいかがでしょうか。確かに財政面等十分な議論が必要かと存じますが、4歳児から6歳児の就学前乳幼児医療費助成制度に取り組んでいただきたいと存じますが、市長のお考えをお聞きします。

質問事項の2の熊野市地域防災計画について質問させていただきます。

昨年度作成された熊野市地域防災計画が、私どもの手元に届いております。震災対策編、風水害対策編、資料編の三部構成になっています。このような地震防災計画を持つ自治体は非常に少なく、熊野市地震防災計画の作成にあたり、関係者のご努力に対して高く評価を申し上げます。もし注文を付けさせていただくならば、熟読に少し時間がかかることぐらいでしょう。今回の質問についてはその中から抜粋して5点ほど、当局とやり取りしたいと思えます。

それでは、・の緊急地震速報の活用方法についてお尋ねします。私が調べたところ、間違っていなければ全国に設置した地震計でP波を検知し、即時に地震1と地震2規模を推定するP波とS波（3から4ㄥ／パー秒）の時間差を利用し、主要動が到達する数秒前から数10

秒前に、地震が起こることをお知らせする、できるかのシステムらしい。ただ直下型地震に含め近い場所では緊急地震速報が間に合わない場合もあるということです。利点として大きな揺れの前に避難行動をとれるということを専門家が述べておられるようです。今後予想される東海・東南海・南海地震に対する緊急地震速報の活用方法についていかがか。

・の津波被災地域の対策についてお尋ねします。予想される地震後の津波について議論が沸騰し、紀伊半島海岸部は一部を除き大きな被害を受けるだろうと学者を含め、研究機関の関係者たちは口をそろえています。事実、熊野市海岸部は過去幾度となく津波被害に遭ってきました。最近では北海道の奥尻の津波、インドネシアの津波等その光景を画面上で見限り絶句しました。しかし、その教訓は生かされつつも、記憶が薄れかけていることも事実です。当時、津波被害に遭われた人たちの年齢とえば、63歳を境に高年齢に達してきています。このことを次の世代に伝え、そしてその対策について、随時議論すべきと考えます。特に海岸部は311号線が唯一の交通手段であることは衆知のとおりです。津波地震被害による道路の寸断等、被災者の重病人搬送と緊急物資輸送についていかがか。

・の避難場所についての利用方法について、またエコノミーシンドローム、つまりエコノミークラス症候群ですね。の対策についてお尋ねしたいと思います。防災意識の高まりから関連被害として、エコノミークラスシンドロームの対策について議論されていることはおわかりのことかと存じます。狭い空間内での睡眠、つまり車中泊等でのストレス及び同じ姿勢での睡眠等により病気が発生すると言われていています。避難場所を利用できない被災者たちは、理由の一つとしてペットの対応が確立されていないようです。最近ではペットといえども家族同様と考えておられる人が増え、その反面人間以外の動物について険悪感を持たれている人もおられるという現実もあるようです。そのために人目を気にするあまり、ペットを連れて避難場所での生活はできない人たちがその病気にかかり、最悪の結果になってしまうケースがみられるようです。つまり関連被害者です。関係当局にその対処方法のマニュアルをについて述べられたい。

次に・の専門家集団の活用について、当局の考え方についてお尋ねします。ここで言う専門家集団の定義は職業意識にこだわることなく、職業以外に資格及び抜きんでた才能等を持たれている人たちの集団、または個人を指し、その能力に期待するところです。例をとれば道路が寸断され自動車での移動が著しく困難な場合、バイクでの移動が可能であるときはモトクロス経験者の力をお借りする。急斜面の乗降、つまり上り下りにあたってロッククライミング経験者の力をお借りする。過去医療関係所に従事していた人たち、自衛官を経験され

た人たち等数えきればたくさんございます。この方たちのお力をお借りする方法はないのか、それについてお尋ねしたいと思います。

最後の項の・、災害時の情報伝達と情報交換についてお尋ねします。最近では携帯電話加入率が飛躍的な伸びを示し、2006年度末の加入者件数は約 9,672万人、普及率は75.7%と驚異的な数値を表しています。普及台数からみればおわかりかと存じますが、災害時にこれが一斉に発信すればどうなるのか、答えはすでに出ています。携帯電話災害用伝言ダイヤルも同じでございます。それに依存することなく、連絡体系の再点検と充実が強く望まれます。当局のお考えはいかがか、以上、熊野市地域防災計画についての中から5点ほどよろしくお願ひ申し上げます。以上、壇上からです。

○議長（樋口雄史君） 1番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 山本達由君 登壇）

○市民保険課長（山本達由君） 山本議員のご質問のうち、1番目の「市長の取り組む熊野市少子化対策4歳児から6歳児までの医療費助成について」につきまして、お答え申し上げます。

まず議員ご指摘の本市における合計特殊出生率につきましては、出生数が年によってかなり変動しますことから、平成12年から平成16年の累計で算出しますと1.72となっております。本市のように人口規模の小さい市につきましては、合計特殊出生率は変動が大きいと言えますが、出生数自体は年々減少傾向にありますことから、議員ご指摘のとおり子育てしやすい環境づくりが必要と考えております。

次に議員ご質問の事項のうち、制度についてご説明申し上げます。乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の保健の向上に寄与し、乳幼児の福祉の増進を図る目的で、昭和48年に三重県の単独事業として発足し、本市におきましても県の制度に則って事業を実施してきたところでございます。当初は2歳未満までの乳幼児を対象とした制度でありましたが、その後さまざまに改正があり、平成15年に対象年齢が4歳未満まで拡大されました。さらに昨年9月からは入院のみではありますが、対象年齢が就学前まで引き上げられているところでございます。また県下29市町の状況をみますと、義務教育就学前までの入院外の上乗せ助成を実施している市町は1市10町、その他の上乗せ助成を実施している市は2市となっております。この制度につきましては、現在県のほうでも制度の見直しを検討しているところでございまして、29市町が集まって検討会を開催したところでございますが、結論には達していないところでござ

ざいます。

本市におきましても関係各課による少子化対策についての意見交換の場におきまして、議員ご指摘の4歳から就学前までの入院外医療費の助成について議論の対象となっております。今回ご提案いただきました、4歳から就学前までの入院外医療費の助成につきましては、少子化対策の一つの施策であると考えておりまして、経費等を含めまして県内の状況も勘案しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） 市民保険課長、ありがとうございます。

それでは少しお聞きします。答弁を聞いた限りはですね、非常にこう積極的に取り組むような雰囲気はあります。ところでですね、もしこれが来年度から壇上でも私述べましたように、医療制度改革で2割負担になるわけですね。もしその4歳から6歳までの乳幼児医療費が助成した場合にですね、大体何名ぐらいが該当になるのか。当局どうでしょうか、いくらぐらいの予算が必要なのか、大体調べているような雰囲気はあるんですけど、かなり積極的に取り組んでいきたいなという感は、私どもに伝わったわけですけどもいかがですか、市民保険課長。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） この平成19年5月末で4歳から6歳の人数は463人です。この4歳から6歳の463人の通院の助成医療費を試算したところ、あくまでも試算ですが、平成20年、来年4月から通院にかかる助成医療費を推計してみますと、通院にかかる医療費を全額助成しますと530万円、3分の2の助成ですと350万円、2分の1の助成ですと265万円程度と推計されます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） ありがとうございます。現在、約463名がその該当になるわけですね。

ところで福祉事務所長にお聞きしますが、当時19年度当初ですね、市長が述べられた、いわゆる少子化対策検討会設置事業に対してですね、18万円ぐらいの予算が計上されました。現在ですね、その少子化についていろいろね、そのお考えあるでしょう。所長としましても、各課の課長さんもそうですけど、いわゆるその検討会がもう開かれているのか。それから現在どのような形で進められているのかお答えできますか。

○議長（樋口雄史君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡部忠澄君） 午前中の今西議員の質問の中にもありましたけれど、一応、今職員の中でブレインストーミングということで意見をまとめております。その後、検討委員会を設置するというので、まだ検討委員会自体につきましては、まだ未設置でございます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） ブレインストーミングということですから市長公室長、ここら辺は今はまだ、そこまでに、そういう設置事業のですね、前段階で市長公室もある程度、このリーダーシップ取っていくと思うんですけども、市長公室いかがでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） 少子化問題につきましては、さきほど福祉事務所長が答弁されたようにブレインストーミング方式で、現在、福祉事務所、健康・長寿課、市民保険課、それから教育委員会の学校教育課、教育委員会の社会教育課、それプラス市長公室がですね、取りまとめ役としまして、いわゆる6つの課でブレインストーミング方式で現在意見を交換しあっているところでございます。内容につきましてはですね、現在進行中ということもございまして、まだまとめられたわけではございませんが、経済的な支援も一つの大きな課題であると考えられております。

しかしながらですね、この少子化問題はさきほどもご答弁で申し上げましたが、単に経済的支援だけでは解決できないのではないかとといった事実もございまして。具体的にはですね、保育あるいは教育等にかかわる経済的支援も考えられますが、一方で未婚だかと、あるいは晩婚だとかいった問題は経済的な面のみではなかなか語れられないのではないかとというふうに考えております。この意見交換会でまとめられたものをですね、第一次の総合計画、あるいは今後立ち上げます少子化検討委員会に基礎材料として提供すべきというふうに考えております。

したがって、なるべく早い機会に次のステップですね、検討委員会あるいは総合計画に結びつけていきたいと、かように考えております。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） ところでですね、昨日も県議会のほうでこの問題取り上げられまして、そこでもう情報は伝わってますか。その当局はね、県側の当局のその答えでは、日にちは決まらないにしてもですね、これを導入するだろうという方向性になっているようですけど、その29市町のなかでですね、担当者会議があるということ、市民保険課長言われましたよね。

それとですね、私どもの熊野市の進める少子化検討会がですね、その議論が同じような議論になっていく、同じような中身になってくるのか、ということですね、この立ち位置をね、しっかりとしておかんことには、これはやっぱり医療助成ですからね、言われるように社会福祉費の中の医療費助成で1,677万円計上しているわけなんですよ。それへ今言われているように、例えば全額はこれはね、なかなか難しいと思いますけど、その委任払い、償還払い含めてですね、大体その検討としてですね当局の。検討として今後その県との29市町の担当者レベルのその立ち位置はどういう形でですね、そういう議論の場にこれを乗せていくのかと。熊野市だけの単独、今のところ試算事業になるわけですよ、これ五百何十万円から、もし仮にやった場合にですね。そういうこと含めてですね、それだけのものを持って県へ上っていくのか、そこら辺のどこちょっと確認したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 今日の中日新聞にも載っておりますとおり、今おっしゃいましたが、この件につきましては、対象年齢の引き上げについて見直しを進めていきたいという県の答弁でございますが、私、検討会に2回出席したわけですが、その中では県のほうはこの対象年齢の引き上げにつきましては、段階的に実施をしたいという考えでございますが、県下各市町の意見としては段階的ではなく、すぐに実施をしてくださいということでございます。それと熊野市のほうも意見としまして、この少子化対策の年齢の引き上げについては、すぐに来年4月からでも実施をしてくださいということでお願いをしております。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） ありがとうございます。質問するにあたってですね、やはりこの問題をどうしていかなければならんか、医療の問題ですから、総じて少子化問題はたくさんあります。今、公室長が言われているようにですね、延長保育にしてもですね、学童保育にしても、チャイルドシートの問題でもそうです、たくさんございます。

子育てする環境づくりというのを、やはり本市がですね、どのようにこの提供していくのか、これがですね、やはりこの自治体競争、自治体間の競争にですね、打ち勝つ方法の一つだと思います。さきほどもですね、17番議員が言われているように、どんどんどんどん人口が減少していっているわけなんですよ。今回ね、僕びっくりしたのは、前回の一般質問やったかな、合計特殊出生率、本市のですね、1.7前後だったのが、調べていくうちに1.38になってしまった。これ0.25ポイント下がったわけなんですよ。早く手立てを打たないとですね、これ止まらないと思います。

そこで市長にお聞きしたいと思えますけれども、この問題についてですね、市長の考え方、取り組み方をですね、少しお聞きしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 施政方針でも申し上げたとおり、少子化対策については非常に重要な案件であるということでございまして、さきほど来、市長公室長、福祉事務所長等が答えておりますように、現在、市職員においていろいろな観点で検討をしております。これは基本的に少子化対策委員会接した場合の議論の種にさせていただくということでございます。

そういう中において、経済的な面、経済以外の面、対象についても子どもたちを対象とする場合、もしくは未婚者、成人の未婚者を対象とする場合や、場合によっては事業所を対象としてお願いをするようなこともあるのではないかとこのように思います。国・県・市町村の果たすべき役割も考慮しながら、市として行うべき点を早急に検討していただいて取り組んでまいりたいというのが、基本的な考え方でございます。

いずれにしても少子化対策だけで過疎を止めることは難しいと思えますけれども、将来を担う子どもたちがたくさん生まれてくることを、心から願っているところでございます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） この項最後にですね、市長が言われるこういう検討会を設置するということはですね、前向きに取り組むということだと私自身も思っています。

そこでですね、最後に市民保険課長をお願いします。この4歳から6歳時の乳幼児医療費の助成制度について立ち位置をですね、しっかりと持って、その中で各課の課長さんチームを組んで、ブレインストーミング終わったあとですね、やはり来年度にしてもそうだと、なるべく早いほうがいいと思います。その姿勢をきっちりと持っていただいてですね、是非ともこの問題に取り組んでいただきたいと要望いたします。以上です。

防災推進課長、よろしくお願いします。

○議長（樋口雄史君） 2番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

防災対策推進課長。

（防災対策推進課長 松下任克君 登壇）

○防災対策推進課長（松下任克君） 山本議員の質問のうち、1点目の緊急地震速報の活用についてお答えします。

地震の揺れは震源から波紋のような波、地震波として伝わります。この地震波には主に2種類があり、電波速度が早い初期微動P波と、電波速度は遅いのですが、大きな揺れを起こ

す主揺度のS波があり、地震は最初に秒速約7キロメートルのP波が伝わり、次に秒速約4キロメートルで強い揺れを起こすS波が伝わります。

緊急地震速報はこのP波とS波の電波速度の差を利用して、いち早くP波をキャッチすることで、地震発生とその規模を素早く知り、この情報を基に地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れの到達時間と予想震度を知らせることを目的とする新しい情報システムです。したがって、震源の近い直下型地震などでは、この緊急地震速報が間に合わず、活用できないと言われておりますが、現在、この地域で発生が危惧されておりますプレート型地震である東南海・南海地震の同時発生につきましては、強い揺れが熊野市まで到達する約10秒前に、東海地震につきましては、熊野市に到達する約5秒前に緊急地震速報が発表されるという気象庁の見解が示されております。

緊急地震速報の運用につきましては、気象庁ではすでに昨年8月から情報を有効に活用できるエレベーター管理会社や工場の生産ライン、学校や病院、地方公共団体などの一部に先行運用が開始されております。本格的な運用につきましては、本年9月ごろから開始される予定で、本格運用がなされた場合には、一般家庭でも緊急地震速報の情報を受信することのできる端末を備えておけば、誰でも緊急地震速報を知ることが可能となります。

またテレビ放送においても各報道機関により、情報提供の方法や情報提供の開始時期に若干の違いはあるようですが、番組放送中に画面上でテロップを流すなどの対策を現在検討中であり、テレビを通じても緊急地震速報が情報提供される見込みとなっております。緊急地震速報の活用方法についてですが、例えば多数の人が利用する施設等ではエレベーターの閉じ込め事故防止や、迅速な避難行動を取ることができるなど、被害の軽減を図ることなどが考えられます。

また学校・保育所などでは、緊急地震速報が発表された際には、机の下に隠れるなどの対策による児童・生徒の安全確保や一般家庭につきましては、避難口の確保や火元の始末、耐震性のない住宅につきましては、家の外に逃げ出すなどの迅速な避難行動を取ることに有効であると考えております。

いずれにしても緊急地震速報を有効に活用するためには、緊急地震速報が住民に十分周知され認識されることと、緊急地震速報を見聞きした際には、適切な行動が取れるよう日ごろから訓練を実施しておくことも重要であると考えております。

次に2点目の津波被災地域の重病人搬送と物資輸送対策についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、東海・東南海・南海地震が連鎖的に発生すれば、交通網の寸断が予

想され、孤立の可能性のある集落が三重県内では 380箇所、熊野市内で31箇所と発表されております。このようなことから住民の皆様には、日ごろから非常食・飲料水・衣類等の非常持ち出し品を最低3日分を目安に備えていただきますよう、熊野市防災ハンドブックや市広報紙、ホームページへの掲載、また各地の防災訓練、勉強会を通じ市民の皆さんにお願いしているところです。

市においても主要な避難場所に食料・毛布等の備蓄を計画的に配備しているところであります。また不幸にして地震・津波によりケガをされた方の対策といたしまして、市内21箇所に災害時の応急診療を行う救護所の設置場所や、その担当医師を本年4月に定め、市民の皆様にも周知を図るとともに、救護所の運営につきましても協力をお願いしているところです。

さらに陸路に代わる輸送手段といたしまして、ヘリコプター等の空路を利用した救援搬送が考えられ、その活動が円滑に進められるよう、三重県や自衛隊をはじめとする各防災関係機関との訓練も実施し連携強化を図るとともに、ヘリコプター等による活動が迅速・的確に行えるよう、学校や避難場所等の公共施設の屋上には目印となる県下統一の航空標識番号の表示の整備を実施しております。

4点目の避難所でのペットの扱い方とエコノミークラス症候群の対策について、お答えいたします。まず避難所につきましては、大規模かつ突発的な災害に際しましては、自主防災組織が中心となり、避難者みずからによるお互いの助け合いや、地域での共同精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものとなります。避難所は災害時に被災者に、安全と安心の場を提供することを目的とし、同時に避難者みずからがお互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての次の一步を踏み出す施設として位置づけております。

ご質問のペットの取り扱い対応につきましては、行政といたしましては避難者の運営がスムーズに進められるようモデル的な避難所運営ルールを作成し、そのルールの中でペットの取り扱いについても、対処していきたいと考えております。

例えば1 ペットは指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼ってください。2 飼育場所や施設は飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒してください。3 ペットの苦情や危害の防止に努めてください。4 野外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。5 運動やブラッシングは必ず野外で行ってください。6 他の避難者とトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営者まで届けてください。

以上のような避難所でのペットの飼育に関するルールを配付するなどして、避難者の皆さま

んが支え助け合って混乱なく避難生活が行えるよう、地域の皆さんや自主防災会に避難所運営について周知してまいりたいと存じます。

次にエコノミークラス症候群の対応につきましては、すでにご承知のように新潟中越地震では、地震に伴う死亡が発生から約2年後の平成18年9月22日現在67名で、そのうちエコノミークラス症候群等による関連死が半数以上を占めております。大きな問題となっております。このようなことから市では、各地区の防災訓練や防災勉強会などでも取り上げて、車などの狭い座席に長時間座って足を動かさないと足の血の流れが悪くなり、それにより血の固まりが出て肺や脳、心臓などに流れて血管を詰まらせ、肺塞栓や脳卒中や心臓発作を起こす恐れがあるので、避難生活を余儀なくされた場合は、狭いところではあまり長くいないこと、ときどき体操やストレッチ運動をすること、アルコールを飲み過ぎないようにすること、十分に小まめに水分を取ること、ゆったりとした服装でベルトをきつく締めないようにすること、眠るときは足を少し高くすることなどの予防対策について、啓発をしているところであります。今後も関係機関と連携し、市民の皆様に広く周知してまいります。

次に4点目の専門家集団を活用した組織づくりについて、お答えします。昨年度、市では紀南医師会と連携して、大規模災害時に医師・看護師などの医療スタッフがあらかじめ定められた救護所での救護活動について検討を重ねてまいりました。その結果、市内各地域の21箇所を救護所として指定し、本年4月号の広報及びホームページへの掲載、各地域での防災訓練や勉強会などを通じ、住民に周知を図っているところであります。救護所をあらかじめ定めておき、平常時から住民に周知しておくことのメリットとして、発生直後、住民が救護所を探す必要がないことから混乱や不安が解消できることや、医師・看護師などの医療スタッフは発生直後から迅速な救護活動が可能となること、また平常時から必要な資機材の備蓄が可能であり、災害後の再配置が最小限で済むことなどがあげられます。

また救護所の運営につきましては、地域の皆さんの協力が不可欠であり、自主防災組織や消防団と救護所の設営などを行い、あらかじめ定められた医師・看護師と協力して救護活動を実施することになります。

しかし現在、紀南医師会管内で医師16名、救護所の救護班員となる看護師等が59名と限られた人数であることから、救護所の充実を図るためにも、今年度より専門家集団として看護師のOBや休職中の看護師の方々にも、救護班員として登録していただくなど支援要員の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また現在、熊野無線クラブとアマチュア無線を利用した災害時非常時無線通信に関する協

定も結んでおります。この協定は災害時の有線等の情報伝達手段が途絶した際の貴重な情報伝達手段としてアマチュア無線を活用し、専門家集団である熊野無線クラブの方々に情報伝達を担ってもらおうというもので、毎年市の総合防災訓練などで情報伝達訓練を実施するなど、平素から災害に備え市との連携を図っています。

議員ご指摘のとおり、災害対策に関する知識が豊富で、大規模災害時には地域で大きな力を発揮することが考えられる、自衛隊OBや市職員・消防職員のOBについても、必要に応じ組織化することや市対策本部、各自主防災会との連携などについても、今後検討してまいりたいと考えております。

5点目の情報の伝達方法と情報訓練についてお答えします。

まず情報伝達手段として防災行政無線とそれを補完する古いダイヤル、今年度事業で取り組んでおります防災行政ラジオ、ケーブルテレビの行政放送があり、これらを活用することにより、迅速かつ正確な情報の伝達を目指しております。また情報交換の手段として、災害が発生し有線電話等が寸断した場合、防災行政無線、消防無線により情報の収集、避難情報の伝達を行うほか、熊野アマチュア無線クラブとは、災害時の通信応援協定を結んでいることから、情報交換の有効な手段と考えております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） 推進課長、ありがとうございます。私の時間も持ち時間が少なくなってきましたのでですね、テンポ良くいきたいと思います。

本当はですね、時間があれば項目別にお聞きしたかったんですけど、5つまとめていきますので、耳をすませてちょっとお聞きください。地域防災計画、これ3冊こう皆さんも手元に届いているんですけど、非常にこう綿密な計画になっています。ただ、私は今回言いたいのはですね防災推進課長、BCP、つまり事業、継続、計画、つまりですね、例えばこの事業は絶対止めてはならない事業、この事業については10日間止まってもいいだろうという事業、今、我が国においてもこのBCPについて民間、例えば民間企業などはですね、そこら辺はすべて区別してですね、取り組んでいるようです。

それではですね、緊急地震速報についてお伺いしたいと思いますが、壇上の答弁では9月ぐらいからその利用できるということですけど、7月にですね、市長が言われましたあの携帯用ラジオ式防災無線ありますよね。これは皆さんの手元にわたるわけなんですけど、大体、今どれぐらい来ていますか、その携帯防災ラジオですね。持ちたいという市民。

それと同時にですね、その汎用性についていかがでしょうか、この携帯用ラジオ無線についてお聞きするということではですね、その地震速報も同時に9月から、それに載っていくことができるのかということですが、いかがでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（松下任克君） 防災行政ラジオの受け付け状況なんですけど、今日現在4,000ほど受けております。

もう一つ緊急地震速報、このことも今ですね、震度4以上ですと自動的に津波警報とかを放送しております。そういったことからですね、同じようなシステムをこの一番基地局へ変換器を付ければですね、そういう防災行政ラジオにも入るようになるかと思えます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） そうすると、かなりの範囲の要請があるということですね。ご期待申し上げます。

と言うのですね、初期微動が起って5秒以内に何ができるか、10秒以内に何ができるかで、生死の境、死者の数がどんと減るらしいんですよ、推進課長そうでしょう。そういう情報はもう伝わっていると思うんですけど、例えば今ここでドーンと地震揺ったら議長はどうするかね。議員の皆さん、例えば傍聴席の皆さん、今机の下へ潜ってくださいとか、その10秒以内にですね、何かできるかなんですよ。だから非常にこの、いわゆる緊急地震速報というのは、これからですね、これだけの科学が発達してきてですね、その情報は取れるという、これ直下型ではこれなかなか難しいらしいんですけど、そういうことで是非ともですね、携帯ラジオの汎用性をフル利用してですね、9月からのいろんな面含めて検討していただきたいと思えます。

ところですね、健康・長寿課長にお聞きしたいんですけど、地震が揺る前、揺る前がこの地震速報でわかるわけなんですけど、紀南病院のことでちょっとお聞きします。市民から言われたんですけど、やはりその紀南病院のいわゆる医療従事者、つまりお医者さん16名、看護師が59名、これ紀南病院全部じゃあないんですけど、そのやっぱり命の危険をまず守らなければならないのは、紀南病院のそういう関係者だと思うんですよ。ただ、廊下にヘルメットもなければ何もないんですよ。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（大江文章君） 今、山本議員がご質問のですね、紀南病院における瞬時の対応についてですが、紀南病院における震災等におけます災害対策につきましては、紀南病

院において地震防災マニュアル等に基づく対応になることとお聞きしております。

今言われましたヘルメット等の配備につきましては、詳細な確認はさせていただいておりませんが、議員が言われましたように、そういうことも踏まえましてですね、今後、病院の組合組織しております市町と共同しまして、安全の確保に努めていきたいと思っております。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） それと同時にですね、緊急地震速報のやっぱりこういう整備がこう行われてくると9月から、そのことに通じるですね、それも含めて議論していただきたいと思えます。

次に津波なんですけどもね、皆さんご存じかと思えますけども、この新鹿の例えば山本さんとか、畑名さん、そして山田さんらが中心となってですね、もう何十年にかかって津波問題に取り組んでいます。この『新鹿の津波』ということで私もちょくちょくは読ませてもらっています。もう写真なんか見ると悲惨です。そういうことでおっしゃるようになりますね、海岸地域の人たちがこの津波に非常に敏感になってきとる。例えばハードで考えれば堤防どうだとか、高速道路のずり残土を、ここへしたらどうだとかいうご意見たくさんございます。

確かにいろんなご意見はありますが、現在できることはもう逃げることしかできないということだと思えます。そういうことも含めてですね、とにかくそこで重病人、例えば重症者が出た場合に、果たしてヘリコプターで間に合うのかとということになりますが、そのほかの例えば手立てとして防災推進課長、それに頼らずですね、それは考えておられますか。

○議長（樋口雄史君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（松下任克君） まずは今議員おっしゃったように、まずは逃げてください避難していただくと、そして仮に不幸にしてケガをされた場合は、救護所で手当していただくと、そしてですね、仮に重症者と言われる方が、仮に救護所、消防団員から本部に連絡が入ればですね、今の予定ではまずそこに災害対策本部を立ち上げた場合、すぐ今、県の職員がここへ来るようになってます。と言うことから原則にですね、自衛隊、あるいはドクターヘリ、警察ヘリに要請いたしましてですね、山崎の運動公園へ来ていただきまして、そこから重症患者を後方病院のほうへ運ぶ手はずとなっております。はい。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） 答弁を聞く限りでは二重三重のまだ手当がね、でき上がっていないように思えます。是非ともですね、その手当をどうするか、ヘリコプターが駄目だったらですね、津波が来たらですね、船はもう駄目ですよ、もうね漁船とかは。そうすると山に例えば船

を保管する。ゴムボート等保管する、船外機付きの。そういうことも含めて検討しなければならないと思います。

また東海地震などはね87%、いつ揺ってもおかしくないと言われているぐらいに、この本当にこれ大変なことになると思います。そこでですね、市内はですね、火事のとも発生するかわかりませんが、津波に遭われたとこなんかはもうほとんどが家財とかね、財産は全然もう検討もつかないような状態になると思います。そこで保険証の例えば発行についてですね、そういう場合に市民保険課長、保険証ない人がですね、例えばいわゆる災害関連として風邪ひいたとか、例えば盲腸になったとかね、血圧が高くなったとか、そういうときにですね、1ヶ月2ヶ月後にですね医療機関にかかった。あなた保険証ないから10割くださいよという話になるのかどうかなのか、各地の事例を含めてですね、お聞かせ願うことはできないでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 輪島市で問い合わせをしたわけなんです、震災によるケガで保険証は必要かということなんです、病院へ患者さんが行った場合にですね、もちろん保険証は持っていないわけですから、そしたら病院からの資格確認で対応したということでございます。その際、問い合わせは普段と変らなかったということでございます。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） そうすると混乱なくですね、その対応ができたということで受け取ってよろしいですか。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 輪島市のほうではそういう回答でございました。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） エコノミークラスシンドロームについては答弁いただきましたので、ペットの件に関してもですね、6項目にわたってですね、そういったルールづくり、これもこの中に書かれていないと思います。だから十分にですね、19年度防災計画の追加版としてですね、是非とも推進課長にお願いしたいと思います。

そこでですね、専門家集団について、ほとんどね推進課長、あなたの私の差異はございません。そこで専門家集団の意味合いということで、私実は4番議員にお願いしたことがございます。彼はですね、ロッククライミングということをちょこちょこやっていますが、皆さんご存じですか、ロッククライミング、大丹倉を登る大丹倉、なかなか登れないですよ。

7時間かかったらしいですよ、初めは。すごいですね、そのときに議長にも許可もらったんですけど、例えばそういう場合に必要な道具はこういう道具が必要らしいんですよ。すごい、これ何10万もするん、ねえ、4番議員。

だからね、これが果たして本当に素人なのかと言えばですね、私は本当に限りなく専門家に近いじゃないかなということなんですけど、なぜかと言うとですね、彼自身海山町のあの浸水被害ありましたよね。そのときに建設業の方からちょっと頼まれて、何10メートル下へですね、その測量に行ったという経験があります。だからそういうことを含めて、例えばモトクロスですね、そういう人たち、例えば自衛隊が来る前に市民間でですね、そういう趣味以外を超えた、領域を超えた専門的なオタクと言うていいのかな、4番議員。叱らないでくださいよ。そういう人たちはね、熊野市にも結構おるらしいんですよ。防災推進課長、だからそれについてですね、そういう研修ですね、有事についてどうだと、例えばモトクロスだったらオレンジホテルの跡地を提供して、半年に一回ぐらいその訓練をしてもらうとかね、消防士と一緒に訓練をするとか、そういう方法は考えることはできないですか、いかがでしょう。

○議長（樋口雄史君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（松下任克君） ロッククライミングやモトクロスバイクをやっている方々、愛好家などそれぞれの趣味、得意分野を持った方々がですね、大規模災害時において地域での救出、救助活動や情報を通していただくことは、非常に有効だと考えております。心強く思っております。

しかしながら、そういった人たちをボランティアとして活動していただくのか、また登録していただき、災害対策本部と連携して活動していただくかなど、いろいろ問題もあろうかと思いますが、今後十分に検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましてもですね、その地域の防災訓練とかですね、防災の勉強会、地域で行う。そういったところにも積極的に参加していただきましてですね、自主防災精神に基づいてですね、地域を守るということもあわせてやっていただければ有り難いと思っております。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） 確かに推進課長が言われるように、地域にですね、そういうところへ参加してお話して、そして協力体制を整えたらいいんじゃないかというお話になりますけど、なかなかですね、こういった類の専門性になってくるとですね、それを越えてですね、もう消防士より高いところへ登れる。消防士より低いところへ行ける。そして消防士のバイクより

警察のバイクより、例えば自衛隊員のバイクよりモトクロスの世界的な人も熊野市に今住んでおられると聞きます。

そういったことを含めてですね、十分に検討して調査して対応を私は図ったほうが、有事に即座に対応できるとこのように思います。これがBCPです、だと思います。

それでは5番のですね、最後に情報伝達、このことでお聞きしたいんですけど、防災推進課長、携帯電話のですね、回線数は市内で大体ですね、木本町だから何回線ぐらいあるんですか、どこも含め、例えば民間関係の携帯電話会社の、いかがでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（松下任克君） これはですね、この2年ぐらい前に1基のアンテナで40から50とお聞きしていたんですけど、今、企業秘密でちょっと教えてくれません。ソフトバンクもドコモも、そういったことです、はい。

○議長（樋口雄史君） 9番議員に申し上げます。申し合わせの時間にご留意ください。
9番。

○9番（山本良正君） それではこの項の最後にですね、今言われているようにです、その防災無線などを利用してですね、携帯電話の回線数がかめんということをお聞きしました。花火のときでもそうです。全く通じない状態になりますね。そうするとですね、やはり内外から、例えば遠くからは子どもさん、近くからは親御さんが子どもに大丈夫だ元気だと一言ね、無事だったという連絡すらできない。例えば前の災害伝言ダイヤルも連絡が不能、全く使えんものにならなかったという経験、私持ってます。NTTに抗議しました。この防災無線を通じてですね、例えば7時から7時30分は有馬の方のどここの方に携帯電話を利用してくださいとか、例えば海岸部はどここの方に、何時から何分携帯電話利用してくださいとか、そういうような対処方法はできないのかどうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（松下任克君） さきほどのNTTの伝言ダイヤルなんですけど、かなり厳しくてですね、震度6弱以上の地震でなければ発信しないということがあります。

もう一つ余談なんですけど、さきほどの緊急地震速報、これもですね、震度5弱以上、それで例えば熊野だったら熊野が4以上の地震があるときに発せられます。地震はこの半年間で1,100件ぐらい起ってます。そういう中でそういったこともありますし、今からいろいろ宣伝していきたいと思います。

そして携帯のことなんですけど、十分今後勉強させていただきたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） ありがとうございます。

最後と言って、もう一回よろしいですか。行政のいろんなデータ、データベース入れてますよね、総務課のほうで。地震が揺った。そしてそのデータがくたくたにならないようにね、各自治体、今いろんな形でカバーしているようですが、そのことについて総務課長か防災推進課長いかがでしょうか、やはり情報が取れない、こういう状態になった場合は大変なことになりますからね、いかがでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（松下任克君） 市のデータにつきましてはですね、市民課の戸籍につきましては毎日データバックを取っておりますですね、またサーバーに関してもですね、1日が終了すればデータバックを取ってます。したがって、この庁舎が倒壊しない限り大丈夫な状態となっております。

○議長（樋口雄史君） 9番。

○9番（山本良正君） 私の質問を終わります。

延 会

○議長（樋口雄史君） お諮りいたします。

本日はこの程度に止め延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度に止め延会することに決しました。

明21日は午前9時から会議を開き一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時 53分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成19年6月熊野市議会定例会会議録

平成19年6月21日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成19年6月11日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成19年6月21日（木）午前 9時 00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防 長	和田 文明 君	市 長 公 室 長	中田 裕三 君
総 務 課 長	城 六男 君	防 災 対 策 推 進 課 長	松下 任克 君
市 民 保 険 課 長	山本 達由 君	税 務 課 長	和田 仁 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	大江 文章 君	環 境 対 策 課 長	奥村 芳信 君
農 業 振 興 課 長	土口 直洋 君	林 業 振 興 課 長	島田 克史 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	山門 正昇 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	奥田 博典 君
建 設 課 長	森本 明 君	地 域 総 合 課 長	星山 政文 君
地 域 振 興 課 長	向山 兼司 君	福 祉 事 務 所 長	岡部 忠澄 君
会 計 課 長	柳本 秀和 君	水 道 課 長	鈴木 衛 君
教 育 長	杉松 道之 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	城 六男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	南 佳寿 君	監 査 委 員 事 務 局 長	原田 葉子 さん

職務の為出席者

事 務 局 長	岡本 憲明 君	次 長	西岡 久典 君
議 事 係 長	山口 耕作 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん

議事日程

日程第1 一般質問

7番	7番 大西三春さん	101
	1. 市庁舎の禁煙対策について	
8番	2番 和田いく子さん	105
	1. 「花の窟」の周辺整備について	
	2. 防災対策の効果的推進について	
	3. 「花いっぱい運動」発展への推進策について	
9番	5番 下田克彦君	114
	1. 食育の推進について	
10番	4番 山田 実君	127
	1. 紀南中核的交流施設整備事業について	
	2. 後期高齢者医療について	
	3. 食育基本法について	

午前 9時 00分 開議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長（樋口雄史君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって、発言を許します。

7番 大西三春さん。

（7番 大西三春さん 登壇）

○7番（大西三春君） おはようございます。

通告に従いまして、1点だけ質問させていただきます。

市庁舎内の禁煙対策についてお伺いをいたします。私、3月末からちょっと体調を崩しまして、皆様には何かとご心配をいただいたり、ご迷惑をおかけいたしました。入院とか治療等で留守をしている間にですね、一市民の方から3通の葉書が届いておりました。趣旨をかい摘んで申し上げますと、「熊野市の庁舎内はいつ行っても臭うし空気が汚れている。廊下にはいつも灰皿が置かれているし、この役所は喫煙を許していると言わざるを得ない。市民、や職員の健康や環境を大切にしていないのではないかと。平成15年5月1日に施行された健康増進法第25条（受動喫煙の防止を謳ったもの）には、〔学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理するものは、これらを利用する者について、受動喫煙、つまり室内これに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう。を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない〕とあるにもかかわらず、熊野市はこれまで何もしてこなかったのではないかと、役所には子どもを連れた若いお母さんもいます。お年寄りも来ます。たばこを吸わない人も来ます。大切にしてほしいです。

今どき庁舎内で喫煙できること自体、大変遅れていると思います。今後は庁舎内だけでなく、市の関連施設すべてを禁煙にするか、または喫煙場所を限定するなど、分煙対策を講じ

るなどお願いしたい。私たちはこの受動喫煙の怖さを真剣に考えています」といった、大変厳しい内容のお手紙でした。

市役所にも同様の手紙が届いているとのことですので、どのように対策を講じていただくのか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 城 六男君 登壇）

○総務課長（城 六男君） 大西議員の「市庁舎の禁煙対策について」につきまして、お答えいたします。

市庁舎の禁煙対策につきましては、平成15年5月1日の健康増進法施行に備えて、平成14年度に各階に喫煙用空気清浄器を設置し、当該設置場所で喫煙をすることと、職員につきましては庁舎内に限らず公務を遂行する場所での喫煙はしないことを周知し、分煙について取り組んでまいりました。

しかしながら、各階に来客用の灰皿を設置していたことから、完全な分煙とはなっておりませんでした。このため本年度の5月に各階エレベーターホール前に設置していた灰皿や喫煙用空気清浄器を撤去し、2階・3階・4階の換気扇の付いた男子更衣室を喫煙場所として分煙の徹底を図りました。さらに6月5日に課長会議を開催し、市庁舎の1階から4階で市民が出入りする場所とその周辺、会議室・事務所内での喫煙は禁止する。時間外勤務においても禁止する。市民会館、出張所などの市の施設についても、灰皿が設置されている場合はすべて撤去し、事務所は当然のこと市民が出入りする場所やその周辺での喫煙は禁止する。来庁者の方から喫煙場所の問い合わせがあった場合は職員一人ひとりが説明する。とのことについて全職員への周知徹底を確認したところでございます。

喫煙マナーにつきましては、市民の皆さんや職員一人ひとりの意識に頼るところが大きく、禁止措置の対策だけでは十分ではありません。職員一人ひとりが受動喫煙の健康被害について一層認識を深めるとともに、市民の皆さんに対して市庁舎でのこうした措置について、ご理解とご協力をお願いしていく努力を、今後続けてまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 7番。

○7番（大西三春さん） 早速に課長会議等を開いていただいて、対応していただきましてありがとうございます。今はですね、本当に駅のホームですらすべて禁煙という状況にありますので、こうした役所内で喫煙できる、許しているというところは全国でももう数少なくなっ

てきているのではなかろうかと思えます。

そういうことで、このように今回このお手紙をいただいたことをきっかけとしまして、分煙化という対応を取っていただいたということは、大きな前進になったのではなかろうかと私は思います。

それでその分煙していただいでですね、職員の皆さんはもちろん禁煙室で飲んでいただくということなんですが、お客様、来庁のお客様たちにもそのようにしていただくということですが、その周知方法ですね、そのあたりは表示等も明確にわかるようなことも考えていただいでおりますでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 総務課長。

○総務課長（城 六男君） 来客の方につきましては、職員が喫煙場所をきちっと、もし喫煙される場合は喫煙場所を教えると、今のところ男子喫煙室となっております。

それから禁煙の貼り紙等につきましては、執務場所とか会議室はもういまさら必要がないと考えておまして、あと市民ホールにだけ何らかの表示をしたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 7番。

○7番（大西三春さん） 1階の市民課の前のロビー、ソファのところですが、あの辺は何の表示もしなくてよろしいのでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 総務課長。

○総務課長（城 六男君） 1階の部分にだけ表示したいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 7番。

○7番（大西三春さん） ありがとうございます。是非そのようにお願いしたいと思います。

念のためなんですけれども、三重県内における各自治体のその現状とかを、もし把握しておられるようでしたら、わかっている範囲で結構ですが、お教えいただけますか。

○議長（樋口雄史君） 総務課長。

○総務課長（城 六男君） 県下市が14あるわけですけども熊野市を含めまして。そのうち完全禁煙をうたっておりますのが、6市でございます。あと熊野市を含めまして8市は完全分煙という形です。参考までに完全禁煙と言いましても、庁舎外に喫煙用のプレハブを建てたりして対策を図っております。それから近隣では御浜町は完全禁煙、紀宝町は完全分煙という形になっております。

○議長（樋口雄史君） 7番。

○7番（大西三春さん） はい、ありがとうございます。やはり県内でももうすでにね、6つの

市が完全禁煙ということです。外まで行っていただくのも大変だと思うんですけども、これもやっぱり健康のこと考えたらやむを得ない措置なのかなと思います。私もこの紀南県民局の状況はどうかお尋ねしましたところ、県民局におきましてもこの15年の健康増進法の施行に伴って16年から喫煙室を設けて、そして換気扇を装置して分煙化を行っているというお返事でした。

このお手紙の中にですね、市関連の施設もすべてという指摘があったわけなんですけれども、さきほどのご答弁の中に、市民会館等も庁舎内と同じように分煙化対策を講じていただくというお返事でしたが、教育長にお尋ねいたしますが、学校関係はどのようになっていますでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 幼稚園・小学校・中学校につきましては、平成18年4月1日から施設内完全禁煙という通知をいたしております。

それと、さきほど総務課長からお答えありましたように市民会館、それから体育館、これにつきましても、すでに禁煙の措置を取っております、館内全面禁煙です。

それから紀和町のB&Gの海洋センター、それからコミュニティセンター、鉾山資料館につきましても6月18日から館内全面禁煙、それから歴史民俗資料館につきましては、もうすでに以前から館内全面禁煙、それから青年の家、宿泊施設ですけども、これは分煙という形を取らせていただいております。以上です。

○議長（樋口雄史君） 7番。

○7番（大西三春君） ありがとうございます。学校関係特に本当に生徒の模範になっていただかなければいけないので、当然これは是非守っていただきたいことかと思っております。

この健康増進法第25条の制定をされた趣旨はと言いますと、やはりこの受動喫煙による健康への影響を、悪影響を少しでも排除したいということが目的ということでございまして、心拍の増加だとか、また血管収縮等の生理学的反応に対するですね、知見が示されているだけではなくって、皆さんもすでにご存じかと思っておりますけれども、慢性影響として肺ガンだとか、そして循環器疾患等のリスクの上昇をですね、示す疫学的な研究が示されているということでございまして、国際の癌研究機関におきましても、証拠の強さによる発がん性の分類において、このグループ1から4に分類している中で、たばこにつきましては最も強い分類1とされているそうでございます。

ほかにたばこを吸わない妊婦さん等への影響も報告されておるといことでして、ゆえに

こうしたこの健康への受動喫煙による悪影響を少しでも排除するために、厚生労働省の健康局長よりの通達ということでございますし、またWHOですね、世界保健機関におきましても室内の全面禁煙で、たばこの煙のない環境をつくって快適に生活しようということをテーマを掲げて、受動喫煙をなくす対策を各国に求めておるということを聞いております。

ですから、今、分煙をしていただきまして、大きな前進であろうかとは思いますが、今後またね、もう一方また進んでいただいで、全面禁煙の方向へもまた努力をお願いしたいと思います。

あと、このお葉書をくださった一市民の方につきましても、これまでのことは問題ではありませんと、今後、大事なのは今後どのように対策をしていただくかということであるということを書いておられます。ですから、今回のこの対応につきましても、きっと理解をしてくださって喜んでいただいているのではなかろうかと思っております。ですから、本当に今回このように早速に対応していただきましたことをお礼を申し上げて、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口雄史君） 引き続き一般質問を続行いたします。

2番 和田いく子さん。

（2番 和田いく子さん 登壇）

○2番（和田いく子さん） おはようございます。

通告書に従い、3点についてお尋ねいたします。

「花の窟」の周辺整備について、平成16年7月、日本最古の祭礼遺跡である「花の窟」は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、今やその存在が全国に知れ渡り、「花の窟」へは国道42号という地の利や有馬地区の方々の地道で涙ぐましい努力により、日増しに多くの観光客や参詣客が立ち寄り、昨年は1万8,820名、対前年比25%増となっております。特に休日ともなれば観光客や参詣客が押し寄せ、目を見張るほどの大変な賑わいとなってまいりました。

こうした環境の変化と相まって、発展著しい「花の窟」を中心とする周辺地区の商店へのお客様の入り込み状況は、従来と比べて大いに向上してきており、「花の窟」の世界遺産登録が大きく影響してきているものと考えられます。

また平成21年には紀南中核的交流施設が開設され、平成25年には待望の近畿自動車道紀勢線及び熊野尾鷲道路が開通する見通しとお聞きしており、「花の窟」への観光客や参詣客は飛躍的に増加するものと予測されます。「花の窟」を中心とした諸条件整備の一環として、

核となるべき「花の窟」には訪れた多くの観光客や参詣客をおもてなしする十分な施設がなく、せっかく訪れた多くの方々を、ただ見送るより手がなく残念でなりません。

訪れた観光客や参詣客がゆったり休憩でき、しっかりおもてなしができる休憩施設や「花の窟」の歴史的資料や貴重な文献などを展示したり、潤いのある熊野の四季や歴史・文化・風土・産業・観光などを紹介できる施設、さらに熊野の特産品などを販売したり、熊野ならではの食を味わったりしていただける、観光客や参詣客に喜ばれる施設が強く求められています。以上のような機能を持った施設を「花の窟」隣接の地内等に設置していただくよう要望いたします。

設置していただきましたならば、「花の窟」へは今にもまして多くの観光客や参詣客が訪れるものと考えます。さらには今後の地域の活性化・発展にも大きく寄与するものと考えられますが、市のお考えをお聞かせください。

防災対策の効果的推進について、この地域は東海地震や東南海・南海地震などの発生が懸念されており、ひとたび地震による災害が起これば、大きな被害が発生するものと予測されています。特に地震や津波による災害は被害を受ける地域が広く、山間地域の多い当地域では交通の途絶による孤立への対策や、高齢者（一人暮らし）、障害者などの避難・誘導対策が重要となってきます。

このような中で、被害を最小限に抑えるために、地域全体の防災意識の向上と地域連体で問題点を把握し、共通して問題解決を図る防災対策が極めて重要かつ効果的で、災害に強いまちづくりの推進につながるものと考えますが、市のお考えをお聞かせ願います。

「花いっぱい運動」発展への推進策について、平成11年から取り組みが始まった「花いっぱい運動」もすでに8年が経過し、花のまちづくりは市民の中に定着し、市のまちづくりや活性化に大きく寄与しております。

現在では、四季を通じて市内のあちこちで花づくりが見受けられますが、地域によっては推進に若干のバラツキが見受けられますので、さらなる次の段階への推進を図るため、自治会、学校等、施設、事務所など団体を対象とした花づくりコンクールを実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、地域の花壇や公園などの花づくりについて、地域によっては人手が不足するとの声を聞きますので、市としても何らかの形で支援をいただく方法はないものかと考えますが、市のお考えをお聞かせ願います。よろしく願います。

○議長（樋口雄史君） 1番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長(河上敢二君) 和田議員の1番目のご質問にお答えを申し上げます。

「花の窟」につきましては、紀伊山地の霊場と参詣道ということで、世界遺産に登録されてから、知名度が飛躍的に高まり、その観光入込み客数は対前年度比で平成17年度が39%の増、平成18年度も25%増加しており、市の中でも観光客の増加が最も顕著な観光資源と言えるのではないかと考えているところでございます。

「花の窟」への集客拡大の背景としては、平成15年度に明日を開くふるさと創生協議会の熊野古道活用モデル事業として設置されました、「花の窟茶屋」での来訪者に対する湯茶のサービスをはじめとしたおもてなしの提供や、「花の窟パーク」など周辺の景観維持について地元地域の皆さんの熱心な取り組みによるところが大きく、心から感謝申し上げる次第でございます。また古代米を利用したおつな餅や、地元で製造されているさんま鮭などを販売されるなど、地域の活性化という点でも活発に取り組んでいただいているところでございます。

市といたしましては自助、互助、公助という市のまちづくりの基本理念に鑑みましても、このような地域の前向きで自主的な、しかも相応の実績を生み出された取り組みに対しまして、当然さらなる市への観光入込み客数の増大と、地域の活性化を図るためにも積極的に支援を行っていかねばならないと考えているところでございます。

「花の窟」を中心としたさらなる集客交流の拡大を図るためには、議員ご指摘のように、「花の窟」にまつわる資料などを観光客の皆さんに見ていただけるような展示施設や、より一層のおもてなしの充実を図るための交流施設、さらにはこれまで以上に数多くの観光客に利用していただけるような駐車場などの整備について、用地の確保や施設の維持管理などの課題をどうするか、地元の皆様方と十分に協議をしながら、必要な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

こうした施設整備だけではなくて、ソフト面でのさらなる取り組みも必要ではないかと考えております。ご存じのように「花の窟」は日本書紀に記されている日本で一番古い神社と言えるわけでございますし、本宮大社の祭礼の際にも最初に「花の窟」の譚がうたわれるなど、いわば熊野三山の親神の位置づけにもあるわけでございます。そのことを十分にPRできていない面がございます。また日本書紀には「花の窟」に関連して有馬の村では桃をもって鬼を追い払うという、桃太郎伝説の起源ともいえるべきことも記されております。

さらに言い伝えによれば、昔、京都の朝廷より毎年旗が届けられていたということや、いざなみの命が稲穂を海から拾い上げて育てたという、稲作の起源とも言える有馬浦の稲穂伝説もありますように、こうした歴史的な記述や言い伝えをさらに活用し、例えば親神である「花の窟」をお参りしてもらうため、熊野三山だけのお参りでは片参りといったようなPRの仕方をしていくとか、桃太郎伝説の起源ということにちなんで厄除け桃、言いかえれば幸せを招く桃を栽培して販売をすることとか、古代米の一層の生産拡大といったことなど、魅力づくりや活性化にさらに努めていくことも、さらに考え実施していくことも必要ではないかと思っております。

日本書紀には春と秋の花の窟礼大祭には、花をもって奉るというふうに記されておりますように、いわば花の窟の礼大祭は日本で最も古い花まつりであると言っても過言ではございません。また明治時代の資料からは「花の窟」の神事の際には、境内に花が積み上げられたということも記されております。こうしたことを踏まえて市の進める花いっぱい運動と関連させて、花を「花の窟」のさらなる活性化の手段として利用することも検討すべきことではないかというふうに思っています。

いずれにいたしましても、鬼ヶ城や丸山千枚田などとともに、市の集客の中心を担う資源であり、地元住民の皆さんとともに、より緊密に連携・協力し、「花の窟」の歴史的価値をより一層有効に活用した集客拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 2番。

○2番（和田いく子さん） ありがとうございます。私どもの地域にとって長年の悲願でありました「花の窟」に、各種の機能を備えた施設の整備を進めていただけるとのご答弁をいただきました。誠にありがとうございます。

地域といたしましても観光客、参詣客に満足なおもてなしのできる交流施設などの設備にあたっては、地域住民の理解を得ることや用地の確保や、設置後の建物の維持管理に協力すること、さらには周辺の景観整備などを行っていくことは必要なことと考えていますが、おもてなしできる施設などについて2点、そのほかについて1点、市のお考えをお聞かせ願います。

1点目、地域が施設建設に向けて、いろいろな諸条件の整備に協力をすれば、早期に設置に向けた取り組みをしていただけるのでしょうか、お聞かせください。

2点目、歴史民俗資料館の収蔵庫には「花の窟」に関する貴重な資料や文献がたくさんあるとお聞きしていますが、代表的なものとしてどのようなものが保管されていますか。

3点目、「花の窟」へは車で訪れる人が多く、国道42号の花の窟神社信号機に右折ラインの設備がなく、慢性的な交通渋滞となっており、その解消のための右折ラインの設置とともに、海岸堤防の拡張はどのように進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 早期にというお話でございますが、議員が言われたように用地の確保をはじめ、施設の維持管理等々について、十分にご理解がいただけるのであれば、予算の観点も含めて前向きな対応を考えているところでございます。時期についても規模によりますけれども、大きな規模でなければそれほど時間をかける必要はないだろうというふうに思っています。

歴史民俗資料館に「花の窟」に直接関係する資料がどのようなものがあるかということについては、私よりもむしろ議員のほうが知ってらっしゃるのではないかと思います。少なくとも今この時点で資料は持ち合わせておりませんので、後ほど調べてまたご連絡を申し上げます。

右折レーンにつきましては、海岸堤防の拡幅をどうするかということも踏まえ、42号線の所管であります紀勢国道工事事務所、そして市の間で今詰めを行っているところでございます。今年度中には少なくとも方向性は見えてくるのではないかとということで期待をしております。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 歴史民俗資料館の展示の関係ですけれども、歴史民俗資料館では1階ホールにおきまして、花の窟産田神社資料展示コーナーを常設しております。「花の窟」に関する貴重な資料といたしましては、花の窟湯たて釜、このぐらいの釜ですけれども、それから花の窟木版画、それから花の窟の図の版木、それから日本書紀のコピーを拡大したもの等を展示保管いたしております。

○議長（樋口雄史君） 2番。

○2番（和田いく子氏） ありがとうございます。この地域は魅力あふれる「花の窟」と、活力に満ちた有馬地区や、この5月21日に発足した花の窟商店会の活性化、発展の起爆剤ともなり、今後さらなる地域の活性化、発展を図ってまいりたいと存じます。是非、早期に実現をいただきますよう切にお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（樋口雄史君） 2番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

防災対策推進課長。

(防災対策推進課長 松下任克君 登壇)

○防災対策推進課長（松下任克君） 和田議員の質問のうち、2点目の防災対策の効果的な推進についてお答えします。

この地域で発生が危惧されております東海・東南海・南海の3つの地震につきまして、政府の発表によりますと、今後30年以内に発生する確立が東海地震で84%、いつ起こってもおかしくない、東南海地震で60から70%、南海地震につきましては50%と、いずれの地震もかなり高い確率で発生すると予測されています。

これら3つの地震は、過去の歴史から連鎖的に発生することが多く、これらの3つの地震が連鎖的に発生しますと、地震の規模はマグニチュード 8.7、市内全域で震度6弱から6強の強い揺れに見舞われ、海岸部では地震発生から13分程度で最大 8.9メートルの津波が襲ってくると予測されております。

三重県の発表している被害予測によりますと、これら3つの地震が連鎖的に発生し、最悪の場合、熊野市では家屋の下敷きなどで亡くなられる方が 105人、津波で亡くなられる方が 108人から 203人と想定されております。しかし、人的被害、特に津波による人的被害などにつきましては、住民の皆様が一人おひとりが地域の防災訓練、研修会などに参加していただくなど防災意識を高めていただくことで、これらの被害は3分の2にも半分以下にもなると言われております。

建物被害につきましては倒壊や土砂崩壊、火災などで全壊する家屋 2,530棟、半壊 2,974棟、熊野市内で約 5,500棟の建物が何らかの被害に遭うと想定されております。建物被害につきましては市の木造住宅診断や、木造住宅耐震補強補助事業などを継続的に推進することにより、想定されます被害を少しずつ軽減していくことができると考えております。

次に議員のご指摘の交通網の寸断などによる孤立地域に対する対策と、災害時に自力での避難や自分の身に危険が迫っていることを認知することが困難な一人暮らしの高齢者や、障害者などの災害時要援護者対策についてお答えさせていただきます。まず孤立地域の対策につきましては、平成18年度の内閣府と三重県の調査結果によりますと、この地域で大規模地震が発生しますと、熊野市内で道路の寸断などにより孤立する地域は31箇所との報告がされており、また場合によっては熊野市全域が孤立地域となる可能性があると言われております。

現在、熊野市では大規模地震によるこのような孤立対策といたしまして、主要な場所には食料、毛布などの備蓄を順次進め、住民の皆様には最低3日分の食料等の備えについて呼びかけを実施しているところです。またヘリコプターなど空路からの救援、救助活動が速やか

に実施されるよう、学校などの公共施設の屋上に目印となる県下統一の航空標識番号の表示や有線電話の寸断などによる情報連絡手段の確保といたしましては、熊野アマチュア無線クラブとの連携や消防無線、防災行政無線を活用することとしています。

さらに昨年度市では紀南医師会と連携し、大規模災害時に医師、看護師などの医療スタッフがあらかじめ定められた場所に集結し、迅速な救助活動ができるよう市内21箇所の地域に救護所を指定し、必要な資機材の備蓄を進めるとともに、本年4月号の広報及びホームページ、また各地の防災訓練などを通じ、市民の皆様に救護所について周知を図っているところであります。

次に災害時に自力での避難などが困難な一人暮らし高齢者や、障害者などの災害時要援護者対策についてお答えします。現在、大泊、遊木町など地域まちづくり共同事業で、防災に取り組む地域や二木島里町や久生屋町など、市内の一部の地域では災害時要援護者のリストを作成しておりますが、平成19年度からは民生委員や社協、ケアマネージャー、自主防災会、出張所などと共同で、リストやマップづくりなどの災害時要援護者対策に対する取り組みを全市的に広げてまいります。

また完成したリストマップを基に、災害時要援護者を誰がどのように支援していくのかなど、地域内で災害時要援護者の避難支援方法などについても検討するとともに、災害発生時には地域の自主防組織や消防団による安否確認や救助活動などに活用することで、災害時要援護者の被害を最小限にしたいと考えております。

議員もご承知のように、防災対策の基本である自分の命は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守るという高い自主防災意識を市民お一人おひとりに持っていただくとともに、地域を守るのは市民一人ひとり、そして事業所、行政であるという認識を共有できるような施策を実施し、日ごろから地域の自主防災活動の会の訓練や講演会などを通じて、自助、互助、公助の促進について、積極的に啓発していきます。

また各地の訓練などにつきましても、さきほどの災害時要援護者対策などの検討をワークショップ形式で実施するなど、その地域の実情にあった内容や方法で実施することで、より効果的で地域の住民が支え助け合うことのできるような災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 2番。

○2番（和田いく子さん） ありがとうございます。私もこの高齢者のマップをつくったらどうかと思っておりました。本当にいろいろと考えていただいていることをお聞きして安心しま

した。

一つ防災対策として、全地域に取り組みを求めべき重要な課題であるまちづくり協議会の統一・共通テーマとして取り組んでいくような考えはありませんでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） まちづくり協議会はあくまでもその地域において、まちづくりの優先課題を設定していただいて、地域において実施することに対し、市が支援をするということでございます。

ですから、海岸部や山間部の一部においては、当然防災を最重要課題として取り組まれているところもでございます。

しかしながら、全市的に最優先すべき課題としてこれをやりなさいというような形で、市のほうをお願いをするのは、やはりまちづくり協議会そもそもの目的にはそぐわないのではないかというふうに思っております。

一方で今、防災対策推進課長が申しあげましたように、防災対策については今それぞれの自主防において、前向きにいろんな角度からの検討を進めていただいているところでございまして、防災対策推進課を中心に全市的に防災対策が前進するように、市として力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 2番。

○2番（和田いく子さん） わかりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（樋口雄史君） 3番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 中田裕三君 登壇）

○市長公室長（中田裕三君） 和田議員ご質問の「花いっぱい運動」発展への推進策について、お答え申し上げます。

平成11年より取り組みを始めました「花いっぱい運動」につきましても、始めたころは花より団子といった批判もございました。しかしながら、多くの市民の皆さんのご理解とご協力によりまして、現在では国道42号沿いの花壇をはじめ、市内の至るところで四季折々の花を見ることができ、訪れる人々の心が癒されるとともに、町の景観がとても良くなったこと。加えましてポイ捨ての防止や防犯、交通安全の面からも効果が上がっているとお聞きしております。

また一般家庭の皆さんに、ボランティアでご協力いただいております「オープンガーデンくまの」につきましては、熊野の春の風物詩としてすっかり定着し、今年も少なくとも 250 人以上の方が花を見ることを主な目的として宿泊されるなど、大きな経済効果も得られるようになっております。これからの花いっぱい運動の推進につきましては、引き続き市民の皆様のご協力を得ながら、「オープンガーデンくまの」や国道42号沿いの花壇をさらに充実・発展させ、名実ともに日本一と評価されることを目標としまして、公共施設の花壇やポケットパークに植える話の苗づくりを効率的に行うことなどに取り組む考えでございます。また次の段階の取り組みといたしまして、加工可能で高付加価値を持った花の苗の生産、販売を行うなど、「花いっぱい運動」が基点となる産業へと結びつけていきたいと考えております。

さらに農業振興策の一つとして整備を進めております育苗施設も「花いっぱい運動」促進のためにも利用してまいりたいと考えております。「花いっぱい運動」は日ごろから多くの方々のボランティア活動によって支えられております。地域によって若干の差はあれ、お一人おひとりができる範囲で精いっぱい取り組んでいただいております。その努力に対し頭の下がる思いがいたしております。

ご提案いただきました花コンクールにつきましては、日ごろ取り組んでいただいている皆さんのご意見や事業所等のご意見をお伺いしながら、一人でも多くの方にご参加いただけるような方法を、前向きに考えてまいりたいと考えております。また楽しみながら取り組むことができるように、日ごろの苦労話や作業するにあたっての、ちょっとしたアイデア等を交換できる意見交換会などの機会づくりも進めてまいりたいと考えております。

次に人手不足に対する市の支援についてお答え申し上げます。

現在、「花いっぱい運動の参加者」は国道42号沿いの花壇、市内各地の花づくりグループで組織されております熊野花いっぱいネットワーク、自治会などを含めまして、総勢 1,200 名に及んでおり、とても大きな広がりとなっております。このような状況の中、議員のご質問にもありましたように、従来の活動を維持していただくだけでも、大変ご苦勞されているところもあると伺っております。市としましては「花いっぱい運動」の輪をさらに大きく広げていくとともに、高齢者の方々が継続して取り組むことができるよう、作業の負担を少しでも軽減できるような支援を行ってまいりたいと考えております。そして皆さんの取り組みの成果をもっと多くの方に知ってもらうことが、皆さんの思いやご努力に何よりも酬いることにつながるかと考えております。

したがいまして、今後は全国花のまちづくりコンクールや、花の観光地づくり大賞といっ

た全国的なコンクールに積極的に応募するなど、市内はもとより全国に向けたPRをしっかりと行い、「花いっぱい運動」が心から誇りに思えるものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 2番。

○2番（和田いく子さん） ありがとうございます。もう私は再質問する必要がないぐらいにいろいろなことを考えてくださっていることをお聞きし、安心し、私もこれから花づくりのことに一生懸命力を貸していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（樋口雄史君） 午前10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時 51分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 10分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

5番 下田克彦君。

（5番 下田克彦君 登壇）

○5番（下田克彦君） それでは通告書に従いまして、ご質問させていただきたいと思っております。

先月、朝の食卓「子どもだけ」が4割、厚生労働省の調査との新聞記事に目がとまりました。小中学生の4割は朝食を親と一緒にとらず、一人か兄弟だけで食べているそうであります。栄養バランスの偏りも気になるところであります。また国民健康栄養調査によれば、朝食の欠食率は男女とも20歳代が多く、次いで30歳代、子どもについてもその増加傾向が指摘をされております。さらに中高年では肥満や高齢者の低栄養化も叫ばれており、5月16日に厚生労働省が発表した資料によりますと、メタボリックシンドロームかその予備軍に該当する40歳から74歳は1,940万人に上り、中高年男性の2人に1人、女性の5人に1人が該当することがわかりました。

一部の企業の「食」の管理のずさんさもあるでしょうが、今の時代ほど「食」に関する関心が高まっているときはありません。そして何より熊野市の将来を担う子どもたちを「食」を通し健全育成し、さらには老若男女を問わず市民の健康増進を図ることは極めて重要な施策であり、このことは結果として教育現場におけるさまざまな問題解決や医療費の削減等の

効果を生むものと確信をしております。

今月は食育月間でもあり、2005年7月に食育基本法が施行されて2年が経過をいたしますした。本市における食育の推進状況について何点かお聞きをいたします。

まず第1点目に、本市における食育の取り組みと食育推進基本計画の策定についてであります。食の憲法と言われる食育基本法は子どもから大人まで食に関する知識と選ぶ力を身につけ、国民が健全な食生活を送ることを目指しています。また食育基本法の考えを具体化する食育推進基本計画が2006年4月にスタートをしております。この目標値に向けてどのように取り組んでいくのかをお聞きいたします。

次に「8020運動」の推進についてであります。現在、医療では治療中心から予防重視への転換が図られております。予防の大切さはかねてから指摘をされておりましたが、掛け声ではなく具体的な効果のみえる予防体制の確立が重要であり、その中の一つが「8020運動」であります。この運動はご承知のとおり80歳まで自分の歯を20本以上保つために、歯科検診と自己管理を通し、健康づくりを行うものであります。

しかし、本市においては大変残念なことに「広報くまの」6月号でも記載されておりましたように、平成17年度の数字で熊野市の1歳6ヶ月児健康審査で虫歯のある子どもの割合が、県内で一番高いという結果が出ております。歯の健康は食育には大変重要な問題です。紀南地域にも本年3月に「8020運動」推進協議会が立ち上げられましたが、3歳で虫歯のない子どもの割合を平成19年度で70%にする目標を立てている本市のその後の取り組み状況についてお聞きをいたします。

次に学校での取り組みと栄養教諭の配置等についてであります。

子どもたちが健やかに成長していくためには適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であります。近年、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという成長期の子どもにとって、当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘をされております。政府の検討会が国民の食生活の改善と健康増進を目指す食育推進基本計画の最終案によりますと、2010年度までの5年間で朝食をとらない欠食の小学生をゼロにすることや、肥満児童の減少などを目標に掲げています。また学校給食での地場産物の使用を全国平均の21%から30%以上にするともしております。子どもたちに食材や農業への理解を深めてもらうためであります。このようなことを児童・生徒にきめ細かい個別指導ができる栄養教諭は、学校での指導はもちろんのこと、家庭への情報発信もし、この地域の食育の要であります。ここで本市における配置についてお

聞きをいたします。

また国におきましては、地域に根ざした学校給食推進事業として、学校と生産者が連携して学校給食の充実を図るため、地元産品の活用促進や米のご飯の給食推進の方策も検討をされております。食育は食べ物だけを見てもその家庭がわかりません。地産地消や漁業の体験学習そのものが食育へとつながっていきます。福井県の小浜市のある学校では給食における地元農産物の自給率が80%を越え、農家の活性につながっていると聞いております。食料自給率も大変に気になる場所でもありますけれども、学校給食ほどの程度地元食材が使用されているかもお聞きをいたします。

次に食育条例の制定についてであります。

生涯にわたり健全な食生活の実現を目指し、健康で活力ある地域社会の実現は行政の責務でもあります。そこで、(1) 朝ごはん運動の推進、(2) 食生活の改善、(3) 食文化の継承、(4) 安全安心な農産物の提供、(5) 地産地消、(6) 食にかかわる産業の振興等を盛り込んだ熊野市食育条例を制定し、社会総係りの取り組みをと考えますが、執行部のお考えをお聞きいたします。壇上では以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 大江文章君 登壇）

○健康・長寿課長（大江文章君） 下田議員の食育の推進についてのご質問のうち、1点目の食育の取り組みと食育推進計画の策定についてお答えいたします。

近年の急速な経済発展や核家族化などの社会情勢の変化に伴い、食を取り巻く環境は大きく変化しております。このため食生活は多様化する一方で、食の大切さに対する意識は薄れ、健全な食生活が失われつつあります。このような食をめぐる状況の変化は肥満や生活習慣病の増加の一因となっているほか、欠食、個食等の食環境の悪化などを引き起こしていることから食に対する理解を深めつつ、速やかに食生活の改善を図っていく必要があると思われま

す。

こうした状況の中、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指して、平成17年7月に食育基本法が施行されたところです。健康・長寿課といたしましても、このような状況の認識のもと、主に乳幼児期と壮年期からの食育の推進に取り組んでいるところです。具体的には乳幼児健診や離乳食教室において保護者に食生活についての状況をお聞きし、その成長年齢にあった食生活指導を行うなど、母子保健事業として取り組んできております。

また食育基本法が施行されました平成17年度からは、さらなる食育の推進を図るため、新たな取り組みとしまして二つの事業を実施しております。一つはパクパク広場という名の食育教室で、保育所・幼稚園の5歳児の親子を対象にした事業を計画し、食育月間の今年23日に第一回目を予定しているところです。この教室は調理実習や体の仕組みについてのお話など、親子で楽しみながら学んでもらう内容となっております。二つ目は食育啓発のためのチラシ、パクパク通信の配付で、保育所に通う子どもの保護者全員を対象に、健康づくりや望ましい食生活に関することなどの食育啓発の内容を掲載し、年4回の配付を行っております。

次に壮年期からの食育の取り組みといたしましては、平成15年度から肥満や高脂血症、糖尿病などの生活習慣病予防対策を重点的に行っております。今年度は議員のご指摘のメタボリックシンドローム予防に着目し、6月3日に熊野ウエストメジャーリーグを約70名の協力を得て開催したところであります。

次に食育推進計画の策定に関する取り組み状況ですが、現時点では食育推進計画は策定しておりませんが、これまでご説明させていただきましたとおり、食育推進事業につきましては重点課題として食生活指導、食育啓発、生活習慣病予防対策など、さまざまな事業を実施しているところでございます。今後も現在策定中の第一次熊野市総合計画の中にも目標値を掲げ、食育がさらに推進するように取り組んでいく予定であります。

次に2点目の「8020運動」の推進の取り組みについてお答えいたします。「8020運動」は生涯にわたり自分を歯を20本以上保つことにより、健やかで楽しく生活しようというもので、当市の「8020運動」につきましても乳幼児期からの虫歯予防体制の推進に取り組んでおり、熊野市歯科保健推進事業計画を策定し、妊娠期から乳幼児期までを体系づけて「パパ・ママ教室」や各種乳幼児健診などで、食育推進と連動させて継続した歯科保健指導を行っているところです。また今年度も市の広報に虫歯予防の啓発の記事を6月号から11月号まで6回シリーズで掲載し、継続的な予防啓発を実施してまいります。

平成17年度では1歳6ヶ月児童検査で虫歯のある子どもの割合が7%と高かったものの、平成18年度では約2%と5ポイント減少し、前年度の県2.5%や国3%の数値を下回る良い結果となっております。また平成18年度の3歳児健康診査では虫歯のない子どもの割合は約73%であり、平成19年度の目標値の70%を達成した良い結果となっております。

このように平成18年度につきましては幸い良い結果が出たものの、年度によりバラツキがありますことから、引き続き乳幼児の虫歯予防につきまして、熊野市歯科保健推進計画に基づく予防対策に努めるとともに、現在策定中の熊野市総合計画の中でも目標値を定め、これ

まで以上に対応してまいりたいと思います。

次に4点目の食育条例に関するご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、市民一人ひとりが健全な食生活を実践し、生涯を健やかに生活できる地域社会の実現は行政の責務であると考えております。また年々増加している医療費を抑制するためには、若い世代からの肥満や生活習慣病を予防することが重要であり、そのためには健全な食生活や運動習慣について重点的に推進していくことが必要であると考えております。ただ、食育条例の制定につきましては、現在作成中の熊野市総合計画の中に盛り込み、食育推進をさらに展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 下田議員3つ目の質問であります学校での食育の取り組みと、栄養教諭の配置について及び学校給食における地元食材の使用についてお答えいたします。

まず熊野市小中学校における食育の取り組みについてでございますが、議員ご指摘のとおり食についての関心が高まり、家庭・学校における食に関する指導の重要性が指摘されております。食は生きる力の源であり、児童・生徒が心身ともに健康に過ごすためには、健全な食生活を営むことが基本であります。生涯にわたって健康な生活が営めるよう家庭での食育はもちろん、学校においても食育を充実させることが今後ますます重要になってきます。

そこで各小中学校では三重県食育推進計画に基づき、食育担当者を校務分掌に位置づけ、児童・生徒や家庭・地域の実態を踏まえた食に関する指導計画を策定しております。それに基づいて指導体制を確立し指導内容を充実させ、食に関する指導の取り組みを推進しているところであります。食に関する指導は給食の時間、家庭科、生活科、総合的な学習の時間を含めて、あらゆる教科、領域において関連づけて行っております。また食育担当者及び担任、養護教諭等が連携して、子どもの食生活及び健康状態を把握し、食物アレルギーへの対応なども配慮したうえで実施をいたしております。

各学校における具体的な取り組みの事例としては、保護者への啓発を兼ねた親子給食、地元の食材を使用した給食、学級園で収穫した野菜などを材料とした調理実習、地域の方を講師に招いての郷土料理づくりなどがあります。また献立表や給食だよりを教材として児童・生徒に指導するとともに、保護者へも配付、啓発を行っております。

次に本市における栄養教諭の配置についてでございますが、平成16年の学校教育法等の一部を改正する法律により、学校における食に関する指導と学校給食管理を職務とし、食育の推

進に中核的な役割を担う栄養教諭制度が創設され、平成17年度から実施されました。三重県では公立学校教職員定数条例の一部を改正する条例が平成18年度から施行され、新たな職種として栄養教諭が付け加えられました。栄養教諭は県費負担教職員であることから、三重県教育委員会の判断によって配置されます。三重県教育委員会の方針では一人の栄養教諭が配置校以外にも5校程度、学級数はおおむね50学級程度を担当することとしており、三重県では平成18年度には10名、平成19年度に37名、あわせて本年4月1日現在47名が配置されておりますが、熊野市の学校については未配置となっております。熊野市教育委員会といたしましては、県に対して栄養教諭の配置を要望してまいりたいと考えております。

最後に学校給食における地元食材の使用についてであります。地元食材の使用につきましては、厳密な調査は大変難しく、地元の商店で購入した食材を地元食材というとりえ方で申し上げます。米と牛乳につきましては一括購入を行っておりますので、この2種類を除いた数値となりますが、熊野市管内の給食実施校のうち、地元食材の使用率は多い学校で100%、平均すると1校当たり90%程度の割合となっております、県の平成22年度の目標値30%と比較してもかなり高い数値となっております。地元食材の使用につきましては、今後も学校に働きかけを行ってまいりたいとこのように考えております。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） ありがとうございます。じゃあ再質問で健康・長寿課長にお聞きしたいんですけども、さきほどもちょっと触れましたけども、内閣府が今年の5月12日に、食育に関する意識調査をしたところ、食育という言葉として知っている人が65.2%で、05年の前回調査から12.6%増えておるといことなんですが、意味まで知っている人は33.9%ということで、前回は26%ということですから、ほぼ横ばい状態かなと。

私個人的にもこの質問するにあたり、小中学生のお子さんを持つ親に個人的にアンケートを取らせていただきました。ほぼ同様の結果でありました。国のほうでは平成22年までに食育の関心度を90%以上にしていくということで、今後の課題というのはいかにその今の認知度を実践に結びつけていくかというのが、大いなる課題だと思います。壇上でも啓発活動についてお答えを、ご答弁をいただきましたけども、それが実践にどう結びついていくかというのは今後の課題であり、ご答弁では総合計画に盛り込んでいくということなんですけれども、2010年度までの昨年から5年間で、朝食を抜く小学生の割合を4%から0とか、20歳代男性の30%、30歳代男性の23%と、それぞれもう15%に以下にするとかですね、全国各地でそれこそ「早寝早起き朝ごはん運動」等々展開しておるわけなんですけども、どのようなそ

の数字の目標を持って、それを盛り込んで推進をしていくかということについて、具体的な数値目標があれば現段階で言っていたいただきたいなあ。

○議長（樋口雄史君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（大江文章君） 健康・長寿課といたしましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、食育の取り組みにつきまして妊娠期から乳児期、それから4・5歳児までと、成長発達に応じた栄養指導と食育が必要と思われますので、目標を食事の大切さ、美味しさ、楽しさがわかる等大目標と定めて、また具体的には体にいいものがわかるとか、美味しく食べる、食に関心を持つと項目ごとに指導を行っているところです。

今後も議員ご指摘のとおり食育の推進は重要であるとの認識に立って、現在策定中の総合計画の中にも目標値を掲げて、さらに取り組んでいきたいと思っておりますが、現在、具体的にということおっしゃいました。例えば3歳児の朝食を毎日食べる子どもの割合が平成18年度では87.6%になっております。これは今後、今、総合計画の中にどういうふうにして数値目標を定めるかということは確定しておりませんが、100%に近づける数値として目標値を定め、今後、総合計画の中にも盛り込んでいきたいと思っております。

また啓発につきましても、現在保育所の保護者を対象に望ましい食生活等のチラシを配付して行っているところですが、今後より幅広くその啓発ができるように対応してまいりたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） この食育推進基本計画にはですね、こういうふうに書かれています。

「もとより食生活のあり方は個人の価値観や考え方に負うところが大きくその自由な判断と選択に委ねられるべきである。にもかかわらず国をあげて食育に取り組まなければならない現状があり」ということで、この基本計画というのは市町村の計画の基本となるものやと思いますけれども、総合計画に入れていただくというのは本当に大変有り難い話なんですけれども、ひとつデータとして、例えばいろんな見方がありますけれども、例えばその朝食をとる、とらないという子どもに対してですね、それとペーパーテストの特典との関係とかですね、いろんな見方あります。勉強せならんだらそれまでやないかというような見方もありますけれども、そういったことがありますので、総合計画に入れていただく中で、もうひとつ提案なのは、その後継承ができるような、やはり目標設定する以上はですね、結果どうやったのかと、やはり年々継承していただいてですね、そういう施策をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして「8020運動」の件ですけれども、本年3月の会議には教育委員会並びに当時の健康・長寿課長、現総務課長も出席をされておまして、平成17年度の数字を突きつけられてですね、非常に熊野市側としては嫌な数字を見せられて、非常に近隣市町村と比べても悪い、悪いと言われて肩身を狭くして、何かその数字だけを見ると、健康・長寿課長も見られたと思うんですけども、近隣の町と比べてもですね、非常に施策、これだけを取るとですね、何もしてないからこういう状況じゃないかというようなことで、ちょっと憤慨を教育委員会も健康・長寿課もされたのかなと。

ただ、現状実際17年度だけを抽出するとこういう結果やったということなんですね。名前言いませんけども、近隣見るとね、ここが埋まってあると一生懸命取り組んでおるかなというふうに見えますもんで、是非ですね、取り組みをしていないと私は言っていませんし、していただいとるんで、是非していただいとることはしっかり書いていただいでですね、アピールをしていただきたいなというふう思うんですけども、実際、さきほどの答弁でいきますと目標値はクリアをしとるよということなんんですけども、ただ心配なのは、虫歯の多いは多いんですね。ところが医者にかかってないという現状もありますので。もう一つお聞きしたいんですが、さきほども妊産婦から乳幼児にかけてというお話がありましたけれども、妊娠中ですね歯科、妊婦の歯科健診についてなんですけども、妊娠中はですね、つわりなどの影響で食生活が乱れ、口腔ケアが行き届かなくなると、そうしますと歯周病に感染して血液中で増えるサイトカインという物質が早産を誘発するというふうに言われております。

最近の研究結果では、歯周病にかかった妊婦の早産率は、そうでない妊婦の約5倍になるというような報告も聞いております。妊婦の歯科健診、市町の単費事業だと思うんですけども、今後していただく予定があるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（大江文章君） 今、議員がご指摘の妊娠期における歯科健診につきましてですが、今、ご説明のありましたように妊娠中の口腔の状態が非常にきれいにするということが大切だということ、大変重要であると思っております。

妊娠期における予防対策につきましては、母子手帳交付時やパパ・ママ教室等を通じましてお母さんの虫歯菌を少なくして、赤ちゃんへの感染を防ぐためにも、妊娠中から意識して歯を磨き、食生活に気をつけてもらいますよう、歯科保健推進事業計画に基づいて保健指導で対応してまいりたいと思っております。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） 課長、昨年2月ですか、妊産婦のための食生活指針というのが発表されていると思うんですけども、普及啓発をしていただきたいということと、食育のはじめにまず口から入るものですから、歯の大切さを学ぶことが非常に大事であるということで、子どもが生まれてからでは遅いというような意見もございまして、これ妊婦の歯科健診に助成しておる自治体も中にあるわけですけれども、当市でもやるとしたらどれぐらいの予算がかかるかというようなことはおわかりになりますか。

○議長（樋口雄史君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（大江文章君） ちょっと申し訳ございません。今、資料がですね、持ち合わせておりませんので、また改めてご説明させていただきます。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） わかりました。またお願いいたします。

答弁続けていただきましたけども、私の質問順番でちょっと再質問させていただきたいと思っておりますけども、教育長にお聞きをいたします。

食の充実に関して、そういう指導に関してですね、大変にそういう指導、学校教育の必要不可欠な要因であると、教育長もご存じのように以前の学校というのは教えることを中心としてきた。ところが新学習指導要綱では自ら学び、自ら考える力の育成をしていくと、児童・生徒に生きる力を持った、そういう人間を育てていくということでありませぬ。

そうならばですね、本当に我々もあらゆる教育資源を最大限に活用をして学校教育を行っていくと、食育運動に関してもそういうふうなことで、県のことでも県外のことでも栄養教諭に対して是非協力的に、熊野市に一人もいないということですのでお願いをしたいなと思っております。

そういう中で、教育長もご存じだと思うんですけども、こういうパンフレットがありますよね。『めざせ元気な三重の子』食育に関していろいろ縷々書かれておるわけなんですけども、こういったものも是非活用をしていただきたいなということで、私もアンケートを取ったり聞いた限りですね、旧紀和の保護者の方は「見てます」と「聞いてます」と、ところがうちの海岸部のほうへ行きますと、その方々がたまたま見てなかったんかも知りませぬけども、「知らない」という方が非常に多くて、一部生徒数の少ないところには配って多いところには配ってないんじゃないかなというような危惧もされるんですけども、それともう一つは市内でも県外の学校へ通われておる方おりますね。熊野市に住民票あります。熊野市在住です、学校だけ県外です。そういった方にもですね、是非行き渡るようなことをしていただき

たいですけど、この辺いかがですか。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 議員、今示していただきました『めざせ元気な三重の子』これ確か平成19年の1月に三重県教育委員会が作成したパンフレットでございまして、記録を調べましたところ、2月に全校に配付をいたしまして児童一人ひとり全部、それを家に持って帰ってちゃんと親に説明したかどうか、そこまで調査はしておりませんが、配付をいたしておることはすべてに配付をいたしました。

それで県外に通学している児童に対して、このパンフレットが行き渡っているかどうかということでございますけども、確認はしておりませんがおそらく行き渡ってないだろうと思います。これはすべてのことにおいて、学校を通じて何かものが流れる場合には当てはまることなんですけども、今後いろんな市の教育だけでなしに、いろんな情報も含めてですね、そういう県外に通学している子どもに対しては、実は三重県ではこういうことをやっているというふうなことを、何らかの手段を講じて行き渡るようにしたいとこのように考えます。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） 大変に由々しき問題やと思います。何人かの方の一部から本当にそういう意見が、まさか「広報くまの」が行ってないことないでしょうけども、やっぱり学校を通じて、その三重県熊野市に在住しているわけですから、是非その辺ですね、お願いをしたいなと思います。これまで全く行ってない、やっぱりその我々の熊野市のね、せっかくやっただいておるいろいろな取り組みが本人たちに知らされないというのは、大変重要な問題だと思いますのでよろしく願いいたします。

給食に関してですけども、地元食材がかなりの高い比率で使われておると、これをですねなかなか実感するのは我々保護者側としてなかなか難しいところがあります。そういう中で市内4校の献立表をちょっと見せていただきました。そういう中で本当に健康・長寿課でもですね、こういった野菜・果物・脂質という良いものをつくっていただいてまして、これに準じたりとかですね、いろいろと食育に沿って献立をつくっていただいているなというふうに感心しておるんですけども、あえて言わせていただければですね、入鹿中学校ですかね、非常に良くできておまして、栄養価、カロリー、タンパク、脂肪、カルシウムと、ここまで書いていただいておりますと、そのほかの学校も熱量になる食材だとか、さまざまこう分けて書いていただいておりますと、どういうものを子どもが食べておるか非常にわかるんです

けども、是非こういうことでできればですね、地元食材がどのぐらい使われていますよとか、保護者への啓発にもなると思いますし、また農家の皆さんへの力強い支援にもなるかと思えますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

そこでちょっとですね、農業振興課長にちょっとお聞きたいんですけども、熊野市におきましては、体験学習を通してですね、地産地消、食育に関してのさまざまな事業をしていただいております。大変に感謝をいたします。給食にですね、もっと地元産品を活用していただいたら大変に地域に貢献する。また活性化をすることになるというふうにもこのように思ひわけであります。さきほどの食育推進基本計画の中にもこのようにあります。「生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」というふうにあるんですけども、この中に生産者と消費者との顔を見える関係の構築というのがうたわれております。さらに申しますと、農林漁業者による食育推進もこの計画の中には盛り込まれております。

本年度の予算ですけども、かなり農林水産省の食育関連でも9億8,000万円、地産地消に7億9,400万円とこう付いております。交付金等々の話もあると思うんですけども、是非、食育推進に農業振興課におきましてもですね、取り組みをしていただきたいなというふうに思ひますけども、この点いかがでしょう。

○議長（樋口雄史君） 農業振興課長。

○農業振興課長（土口直洋君） 地産地消の取り組みにつきましては、16年から18年度にかけて取り組みをしてまいりました。その中でさきほど言われましたように生産者との関係、かわりを持った取り組みはすでにやっております。例えば高菜栽培をやって、その高菜漬け、おにぎりをつくっていくという取り組み、これは農業者とやっておりますし、また海岸部ではサンマの干物づくりとか、タイの刺身料理等々で取り組みをしてございます。

今、予算のほうのお話が出ておりましたけれども、予算につきましては国レベルでの予算ということで、非常に大きな金額が今お示しをされておりますけれども、今のところ市町村については具体的なものがまだ下りてきておりませんので、できるだけ速やかに情報を収集しながらその取り組むべきところは取り組みを検討させていただきたいと、このように思ひております。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） 農業振興課長もご存じやと思うんですけども、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これが聞くとおるところによりますと市町村へ直接助成というような話も聞いておりますので、是非、獲得していただいて食育の推進を強力的にさせていただきたいと思ひます。

います。

こういった事業、今言ったようなその観点からですね教育長、文科省だけじゃないんですわ。農林水産省、内閣府、厚生労働省でも予算を増額して食育を推進していくというふうに言われております。さきほどその顔が見えるその関係の構築ということを行ったんですけども、是非、市のゲストティーチャーとかですね、県のコミュニティーチャーとか一部行われておりますけども、是非食育推進という観点からですね、料理を一緒につくるのももちろんこれも食育なんですけども、それが食育なんだよという定義をしっかりといただいて、例えば漁師さんに学校へ来てもうて話をしてもらう、こういうこともできるわけですね。本当に人間の脳というのは8歳から10歳の間に発達するというふうに行われておりますし、体育と同じぐらい子どもの成長に欠かせない学校での食育授業というふうに行われております。こういった例えば漁師さんに来ていただくとか、こういったことは教育長可能でしょうか。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 調理体験活動として、ある海岸部の小学校の事例でございますけれども、食への関心は自ら能動的に動いてこそ高められるという考えのもとにですね、学年の発達段階に応じた調理体験活動を推進をすでにしております。具体的には地元の食材を使った調理の基本、例えば魚の三枚おろしをマスターさせたり、あるいはその技能を生かして鯛飯をつくったり、あるいは郷土食に、これを言えば地域がわかってしまいますけども、こけらずし（エゴマ）等を継承させたり、さらにエゴマを栽培させたり、こけらずしの調べとか、3世代の調理講習会を開いたり、それと給食の試食会、それにサンマの丸干しづくりの体験を行ったり、こういう体験活動を通じて地元と一体となって、食育に努めておるところでございます。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） わかりました。もう一点、教育長にお聞きをしたいと思います。

さきほどですね、給食に関しましてアレルギーの話が出ましたけれども、県内の給食実施の公立の小中学校の7割以上で食物アレルギーの子どもが在籍しておると、医師から食物アレルギーと診断された児童・生徒は404校に2,496人、原因の食品は鶏卵805人、蕎麦469人、落花生121人など、約61%の1,532人が皮膚や粘膜への炎症に悩まされておると、そういう結果が出ておりますけれども、本市におきまして給食におけるですね、この食物アレルギーのマニュアルがあるのかないのか、お聞かせください。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） ちょっとマニュアルまで目を通しておりませんが、すでに小学校では各自の給食するにあたってですね、この児童は卵のアレルギーがあるとか、あるいは牛乳があるとか、そういうアレルギーを全部調べまして、事前にその児童に特別というわけではありませんけれども、代替食品で賄ったりということはすでに行っております。

○議長（樋口雄史君） 5番。

○5番（下田克彦君） 教育長、是非ですね、事故が起きてないからいいのではなくてですね、是非きちんと認識だけではなくですね、形としてとどめて取り組みをしていただきたいというふうに思います。

今言われましたけれども、私食生活というのはもう本当にですね、もはや個人の問題ではない。食べ物と健康に関する正しい知識の普及というのはですね、本当にさきほど一番最初に申しましたように、そういう観点から本当に栄養教諭というのは、もう必要不可欠だというふうに思いますし、栄養教諭育成講習事業というのもあると思いますので、強力に県へ再度要望していただくことを何遍も申し訳ございますせんが、お願いをしたいなというふうに思います。

申し訳ございません。また健康・長寿課に戻りますけれども、条例の制定につきまして再三総合計画に盛り込むということでございますけれども、医療費抑制の話も課長からもしていただきました。国民医療費の将来推計ですけれども、今言われておりますのは一つは高齢化と、もう一つは医療技術の高度化ということで、日本国の医療費が現在30兆強から2015年には49兆円、2025年には69兆円に増加するとも予測をされておると、そのうち老人医療費が2015年で20兆円、2025年で34兆円を占めて、将来的には国民医療費の約半分が老人医療費となる見込みだと言われております。

この医療費の一定割合は申すまでもなく税金で賄われます。これもしですね、この推計どおりに医療費が増加するならば、本市においても過重な財政負担に苦しむと、給付もさることながら現役世代の負担も大変に多くなると、苦しむことになると思いますので、そういう意味からも予防重視への転換というのは喫緊の課題だなというふうに思います。全国的に見ましても条例制定しているというところは少ないんですけども、福岡県の筑後市とか、佐賀県の伊万里市とか、青森県の津軽市とか条例を制定しております。さきほど来から何遍も申しておりますけれども、食にかかわる問題でですね、これももちろん家庭にも本当にしっかり我々もやっていかなあかんのですけれども、食べるという個人の行為というふうに考えてしまいますとですね、非常に問題の解決は全く図れないというふうに思いますので、是非、食を

通して人を育てるという観点でお願いしたいなあというふうに思います。

昨日もですね、少子化対策につきましていろいろな質問、答弁等がございました。そういった中で今日もそうですけれども、非常に近年やはり河上市長になってから各課の横断的な議論がされておるなということは、ものすごい我々も実感をし評価をするところなんですけれども、一度こう開いた道はですね、是非踏み固めていただきたいなど、そうしませんと雑草に覆われてですね、いつか元に戻ってしまいますので、是非開いた道というのは踏み固めて改革を止めることなくやっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問終わらせていただきます。以上です。

○議長（樋口雄史君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 10時 59分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（樋口雄史君） 一般質問を続行いたします。

4番 山田実君。

（4番 山田 実君 登壇）

○4番（山田 実君） それでは、この一般質問の最後の質問者となりまして、大変お疲れのところだと思いますが、最後までお付き合い願います。

それでは私、通告書に従いまして、3点ほどお聞きいたします。1点目の紀南中核的交流施設整備について、本市のかかわり方について聞いていきたいと思います。今、私たちの市町を取り巻く状況は、皆さんもご存じのとおり大変に厳しくなっています。例えば介護保険制度、国民健康制度、医療制度、税制、これらすべてが改悪に次ぐ改悪をされた結果、私たちの暮らしは根底から揺るがされています。特にこの6月から引き上げられた住民税の大幅値上げは、今現在の暮らしをどうしたらいいのかという状況にまで私たちを締めつけています。また、役場自体も国の財政締めつけによって厳しい財政運営を余儀なくされている状況ではないでしょうか。

このような中で、今ますます大切になっているのは国の悪政から住民の命と暮らしを守る砦としての政治の役割が必要ではないでしょうか。特に税金の問題は深刻です。毎日税の無

駄づかいについてさまざまな報道が行われていますが、現在のような状況だからこそ限られた地方財源の中で、住民の暮らしを守るためにお金を使っていかなければなりません。

さて皆さんもご存じのように、紀南中核的交流施設整備において、30億円もの大切な県民の税金が投入されようとしております。そしてこの事業費の1割を熊野市・御浜町・紀宝町で負担し、その負担割の内訳が発表され、その中身が熊野市80%、御浜町13%、紀宝町7%とあるが、この根拠はどこにあるのかお聞かせください。

この事業で県と市、町で建てる20数億円の施設が県民のものではなく、エムアンドエムに譲渡すると聞きますが、本当なのでしょうかお聞かせください。また30億円をかけたこの事業で地域は本当に活性化するのでしょうか、県の説明ではこれだけ多額の税金を投入しながら正社員として雇用されるのはわずかに9人、またパート、アルバイトなどの不安定雇用が39名との説明がありました。今回大幅値上げされる住民税には、県税や市町村民税が含まれています。一営利企業に住民の大切な資産を譲渡するのではなく、市民の皆さんの暮らしが本当に厳しくなっているそのときに、自分たちの納めた税金が自分たちの暮らしを守るために使われるべきではないでしょうか。

二つ目の後期高齢者医療についてお聞かせください。今日の社会の基礎を築いてきたお年寄りの皆さんに対して、大きな影を投げかけています。すでにご存じだと思いますが、来年4月から75歳以上のすべての高齢者の皆さんに対して、新たに後期高齢者医療保険というものがつくられます。現在、子どもたちの扶養家族で社会保険や国保に入っているすべての方をこれらの保険から外し、新しい保険に組み入れ保険料を徴収することになっています。

この新しい保険制度では全国平均で、年間7万4,400円もの保険料が徴収されることが現在すでに明らかになっています。またこの後期高齢者医療保険は、介護保険料と合わせて年金受給者から強制的に徴収する計画になっています。この地域の年金暮らしの皆さんの1ヶ月の平均年金受給額は4万数千円だと聞いております。値上げされた介護保険料だけではなく、この新たな医療保険料が合わせて年金から天引きされるようになれば、年金暮らしの高齢者は一体どうやって生活していけばいいのでしょうか。しかも万が一、保険料を一定期間滞納することになれば保険証が取り上げられ、全額自費で医者にかからなければなりません。全国でも当市は高齢人口の割合が大きく、来年4月から後期高齢医療制度が実施されれば、対象となる人たちの負担が増えるのではないのでしょうか。

ここで4つほどお聞きします。後期高齢者医療制度の内容についてお聞かせください。

2つ目に、後期高齢者医療保険料は国の平均で7万4,400円と試算されていますが、本市

において試算はされているのか、お聞かせください。

3つ目に、制度実施までに1年もありませんが、周知はなされているのでしょうか。また今度どのように周知していくのかお聞かせください。

4つ目に、三重県後期高齢者医療広域連合への負担金は622万円となっていますが、今後これらの負担金はどのように推移していくのかお聞かせください。

3つ目の食育基本法についてですが、さきほど午前中5番議員が質問していましたので、重複するところもあると思いますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。今、小中学校生の4割が子どもだけで朝食をとっているそうです。特に小学生で増えています。1年から3年の低学年で1993年の27.4%から、2005年の40.9%へ、高学年で同じく32.6から40.3%へ、また低学年で13.5%が一人ぼっちで、そして27.4%が兄弟姉妹で食べています。栄養の偏りなど心配されますが、寂しい風景であります。

西欧の古い言葉で、「人が何を食べているかより、誰と食べているかを見ることだ」という言葉があります。まさしく今日にも通用するのではないのでしょうか。親も子も望んで個食にしているはずはありません。しかし、小学生の親と言えば大体が30代の親御さんではないのでしょうか。2006年度過労や仕事のストレスで精神障害の労働災害と認められた205人のうち、最も多かったのは30代の83人との報告もあります。この数字は氷山の一角に過ぎません。ここで、現在における子どもたちの食問題について、教育長のお考えをお聞かせください。壇上からの質問は以上です。

○議長（樋口雄史君） 1番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 中田裕三君 登壇）

○市長公室長（中田裕三君） 山田議員ご質問のうち、1点目の紀南中核的交流施設整備事業につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、本事業の基本的な枠組みについて申し上げますと、施設は紀南地域全体の集客交流の拠点として整備され、地元の人々との交流を進めるなどの滞在型の集客交流拠点施設として、熊野古道をはじめとした地域資源とともに地域の魅力と集客力を高め、訪問客を受け入れることにより地域製品の消費、販売などを通じて、経済的なメリットと雇用を生み出し、なおかつ開業による雇用創出とあわせて地域全体を活性化することを目指しております。

しかしながら、本地方は大都市圏から遠いなど不利な条件にあり、施設整備や土地購入などのイニシャルコストを民間業者が負担することは、採算面から非常に厳しいと判断されま

す。このためイニシャルコストにかかる費用は行政が財政支援し、事業運営については民間業者の責任と判断のもと独立採算制としております。

本市の本事業に対するかかわりにつきましては、本事業が三重県の紀南地域の振興策に基づき進められ、具体化されるにあたっては内容と規模や中心となる場所等について、県がパブリックコメントの公募を行うと同時に、紀南地方の方々や地元3市町をはじめとして、さまざまな方々のご意見を伺いながら、県を中心に前述の基本的な考え方をまとめてまいりました。この間も市といたしましては、重大な関心をもって本事業に挑んでまいりました。そして行政の支援といたしまして、県が用地を無償貸与するほか、施設の整備事業費を30億円とし、その10分の9を県が補助すること、10分の1を地元の熊野市・御浜町・紀宝町が補助することが合意されました。

事業者の選定につきましては学識経験者や財務、集客等の専門家に加えて、地元からは紀南地域振興協議会が市町を代表する形で参加し、公正で透明性の高い事業者選定委員会が組織されました。厳正な審査の結果、第二次審査で重視しました事業の安定性、確実生、健全性について評価が高かったのが株式会社エムアンドエムサービスでございます。ただ、委員会としましては地域連携の点でより具体性を求め、事業者が修正を加えながら今年度に入り、地元説明会を通じて具体的な地域連携と商品開発に着手するとともに、施設整備にも着手いたしております。市といたしましても、本事業が当地方の活性化に資するものとして、大きな期待を寄せております。

基本となる事業費は施設整備費、土地造成費、調査設計費、備品類の整備費や開業資金として30億円でございます。これに長期借入にかかる金利を含めたものが補助対象となります。この額の10分の9を県が補助し、10分の1を地元3市町が補助していくことが、さきほど申し上げました当初来の行政支援の枠組みでございます。この10分の1についての熊野市・御浜町・紀宝町の負担割合につきましては、県の提案をもとに紀南3市町で協議を重ねた結果、市町の人口、建設位置の所在市町にかかる面積、施設から3市町の庁舎までの距離等を基準にしまして、熊野市が80%、御浜町が13%、紀宝町が7%とすることで合意決定されております。今後は本施設が当地域に果たす役割を確実に実践し、地域の活性化に資することが重要でございます。そのために県と3市町が協力して補助金交付に際しては、期待する役割が果たされているか十分吟味することが重要と考えております。

いずれにしましても、紀南中核的交流施設は集客交流や雇用などの面で期待ができる整備計画でございまして、今後、県や関係町と協力しながら地域への経済効果がより大きなもの

になるように、また地域の産業や事業との連携が進むように事業者とも連携し、地域住民の皆様と協力しながら、市といたしましても引き続き重大な関心を持ってかかわってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 市長公室長にお聞きします。30億円ということでさきほど長期の利息分という言葉があったんですが、資料では3.869%ということで、総事業費ですね、利息を含めた総事業費はいくらになっていくのかと、これから10年間、熊野市が80%の負担をしていくということで、その80%がいくらになるのか、正確な数字を教えてください。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） まず事業費の対象が30億円でございます、それにプラス借入れに対する金利が3.869%でございます、補助対象の総事業費としましては35億9,000万円でございます。そのうちで熊野市の分ですね、いわゆる100分の8に相当する額がですね、2億8,720万円でございます。

これはですね、ただしその当初借入のときの3.869%のうちの1.869%というのが基準金利でございます、あと2%というものはスプレッド金利と申しまして、その事業に応じて変動する金利でございます、この2%はただし、今回については2%がアッパーで、これを超えてもその分はもう企業努力でしなさいというふうになってます。ただ1.869%のいわゆる固定金利でございますね。これは18年11月の第二次審査のときの金利でございます、実際借入れるのは21年度でございます。したがって、多少の変動はあると思います。以上です。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 80%、約2,900万円程度というのが1年間で払われていくわけなんです、今、市長公室長が2%、1.869%のその説明をされましたが、2,800万円毎年かかっていくということが、非常に一営利企業に対して非常にどうなのかなあと、さきほどの壇上から言わせてもらいましたように、こんだけ厳しい財政状況の中で、やっぱり一業者ではなく、こう本当に市民が最初という私の思いなんです、そういう立場に立って、また今回この予算を出していくわけなんです、これからもこんだけ出せるのであれば、また違う形で出していただきたいと考えます。

それで公室長に聞きたいんですが、施設整備、いわゆる基盤整備されていきまして、壇上でもちょっと言わせてもらったんですが、エムアンドエムに対して施設を譲渡するという

か、どのような登記になるんでしょうかね、最終的には。この事業の登記される場所という
んか。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） さきほども申しましたように、土地については県の無償貸与で
ございますので、土地については県につきます。そして建物については当然事業者の登記と
なります。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） と言うことは、建物ということですね。この第二次審査のこの資料の
ほうなんですけど、大体20億円ぐらいの施設整備のお金が使われていくわけなんですけど、税
金が使われていくわけなんですけど、これもじゃエムアンドエムにこう提供、無償じゃなくて
もうあげますという、そういう考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） そのとおりでございます、30億円の内訳についてみますとで
すね、まず調査設計費に1億2,000万円、施設整備に、いわゆる基盤整備に要する経費、土
地の造成費でございますね。これで約6億7,000万円、そして施設整備、あるいは備品等に
かかる金額につきましては約20億円、それと開業準備に要する経費としましては約1億円と
いうふうな割り振りになっております。

しかしですね、この補助金につきましては単年度ごとに県と3市町に補助申請を行って
いただいて、実績報告を受けて補助金を交付する形になりますので、特にこう通じた契約とい
うのはまず結びません。

それからですね、平成19・20年度は開業準備について補助いたします。したがって、
これについては元金に対する補助でございます、特に利息に対する補助は現在のところ計
画しておりません。21年度以降30年度までは均等で補助するというふうになっております。

それからですね、途中で事業から撤退する場合の取り扱いについて、補助金については、
以降の補助決定は当然いたしません。また交付済みの補助金につきましては、補助金の交付
規則に従いまして、交付決定の全部または一部を取り消したうえで、補助金返還請求が
できるという仕組みになっております。

それと用地については県が貸与契約の条件としまして、事業用地を途中で辞めた場合
ですね、これは考えられませんが、更地にして県へ返還することといたしております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 事業がもしというお話があったわけなんですけど、更地にして返すという話なんですけど、いわゆる登記が済んでしまって、いわゆるその建物を担保にとか、違う業者にそれを貸すとかいうことはあり得ないんですか。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） あれですね、これは企業同士の話し合いになろうかと思えますけども、その地上権は当然事業者が付くわけですから、民間同士で譲渡するというのも十分に可能性はあるのではなかろうかと思えます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） そういうことがあり得るといいます。今の確認したかったんですが、それでは雇用の話、活性という話で本市が力を入れているという話も今、壇上から聞いたわけなんですけど、県の説明では9名、パート・アルバイトが39名という話なんですけど、実際のところこの9名と39名というのはエムアンドエムのほうから提示されたのか、県のほうが提示したのか。またその正社員はすべて地元雇用なのかというところを、わかりましたら。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） トータルで48名の提案はあくまでこれは企業からの提案でございまして、9名のうち、いわゆるこれは9名は正社員として採用するわけなんですけど、現在のところの提案では9名のうち4名については、やはりプロパーを連れてくるというふうになっております。あとの39名プラス正職員の5名については、極力地元雇用というふうになっております。そして将来につきましては、全員地元で雇用する方針だというふうになっております。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 30億円かけて、この正社員がこんだけ、パートがこんだけと今議論しても始まらないと思うんですが、まずその向こうから4名連れて来られるということで、正社員の方では5名ですか、少ないなというイメージもあるんですけども、営利企業ですから、今、市長公室長も壇上から共存共栄みたなこの地元とのいう話もされておりましたが、やはり営利企業です。また今回は、いわゆる行政側から税金が投入されまして、自分とこからの持ち出しがなく事業が始められると、ということは体力があるということですよ、事業者には、ということは簡保にしても瀬流荘にしても、この地域同じような施設、いわゆる入浴施設があつたり宿泊施設がある。

前日も市長にもお聞きしましたがその宿泊施設、こういう施設が増えればそれだけお客さんが入ってこれますよという話も聞いているわけなんです、やはり弱肉強食の世界じゃないかなと、もしかしたら潰されてしまうんじゃないかなと、体力が弱いところはやっぱり潰れていくんじゃないかという危惧もあるわけです。本当に共存共栄ができるのかどうか、これは大変難しい話だと思います。「できますか」とこちらで質問しても答えようがないと思いますが、地域とのやっぱり関連を密にさせていただくということも大変大事ですし、また一番言いたいことはやはりさきほども言いましたように2億8,720万円、10年間で。年間で2,800万円、何遍も言いますが、一企業に対してこれだけの助成をしていく、昨日、9番議員から乳幼児医療費のこと、市民保険課長が答えていましたが、4歳から6歳までの就学前まで通院を無料に全額補助する520万円ですという話も出てました。

やはり今、住民税がこの6月から上がってきまして、大変厳しくなってきていると、住民市民の皆さん、税務課長、住民税についてなんです、実際のところ上がってますよね。

○議長（樋口雄史君） 税務課長。

○税務課長（和田 仁君） 単純に住民税ということになると上がっていると思いますけども、ただこれは国のほうの三位一体改革に伴うもので税源移譲されておまして、基本的な税の設計上、所得税と住民税と合わせた金額は同じというふうになっておりますので、ただ単に住民税だけを比較すれば増えているということは事実だと思います。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 今もお話ありましように、住民税だけをとらえれば上がっていると、しかしながら、市民の皆さんから「えらく高くなったよ」という声が聞こえてきますし、やはり住民税というのはいろんなところにかかわってきます。住民税が増えるということは、やはり市のほうに税金が入ってくると、その税金をどう使っていくか、市長、本当に市民の負担が増えていく中で、福祉や教育に使うことも是非考えていただきたいなど、今このエムアンドエムにこういう助成をするけど、やはりこういう教育や福祉の部分にもこういったお金を使っていきますよというような気持ちがあれば、きちっとお答え願いたいんですが。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 施政方針で示しているとおりでございます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） はい、少子化対策にも力を入れていくという施政方針がありましたの

で、是非とも昨日9番議員から質問があったときに、もう一度言いますが、520万円あればできると、4分の1です。年間で2,800万円と考えたら。是非考えていただきたいと思えます。

この中核について、私は今回趣旨としましては事業が良いのか悪いのかというよりも、一業者に対してこれだけの大きなお金が投入されていくということ、全国各地で大変生活が大変になっている、給料も上がらない、税源移譲して地方に権限が持たされると言いながら、地方の自治体は厳しくなっている。本当に大変な中だからこそ目を向ける場所を市民が一番という立場で考えていただきたいと思えます。この項につきましては以上です。

○議長（樋口雄史君） 2番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 山本達由君 登壇）

○市民保険課長（山本達由君） 山田議員のご質問のうち、2番目の「後期高齢者医療について」につきまして、お答え申し上げます。

まず制度についてご説明申し上げます。平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方を対象とする独立した医療制度でございます。後期高齢者の方は今までそれぞれの医療保険に加入したうえで、市が行う老人保健に加入しておりましたが、新たな後期高齢者医療制度に加入し、1枚の保険証で医療機関にかかることとなります。なお、窓口での負担割合等は現行の老人保健制度と同じでございます。

制度の運営は、三重県内のすべての市町が加入する三重県後期高齢者医療広域連合が実施主体となり、財政運営、被保険者の資格管理認定、被保険者の交付、保険料の賦課、医療給付費等の事務を行います。また市町においては各種届出や申請等の窓口業務や、保険料の徴収事務を行うことになっております。

次に保険料につきましてご説明申し上げます。議員ご指摘のとおり国の試算によりますと、全国平均で年間7万4,400円、1ヶ月当たり6,200円となるとされておりますが、この額は軽減措置が含まれておりませんので、軽減を含めた平均はこの額を下回るのではないかと考えております。また基礎年金受給の方の保険料につきましては1ヶ月当たり900円、一定の所得のある子どもと同居する方で、基礎年金受給の方の保険料につきましては1ヶ月当たり3,100円とそれぞれ試算されております。

ただ申し上げた金額は国が試算した全国平均値でございます。三重県では独自に保険料が設定されるため、保険料が平均いくらになるかは今後の広域連合の試算を待つ必要があります。

すので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新しい保険料の賦課につきましては、国民健康保険税の方式から世帯割と資産割を除いたものでございます。所得割の算定対象所得は国民健康保険税と同じく、基礎控除後の総所得金額等となっております。軽減措置につきましては、世帯の所得水準に応じて一定の計算に基づき、保険料の均等割部分の軽減措置があります。また後期高齢者医療制度加入前に健康保健の被扶養者として保険料を負担してこなかった方につきましては、激変緩和の観点から制度に加入したときから2年間、保険料の均等割部分の軽減措置があります。保険料の徴収につきましては、原則として年額18万円以上の年金受給者の方は年金から特別徴収されます。特別徴収されない方につきましては、口座振込等の方法により市に納めていただきます。

議員お尋ねの移行に伴う保険料の変動につきまして申し上げますと、現在、国民健康保険に加入している後期高齢者のみの世帯の方は、国民健康保険税に代わって新たに後期高齢者医療制度の保険料をご負担いただくこととなります。また後期高齢者が含まれている世帯の方は国民健康保険税が減額され、後期高齢者医療制度の保険料をご負担いただくこととなります。夫婦で夫が75歳、妻が70歳というような場合がこれに当てはまります。

現在、後期高齢者のみの世帯で資産割が多くかかっている方は、国民健康保険税から後期高齢者医療制度の保険料に移行することにより負担が減ると考えられます。また一定の所得のある子どもと同居する後期高齢者の方で資産割のない方につきましては、負担が増える場合もあるかと考えられます。このように世帯の状況によりまして、負担が増える方も減る方もあるわけでございます。一方、健康保険等の被扶養者として加入されていた方につきましては、さきほども申し上げました激変緩和措置があるとは言うものの、新しい保険料が負担増となります。

いずれにいたしましても、均等割額や所得割の率が決まっていない現時点では、正確なことは申し上げることができない状況でございます。保険料率等につきましては11月ごろ広域連合の議会において決定される予定となっておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に議員ご指摘の市民の皆さんへの後期高齢者医療制度の周知方法につきましては、現在、本市のホームページに三重県後期高齢者医療広域連合のホームページをリンクさせており、今後は広報くまの等でお知らせしたいと考えております。また広域連合への負担金につきましては、議員ご指摘のとおり19年度予算におきまして 622万 3,000円となっております、内訳は高齢者人口割 318万 5,859円、人口割 181万 3,662円、均等割 122万 2,566円となっ

ております。この負担金につきましては来年度の制度施行に伴いまして、おそらく上がっていくことが予想されておりますが、金額については今のところお示しできる状況ではないことをご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） それではちょっと順を追ってお聞きしていきたいと思います。

さきほど広域連合のことで11月にならなければちょっと試算しづらいというようなお話があったんですが、今現在ですね、75歳以上の老人保健の該当者は何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 65歳以上の一定の障害者を含めまして、5月末現在で4,178人でございます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 65歳以上の一定の障害者ということは、障害を含めた、障害者を含めたということなので、65歳のその方もこれにかかってくるということによろしいわけですね。

ではこの75歳、この後期高齢者医療制度が始まる中で、さきほど市民保険課長が11月にならなければ試算ができないという話なんですけど、本当にそれが出てこない限り大卒な試算というのはできないんですか、周知するためにもそういう試算はできないんでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 保険料率等につきましては、11月ごろ広域連合の議会において決定される予定となっております、それ以降になると考えられます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） この後期高齢者医療はもう昨年6月に私一般質問で取り上げ、時間切れで再質問もできなかったわけなんですけど、もう去年からこの話は出てました。もう1年経ちまして、制度実施がもう1年ないところに来ています。そんな状態の中で、本当に制度が進んでいって大丈夫なんかないという不安もあるわけなんですけど、確か市長はこの広域連合の議員であるわけですから、早急にこの11月にわかるということなんですけど、できるだけ早く試算できるように、広域連合に伝えていただきたいんですが、市長どうでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 前倒しができるかどうか、判断をしたうえで考えたいと思います。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 是非、本制度実施まで1年ないんで、早急にそういう各自治体が多分困っておると思います。特に担当職員が困っていると思います。是非すぐに試算できるような方向に持っていけるように、よろしく願い申し上げます。

それですね、あと1年ないという話なんで周知徹底、これも大変やと思います。まして試算ができてない状況で周知させるていうのは、さらに難しいことやと思うんですが、後期高齢者医療制度が始まりますよという、さきほど広報にも載せていきますということやったんですが、ホームページに実際載せたときに、この対象者が高齢者の方、コンピューターとかインターネットをされている方もおりますが、本当に少ない率やと思います。本当にこれから対象となる方、そしてこれから対象者になる75歳を迎える方に周知していくためにも、どのような方法がとれるんか、考えておられるのか、市民保険課長。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 毎年9月に国民健康保険被保険者証を送付しておりますが、今年はその中に制度の説明を折り込んだ資料を送付する予定でございます。そのほか国保小冊子への後期高齢者医療制度の紹介、リーフレット、パンフレット、またポスター、あるいは県政だよりというような、そのような小冊子、パンフレット等で市民の皆さんに十分お知らせとご説明をしていきたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 是非、周知徹底、そして高齢者の方なんで文字を少し大きくして、見やすくしてあげれるようによろしく願いを申し上げます。

それとここで少し確認したいんですが、この制度が実施されて、新しい保険制度に組み込まれるということなんですが、例えば社会保険で扶養になっていたお父さんお母さんが、まあいうたら外されるということですよ。と言うことは、その人は負担増になるという考え方でよろしいんでしょうか、どうでしょうか、市民保険課長。

○議長（樋口雄史君） 市民保険課長。

○市民保険課長（山本達由君） 社会保険の被扶養者の方につきましては、新たに後期高齢者医療の制度に入りますので、新たに保険料がかかります。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） それでは国保については、さきほどいろんなモデルケースがあるので試算できない。これは11月にならんとわからんということですね、それでよろしいですね。

市長、市長のところのご両親は今おいくつなのか、ちょっと私知らないんですが、市長は社会保険か何かに参加、お父さんやお母さんを扶養されているのでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 個人的なことですので、差し控えさせていただきます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 失礼しました。もし扶養されていたのであれば、お父さんお母さんが負担増になっていくんじゃないかと、この後期高齢者医療制度広域連合になるということで、介護保険等と比較するわけにはいかないわけなんです、やはり介護保険制度も実施されて2年後には破綻、もうやっていけないということで大変いろんな諸問題多々出てきてまして保険料が上がっていく、そういう問題も多々出てきております。是非とも広域連合の議員であります市長、この地域の実情を是非とも三重県広域連合でしっかりと、この地域の皆さんが負担にならないような方向で努力していただきたいと思います。この項はこれで終わります。

○議長（樋口雄史君） 3番目の項目について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 山田議員の3番目のご質問にお答えいたします。

さきほど下田議員にお答えした内容と重複するところがありますが、ご了解をいただきたいと存じます。

近年の社会の急激な変化の中で、食生活を取り巻く環境も大きく変化してきております。私どもが子どものころにはなかった食べ物や横文字の食品があふれております。こうした中で、児童・生徒の食生活の現状をみますと、朝食をとれなかったり、あるいはとらなかったり、偏った栄養の摂取であったり、食生活の乱れが指摘されておりますし、それが基本的な生活習慣の形成や学習に悪影響を及ぼしていると言われております。

肥満傾向や生活習慣病の低年齢化も増加する傾向にあるとの報告もあります。またやせた体型への憧れもあり、大きな健康問題となっております。食そのものの問題ではありませんが、児童・生徒が一人で食事をとる個食の問題も指摘されております。また一方では、食品そのものの安全性も問われておりますし、伝統的な食文化の継承も失われつつあります。

特に成長期にある児童・生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものです。知育・徳育・体育の基礎をなすものと言って良いと思います。子どもは10年もすれば大人になります。特に食習慣がすり込まれる時期は、11歳から12歳ごろと言われてお

りまして、子どものころに身についた食習慣を大人になってから改めることは難しいものがございます。つまり、成長期にある児童・生徒への食育は健やかな心身の成長や人格の形成に大きな影響を与える重要なものと認識をしております。

食に関する問題は第一義的には言うまでもなく、家庭が中心となって子どもに指導を行うものと考えます。しかし、食生活の多様化が進む中で食に関する情報の氾濫や、安全性の問題など、家庭だけでは十分な知識に基づく指導を行うことが困難な状況もあることも事実です。こうした状況を踏まえ、子どもの食生活については家庭・学校・地域、そして行政も含めて連携し、次代を担う子どもの食環境の改善に努めることが必要と考えます。

中でも学校では食育が国民的な課題となっている今日、学校給食の教育的な役割も改めて見直すとともに、学校の教育活動全体による食に関する指導を進めていくことが重要であり、児童・生徒の実態、家庭の地域の実態を踏まえて、知識だけでなくさまざまな体験をさせながら食に関する指導を行うことによって、食に関する知識や食を選択する力、望ましい食習慣を家庭や地域と連携しながら身につけさせ、健全な食生活を実践することができる力をつけてもらいたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） この食育につきましては、午前中の下田議員のほうからありましたので、深く突っ込んでいくことはないんですが、学校教育という場面におきまして、ここに限定させていただきます。

さきほど教育長が給食の中での食育、これが重要になってきていると再認識しているということをお聞きしたので、私としては嬉しいなど、やはり前回ですね、給食のことでは家庭が問題だという話をされたんですが、やはり今、家庭そして教育現場、で行政が何ができるんかというこのこと、食育というのは教育だけじゃない。本当に農林水産業、すべての課が考えていかなければならないことだと思います。

さきほど給食で地元産品を使って、目の見える、見える食育ですか、というお話も聞いてましたので、やはり給食という、給食だけにかかわらずそういう場で、それが本当に子どもたちが一番実感できるわけじゃないですか、食べるという、口に入るといことで、味がわかり、歯ごたえがあり、これはどこでとれたのか、地元なのか海外なのか。その中で先生といろんな話ができたり、友達と話ができたり、本当にいい社会現場やと思うんですね、給食というのは。

私、この食育の推進、とにかく教育現場において、今以上に進めていただきたいとこう考

えます。教育長に一つだけ聞きたいのが、学校給食の充実というのを上げられているんですね、基本法の中にも。是非とも中学校給食の話で言えば、入鹿中学校の話が出てきました。献立が非常にいいと、中学校給食やっているところあります。やられてない未実施のところはほとんどです。1校でも増やせるような努力、そこで食育の授業ができたりとか、そういうこともいいことだと思いますんで、そういうところまた検討できるのかどうか、考えられるのかどうか、一回お聞かせください。

○議長（樋口雄史君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） まず人を良くすると書いて、食という字です。今、問題となっている食生活の乱れ、これは人を悪くすると書いて食と読まなければいけないほど、食生活の乱れがございます。ある暴走族の食生活を調べた研究発表がありましたけれども、主食はハンバーガーとか焼きそば、そしてそうしたファーストフードで、飲み物と言えばコーラとかジュース、こういった結果が出ております。これだけを、こういった食事をしていれば必ず暴走族になるかというところでもないですけども、暴走族をやっているからこういう食べ方しかできないと私は思っています。

さきほど教育の中でいろんなことを教えると、例えば我々小さいときは米と書いて、これは八十八と書いて米だと、これは当時はお百姓さんと言ってましたけれども、農家の人が88回も手入れして丹精込めてつくった米だけから大事に食べなきゃいけないというふうなことも教わりました。我々小学校のときは弁当箱でした。まず弁当箱の蓋の裏についた飯粒をまず拾ってから食べなさいと、先生はコツコツ歩きながら『おっ杉松君、山のもの入っているな おっ畑の、おっ今日は海のもの入っているなと』褒めてくれました。そういうことで育つかわかりませんが、栄養のバランスこれも先生は考えていたんじゃないかと思っています。

そういうところで学校給食のお話がありましたけれども入鹿中学校、それから神上小中学校、これはそれぞれの歴史がありまして、昭和40年代からこの2校だけが学校給食を続けている現状がございます。これを1校でも増やせるかどうかということがございますけれども、将来的にですね、小中連携校といった形で同じ建物の中に小学生・中学生が、もし学ぶようなことがあればですね、これは中学校だからやらないとか、そういうことにはならないんじゃないかと、小学生に同じ建物の中で小学生だけ食べさせて中学生は食べさせないとはいきませんので、これはひとつ一考する価値があるというふうに考えております。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） もう時間も大変迫ってきましたので、本当に給食給食と言うて大変申

し訳ないんですが、給食やってほしいのが僕の思いなんですけども、これ本当に食育という、僕らでもそうです。美味しいものを食べて感動する。どこでとれたのか、やっぱり考えます。そういうことを小さいときから、やっぱりそういう話題があったり、そして私壇上でも言いましたが、何を食べているよりも、誰と何を食べている。会話がある食事って大変美味しいと思います。

食育って本当に人を育てる。心身をつくる大事なことだと思いますんで、さきほど教育長言いましたように、もし小学校・中学校が一つになってそういうまた給食をする。そういう方向性もありますし、また違う、それこそ中学校でやるという方向もある、ない、わかんないですけど、その中で最後に市長公室長にこの食育ということで、さきほど5番議員さんから今月は食育月間だと、19日は食育の日というふうにうたっております。そういうことでこれから広報の中で、例えば食育についてのこう記事を書いたりとかできないものかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） 市の広報で流す記事といたしましては、まず現課からですね、それなりのこれを載せてくださいといった文書をいただきます。そして原案をつくっていただいて、このとおり載せてくださいという記事の掲載依頼に基づいて構成するわけございまして、例えば市民保険課から、あるいは教育委員会からこういったことを載せてくださいと言われましたらですね、それは何月号になるかということは約束できませんが、必要と認めて現課が依頼するわけですから、それにきちっと応じたいと考えます。

○議長（樋口雄史君） 4番。

○4番（山田 実君） 食育については本当に教育長、教育現場という一つの厳然とした部分なんですけど、子どもたちに本当にいい食育というのか、食とはどういうことなのか、生きていくと、人間らしく生きていく、人間とはどうなのかと、そういうこともやっぱり教える場所だと思いますんで、是非とも食育を通じて子どもたちの健全な精神発展のためにも、力を入れて頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（樋口雄史君） これにて本日の日程はすべて終了いたしました。

明22日は午前9時から会議を開き、議案質疑、委員会付託等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 1時 57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成19年6月熊野市議会定例会会議録

平成19年6月22日（金曜日）

第 4 日

招集年月日 平成19年6月11日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成19年6月22日（金）午前 9時 00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防 長	和田 文明 君	市 長 公 室 長	中田 裕三 君
総 務 課 長	城 六男 君	防 災 対 策 推 進 課 長	松下 任克 君
市 民 保 険 課 長	山本 達由 君	税 務 課 長	和田 仁 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	大江 文章 君	環 境 対 策 課 長	奥村 芳信 君
農 業 振 興 課 長	土口 直洋 君	林 業 振 興 課 長	島田 克史 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	山門 正昇 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	奥田 博典 君
建 設 課 長	森本 明 君	地 域 総 合 課 長	星山 政文 君
地 域 振 興 課 長	向山 兼司 君	福 祉 事 務 所 長	岡部 忠澄 君
会 計 課 長	柳本 秀和 君	水 道 課 長	鈴木 衛 君
教 育 長	杉松 道之 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	城 六男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	南 佳寿 君	監 査 委 員 事 務 局 長	原田 葉子 さん

職務の為出席者

事 務 局 長	岡本 憲明 君	次 長	西岡 久典 君
議 事 係 長	山口 耕作 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん

議事日程

日程第1 議案の訂正について

[質疑、委員会付託]

日程第2 議案第1号 熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第3 議案第2号 熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第5 議案第4号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程第6 議案第5号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第7 議案第6号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

日程第8 議案第7号 熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案

日程第9 議案第8号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

日程第10 議案第9号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案

日程第11 議案第10号 紀南社会福祉施設組合理約の変更に関する協議について

日程第12 議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

[質疑]

日程第13 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第14 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

日程第15 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

日程第16 報告第4号 平成18年度熊野市土地開発公社の決算について

日程第17 報告第5号 平成18年度財団法人紀和町観光開発公社の決算について

日程第18 報告第6号 平成18年度財団法人紀和町ふるさと公社の決算について

日程第19 報告第7号 平成18年度有限会社熊野市観光公社の決算について

[委員会付託]

日程第20 請願の委員会付託について

午前 9時 00分 開議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日、議案の訂正1件が提出されましたので議題といたします。

また、請願1件についても委員会付託を行います。

議案の訂正について

○議長（樋口雄史君） 日程第1 議案の訂正についてを議題といたします。

執行部の内容の説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 城 六男君 登壇）

○総務課長（城 六男君） 今定例会に提出いたしました議案第2号につきまして、記載誤りがありましたので、本日訂正表をお配りさせていただきました。内容の説明をさせていただきます。

議案3ページをご覧ください。議案第2号 熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の改正規定中、別表第2の改正規定が欠落していたため、お手元の訂正表のとおり改正規定を加えるよう訂正するものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案の訂正については承認することに決しました。

（議案第1号～議案第11号）

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第2 議案第1号「熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

17番 今西春由君。

○17番（今西春由君） 簡単な質疑でございますが、今度のこの議案第1号の改正で、別表の南郡・市内というのを近隣町村に幅広めまして、尾鷲市、紀北町、新宮市、那智勝浦町、太地町、上下北山村というような8町村が加入されておりますが、これらを内容をみますとですね、これに付随してその私の考えでは旧本宮町、現在の田辺市本宮町もこれに含まれるんじゃないかと思いますが、そこらの点についてご見解をお願いしたい。

○議長（樋口雄史君） 総務課長。

○総務課長（城 六男君） 今西議員のご質問にお答えします。

日当を支給しない範囲につきましては事務処理の簡素化のため、行政区域単位で設定しております。今回の改正におきましては日当の妥当性と改正することによる経費削減効果を念頭に検討いたしました。ご指摘の本宮町につきましては合併し田辺市となったため、行政区域単位で設定すると田辺市となります。日当を支給しない範囲に旧本宮町の区域を加えても良いのではということに対しましては、平成18年度に旧本宮町への職員出張件数が1件のみであり、旧本宮町を加える必要性はそれほど高くないと考えております。

今後、広域連携の増大等により本宮方面への出張が増える傾向が続けば、行政区域にとられない境界の設定も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○議長（樋口雄史君） 以上をもちまして、通告による議案第1号に関する質疑は終了いたしました。

これにて議案第1号の質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第2号「熊野市委員会の委員等報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

17番 今西春由君。

○17番（今西春由君） これは委員会の委員を委員会条例に適用するのと、またこれは旅費ですけど、市の職員旅費に適用するのと2つに分かれておると思うんです。それでまず、その費用弁償にしろ旅費にしろ、教育委員とか選挙管理委員、公平委員、その他6項目の委員は、現在の委員会条例の適用すると、旅費について。

それでその他の委員については、市の職員の関する条例を適用するということだろうと思うんです。それでなぜこのように委員会を2つにこう分けたのかなと、そのわけをお聞きしたいと思います。私の考えでは月額、年額で報酬を支払われる委員とをこれを別にしたのか、それとも議会で同意を得る委員についてをこういうふうにしたのか、どちらかなと自分なりには思うておるのです。その点をひとつ当局のわけをお願いしたいと思います。

それとですね、私、昨日帰ってから見ておったんですけども、この議案の資料編の2ページにですね、熊野市職員の旅費に関する条例の新旧対照表をもろておるんですけど、それによりますと新しい改正案、現行の改正案も同じですけど、職員の場合は車賃というのがないんですね、車賃。車賃がないということになると、委員の方で職員の旅費規定を適用する意味をおった場合は。

○議長（樋口雄史君） 17番、通告による、今の質疑は通告によっておりませんので、通告による質疑のみを質疑してください。

○17番（今西春由君） そうですか。それやったら何やけども、そこらがね、旅費等の支給規定に該当せんと思うんです、委員の人はね。熊野市の職員旅費で日当がない、車賃がないからね。そこらまわしちょっと私不思議に思うんですけど、その点お願いします。

○議長（樋口雄史君） 通告による執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（城 六男君） 今西議員のご質問にお答えします。

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員、及び監査委員は地方公共団体の執行機関から独立した権限を持ち活動する行政委員会、地方自治法では法律の定めるところにより設置しなければならないと規定されております。これら委員につきましては農業委員会、選挙管理委員会の委員は、選挙により選ばれ、それ以外は市長が選出し、議会の同意で決められます。法律の基に選挙で選出された委員、議会の同意が必要な委員と、市がお願いして就任していただいている委員を区別することは、他市でもすでに実施されているところであり、本市も他市同様に改正するものであります。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） 今、発言中に届出してないということで、発言停止をくろたんですけど、私これとに関係してちょっとお伺いしたいので、発言許してもらえんかいな。通知はしてないんですけど。

○議長（樋口雄史君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時 10分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 13分）

○議長（樋口雄史君） 17番議員の通告による質疑は終了いたしまして、通告以外の質疑を始めます。17番、もう一度質疑を発言してください。

○17番（今西春由君） えらいすみません。ただいま議長に許可いただいたんで、ちょっと関連してになるかも知れませんが、このようにして委員会を2つに分けた場合、委員会委員の報酬費用弁償によっていく委員は、旅費は車代は出ますわな。しかしそれ以外の委員はいくときは熊野市職員の旅費規定を適用するようになっておりますわね、これでいくとね。そうするとこの議案説明資料の中によると、熊野市職員旅費の条例で車賃というのはないんですね。そうすると同じ委員であっても車賃の出る委員と、車賃の出やん委員と出てくるが、そこらはどうやろかということだけお伺いしたいんです。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（城 六男君） 職員の場合ですと、公用車を中心に利用しますので、こうした問

題が発生しないというふうを考えておりますが、委員さんの中で2種類に分かれるとなると、ちょっとそこまでは想定していないということで、後ほど検討させていただきたいと思えます。

○17番（今西春由君） はい、結構です。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 正確にお答え申し上げたいんで、少し時間をいただきたいと思えます。

○議長（樋口雄史君） 再度、暫時休憩いたします。

（午前 9時 15分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 30分）

○議長（樋口雄史君） 議案第2号について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（城 六男君） 大変失礼いたしました。

さきほど委員の中で2種類に分かれまして、その他の委員の車賃についてはどうするのかというご質問でありますけれども、その他の委員につきましては熊野市職員の旅費に準ずるということです。熊野市職員の旅費に関する条例の中の第16条にですね、職員がやむを得ず私有車を使用して旅行した場合の車賃の額は、路程1キロメートルにつき20円とすると、こういう規定がありますので、これを準用するということになります。

○議長（樋口雄史君） 17番。

○17番（今西春由君） それで結構でございます。

○議長（樋口雄史君） これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第4 議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第5 議案第4号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第5号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

17番 今西春由君。

○17番（今西春由君） 質疑というよりも教えていただきたいんですけど、この条例はいわゆる第7条の休息時間を廃止するという事なんですけれども、そうすると1日30分の休息時間がなくなるんですけれども、これらにつきまして地方公務員法、労働基準法等に抵触しないかということと。

そしてこの改正によって勤務時間の変更があるのではなかろうかと思いますが、そこらもあわせて教えてください。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（城 六男君） 今西議員のご質問にお答えします。

廃止しようとしています休息時間につきましては、地方公務員法、労働基準法のいずれにも規定されておりません。休息時間は昭和24年以来、国家公務員に有給の休息の制度が設けられまして、地方自治体も国に準じて実施してきました。

しかしながら、民間企業の通常の勤務形態では有給の休息時間に相当する制度は普及しておらず、このことを考慮して国や全国の自治体は休息時間の廃止を決めております。

本市の勤務時間につきましては、規則改正によりまして本庁は8時半から17時30分で、休

憩時間は12時から13時の1時間とします。保育所と消防につきましては8時半から17時15分までの勤務時間で、休憩時間は勤務形態等を考慮いたしまして、休憩時間は12時15分から13時までの45分とします。以上です。

○議長（樋口雄史君） 以上をもちまして、通告による議案第5号に関する質疑は終了いたしました。

これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第7 議案第6号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第8 議案第7号「熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第9 議案第8号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第10 議案第9号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例

案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第11 議案第10号「紀南社会福祉施設組合理約の変更に関する協議について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第12 議案第11号「平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入ります。

別冊の平成19年度熊野市補正予算書の内容について、質疑の通告がありますので許可します。

平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）、3ページ、第2表債務負担行為補正について。

14番 松山秀夫君。

○14番（松山秀夫君） 議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算についてのうち、補正予算書に関する説明書3ページ、第2表債務負担行為補正についてであります。昨日の一般質問で山田議員から関連した問いかけがありまして、執行部とのやりとりの中で、それなりに理解をしておるところでございますが、せっかく通告させていただいておりますので、改めてお伺いしたいと思いますが、昨日、市長公室長のお話のとおり、この紀南中核交流拠点については、事業予算等について重大な関心を持っておるといってお話がありました。

まさに私も重大な関心を持っておりまして、実は6月5日付のある新聞に記載されておりましたが、御浜町議会の全員協議会6月4日にですね、三重県の東紀州対策局の坂野達夫局長が自ら説明にみえたという記事がありましてですね、私どもにも丁寧な説明があるのかなと若干期待をしておりましたが、6月11日の本会議で上程されたというのが、初めてこの負担割合を知ったのが事実でございます。

そういうことで、いろいろ事情もあつたんでしょうけど、この負担割合を決める、決めた

経緯についてですね、ご説明を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（中田裕三君） 松山議員のご質問にお答えいたします。

紀南中核的交流施設整備事業支援補助金のうち、いわゆる10分の1に相当する紀南3市町が負担いたします補助金のこの負担割合の算出根拠等について、ご説明させていただきます。まずこの負担割合でございますが、県の提案により熊野市が80%、御浜町が13%、紀宝町が7%となっております。この算定根拠でございますが、まず施設がですね、所在することによる直接的な受益の度合い、そして地域住民の利便性、あるいは3市町の人口、この3点を基礎としまして負担割合を算出しております。

3市町の負担全体を100ポイントとしまして、施設全体のうち3市町の所在割合に65ポイント、施設から3市町の、これは庁舎までを一応距離を測っております。3市町の市の庁舎までの距離に20ポイント、各市町の人口割に15のポイントを置いて試算しております。まず面積でございますが、中核施設の全面積が14万1,200平方メートルございます。この中で熊野市の域が全体の97.6%占めておまして、残りが御浜町が2.4%でございます。そして紀宝町が0でございます。この割合を65ポイントに換算しますと、熊野市が63.4、御浜町が1.6、紀宝町が0でございます。

次に施設からの距離でございますが、熊野市のこの庁舎までが約6.5キロ、御浜町の庁舎までが8キロ、紀宝町の庁舎までが18.2キロメートルございまして、この割合を20ポイントに換算すると、熊野市が9.2、御浜が7.5、紀宝が3.3となります。

次に人口割でございますが、この人口割は平成17年の国勢調査をデータとして使用しております。紀南地域の全人口が4万3,779人ございまして3市町の人口割合が熊野市が48.5%、御浜が22.6%、紀宝が28.9%となっております。この数値を15ポイントに換算しますと、熊野市が7.3、御浜が3.4、紀宝が4.3となります。この数値のトータルが80対13対7となります。

熊野市が面積で63.4、距離で9.2、人口で7.3となり、トータルとしまして正確には79.9%となりますが、切り上げて80%といたしております。

以上でございます。

○議長（樋口雄史君） 市長。

○市長（河上敢二君） 負担割合をどういうふうに決めているかということについては、もう

市長公室長が今申し上げたとおりで、何も付け加えることはございませんけれども、松山議員のご質問の中に、御浜では事前に説明があったのに、熊野では事前になかったのかというようなニュアンスの趣旨にもとられましたので、その点についてはですね、我々として説明する意向を持っていたんですけども、事務方の検討によって、どうも事前説明に該当して本会議形式になるのではないかというような考えから、事前の説明は避けさせていただきました。

ただ、なるべく前触れにこの件についてはご説明を申し上げたいという気持ちは持っておりますので、今後、議長さんなりに相談をさせていただいたうえで、検討は進めていきたいというふうに思います。

○議長（樋口雄史君） 14番。

○14番（松山秀夫君） 了解しました。

○議長（樋口雄史君） 以上をもちまして、通告による議案第11号に関する質疑は終了いたしました。

これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

常任委員会への付託

○議長（樋口雄史君） ただいま議題となっております、議案第1号・議案第2号・議案第3号・議案第4号・議案第5号・議案第8号・議案第9号は、総務財政常任委員会に、議案第6号・議案第7号・議案第10号は、教育民生常任委員会に、議案第11号は、各所管の常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

（報告第1号～報告第7号）

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第13 報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」を議題とし、質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第14 報告第2号「繰越明許費繰越計算書について」を議題とし、
質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第15 報告第3号「繰越明許費繰越計算書について」を議題とし、
質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第16 報告第4号「平成18年度熊野市土地開発公社の決算について」を議題とし、
質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第17 報告第5号「平成18年度財団法人紀和町観光開発公社の決算について」を議題とし、
質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

- 議長（樋口雄史君） 日程第18 報告第6号「平成18年度財団法人紀和町ふるさと公社の決算について」を議題とし、質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。
- 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
- 本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

- 議長（樋口雄史君） 日程第19 報告第7号「平成18年度財有限会社熊野市観光公社の決算について」を議題とし、質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。
- 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
- 本件は報告事項のため、これをもって終わります。

請願の委員会付託について

- 議長（樋口雄史君） 日程第20 請願の委員会付託について、今期定例会において受理いたしました請願は1件であります。
- 本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしますので、報告いたします。

散 会

- 議長（樋口雄史君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
- お諮りいたします。
- 25日及び26日は、委員会審査のため、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、25日及び26日は休会とすることに決しました。

27日は、午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・採決等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞さんでした。

午前 9時 47分 散会

地方自治法第 123条第 2 項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

平成19年6月熊野市議会定例会会議録

平成19年6月27日（水曜日）

第 5 日

招集年月日 平成19年6月11日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成19年6月27日（水）午前 9時 00分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
17番	今西	春由君	18番	堀	力君

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	収 入 役	山川 勝 君
消 防 長	和田 文明 君	市 長 公 室 長	中田 裕三 君
総 務 課 長	城 六男 君	防 災 対 策 推 進 課 長	松下 任克 君
市 民 保 険 課 長	山本 達由 君	税 務 課 長	和田 仁 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	大江 文章 君	環 境 対 策 課 長	奥村 芳信 君
農 業 振 興 課 長	土口 直洋 君	林 業 振 興 課 長	島田 克史 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	山門 正昇 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	奥田 博典 君
建 設 課 長	森本 明 君	地 域 総 合 課 長	星山 政文 君
地 域 振 興 課 長	向山 兼司 君	福 祉 事 務 所 長	岡部 忠澄 君
会 計 課 長	柳本 秀和 君	水 道 課 長	鈴木 衛 君
教 育 長	杉松 道之 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	城 六男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	南 佳寿 君	監 査 委 員 事 務 局 長	原田 葉子 さん

職務の為出席者

事 務 局 長	岡本 憲明 君	次 長	西岡 久典 君
議 事 係 長	山口 耕作 君	庶 務 係 長	田岡 理恵 さん

議員提出の議案名

[追加議案]

議員提出議案第1号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書案

議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

日程第1 議案第1号 熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第2 議案第2号 熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第3 議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第4号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程第5 議案第5号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第6 議案第6号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

日程第7 議案第7号 熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案

日程第8 議案第8号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

日程第9 議案第9号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案

日程第10 議案第10号 紀南社会福祉施設組合理約の変更に対する協議について

日程第11 議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

日程第12 請願平成19年第2号 日豪EPA／FTA交渉に対する請願

[提案理由、質疑、討論、採決]

日程第13 議員提出議案第1号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書案

午前 9時 00分 開議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

議案の訂正について

○議長（樋口雄史君） 会議に先立ち、お手元に配付のとおり執行部から議案資料の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 城 六男君 登壇）

○総務課長（城 六男君） おはようございます。

たびたび発言をお願いしまして申し訳ありません。

今定例会に提出いたしました、議案第3号の説明資料1につきまして、誤りがありましたので、本日正誤表をお配りいたしました。内容の説明をさせていただきます。

議案説明資料1の6ページをご覧ください。

議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表におきまして、現行の欄及び改正案欄中、第4条第2項第2号及び第3号に誤りがあったため、正誤表のとおり改めるものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案1号～請願第2号）

○議長（樋口雄史君） 日程第1 議案第1号「熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第12 請願平成19年第2号「日豪EPA/FTA交渉に対する請願」まで、以上12件を一括議題といたします。

各 常 任 委 員 長 報 告

○議長（樋口雄史君） 本件については各委員会へ審査付託となっておりますので、この際、各委員長の報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長の報告を求めます。

10番。

（総務財政常任委員長 山本洋信君 登壇）

○総務財政常任委員長（山本洋信君） 総務財政常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る6月22日、本会議終了後委員会を開催し、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第1号 熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第2号 熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第4号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第5号 熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

議案第9号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）第1条第1表 歳入全般、歳出のうち、款2 総務費、第2条第2表 債務負担行為補正につきましては、いずれも全会

一致をもって原案を可とすることに決しました。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

17番。

（教育民生常任委員長 今西春由君 登壇）

○教育民生常任委員長（今西春由君） 教育民生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る6月22日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査の結果、

議案第6号 熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案

議案第10号 紀南社会福祉施設組合理約の変更に関する協議について

議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）第1条第1表 歳出のうち、款3民生費につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

2番。

（産業建設常任委員長 和田いく子さん 登壇）

○産業建設常任委員長（和田いく子さん） 今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る6月22日、午前10時から委員会を開催し、全委員出席のもと、関係課職員の出席をもとめ、慎重審査した結果、

議案第11号 平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）第1条第1表 歳出のうち、款5農林水産業費、款7土木費につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

また、請願平成19年第2号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願につきましては、全会一致をもってこれを採択することに決しました。

以上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長報告に対する質疑

○議長（樋口雄史君） これより、ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

まず、総務財政常任委員長の報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 次に、教育民生常任委員長の報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 次に、産業建設常任委員長の報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第1 議案第1号「熊野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び熊野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第2 議案第2号「熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第3号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第4 議案第4号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって討論なしと認め、討論を終結します。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第5 議案第5号「熊野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第6号「熊野市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第7 議案第7号「熊野市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第8 議案第8号「熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって討論なしと認め、討論を終結します。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第9 議案第9号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第10 議案第10号「紀南社会福祉施設組合規約の変更に関する協議について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。
よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第11 議案第11号「平成19年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。
よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。
よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第12 請願平成19年第2号「日豪EPA／FTA交渉に対する請願」を議題とし、討論を行います。本件に対する討論の通告はありません。

よって討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） ご異議なしと認めます。

よって請願平成19年第2号は、採択することに決しました。

○議長（樋口雄史君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時 17分）

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 30分）

日程の追加について

○議長（樋口雄史君） ただいま議員定数議案1件が、追加提出されました。

お諮りいたします。

ただいま追加提出されました議員提出議案を、この際、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議員提出議案1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程（議員提出議案第1号）

○議長（樋口雄史君） 日程第13 議員提出議案第1号「日豪EPA／FTA交渉に対する意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番。

（9番 山本良正君 登壇）

○9番（山本良正君） おはようございます。

議員提出議案第1号 日豪EPA／FTA交渉に対する意見書案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本年から開始されている日豪EPA／FTA交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。オーストラリア政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆～3兆円規模となるとされています。

また、食料自給率は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことが予想されます。

さらに昨年、干ばつによって大減産となったようにオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されているなかで、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

日豪EPA／FTA交渉にあたっては、日本農業に多大に影響を与える重要品目の例外措置を確保し、下記事項が反映されるよう強く要望するものであります。

記

1. 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外することともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。

2. 農産物貿易交渉は農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。
以上、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

- 議長（樋口雄史君） これより質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（樋口雄史君） これにて質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

- 議長（樋口雄史君） お諮りいたします。
ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

- 議長（樋口雄史君） 日程第13 議員提出議案第1号を議題とし、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（樋口雄史君） これにて討論を終結いたします。

採 決

- 議長（樋口雄史君） これより採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(樋口雄史君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

以上をもちまして、平成19年6月熊野市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 9時 34分 閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員